

広島県立文書館資料集 2

宮本愚翁日記抜粹・恩ほうし

広島県立文書館

凡 例

一 本書は、広島県立文書館資料集2として、広島市佐伯区宮本誠之氏から広島県立文書館に寄贈された宮本家文書のうち、「日記抜萃 弐」(資料番号26)及び「恩保字志」(同7)を、それぞれ「宮本愚翁日記抜粹」、「恩ほうし」として刊行するものである。

一 本文の表記法は、できる限り原文の形に沿うようにしたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。

1 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・あて字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するようにつとめた。なお、当時一般に慣用されていた誤字は、かならずしも改めなかった。

2 著者自身が朱書などで抹消または訂正している場合は、原則として抹消した文字に意味を認める場合限り、抹消文字の左傍に「々」を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。

3 本文中、文意が通じない部分や過って重複したと判断される箇所には(マ)、推定できるものには(○○)、なお疑問に残るものには(○○○)、脱字があると判断される部分には(○○脱カ)などと、それぞれ右傍に注記した。

4 変体がないは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而(て)・江(え)・者(は)・茂(も)・与(と)と而已(のみ)は、小活字で示した。また、合体字については、片はトキ、片はトモ、フはコト、メはシテと改めた。

5 適宜、読点(、)および並列点(・)を付した。

6 平出・闕字は省略した。

- 7 本文中、() 内に二行で記している部分は、一行で表記した。
 - 8 「宮本愚翁日記抜粹」の頭書は著者自身が朱書で付したものであり、原文のまま記した。その場合、下段にかかる頭書については「――」で示して区別できるようにした。
 - 9 本文中、行間の数行にわたる後筆や、欄外の後筆がある場合、その部分に(※行間後筆)などと記してその位置を示し、その内容は適宜まとめ「――」で示した。
 - 10 訂正・頭書以外の朱書については、「――」で示し、右傍に(朱書)と示した。
 - 11 人権擁護の立場から、一部地名・人名を□で伏せた部分がある。
 - 12 必要に応じて(――)で傍注を付した。
- 一 巻末に、読者の便宜をはかるため、宮本愚翁日記抜粹関係系図、宮本愚翁略年譜、および人名索引を附した。
- 一 本書のうち、「宮本愚翁日記抜粹」は平成三・四年度の古文書解読中級講座、及び平成五年度の古文書解読同好会テキストに利用し、解読を行った。
- 一 本書の傍注・解題は研究員西村 晃が担当した。

目次

凡例
解題

宮本愚翁日記抜粹

慶応四年	一
明治二年	一
明治三年	三
明治四年	七
明治五年	四
明治六年	四
明治七年	五
明治八年	五
明治九年	六
明治十年	六
明治十一年	七
明治十二年	七
明治十三年	七
恩ほうし	八

宮本愚翁略年譜

宮本愚翁日記抜粹關係系図

人名索引

解題

一 宮本愚翁について

宮本愚翁（ぐぶ一八三九〜一九〇三）は、幕末から明治期にかけて、広島心学の衰退期にありながら、その再興に力を尽くした心学者である。その略年譜は巻末に附したので、ここではその概略を述べておきたい。

宮本愚翁（名は弘道、通称亥三いみ）、号は知水、明治三十五年十一月より愚翁と号す）は天保十年（一八三九）三月二日、広島大手町筋六丁目村に、広島藩士中村内蔵助道貫（一八〇〇〜一八五六）の四男として生まれた。長男は中村家を継いだ蔵太郎、三男は父の実家の井原家を継いだ保三郎である。なお、関係系図は巻末に附したので、詳しくはそれに譲ることとする。

父の中村内蔵助道貫（号は徳水）は、広島藩士井原喜平太の二男に生まれ、同藩士中村徳右衛門の養子となった。養父の影響を受けて広島で心学者矢口来応に就き、文政初期に江戸へ出てからは大島有隣に師事して心学修養に励んだ。文政十年（一八二七）六月から同十二年二月まで、一年十か月の江戸詰の公務の間に、江戸の講舎で道学会輔を開いた回数は三六五回に及んでいる。帰国後も代官所勤仕の公務のかたわら、広島講舎、歛心舎や商家で心学教化活動に当たった。家督を長男の蔵太郎に譲って隠居した後は、江戸の講舎、参前舎の第五世の舎主として招かれ、衰退へと向かっていた江戸心学の興隆をもたらし、その活躍は、広島心学の名声を全国にとどろかせることとなった。徳水の日記や著作、手紙などは晩年に愚翁が整理し、その大部分は現在東京の参前舎などで保管されている（県立文書館で複製資料の利用可能）。十一冊残されている日記（「天下太平日記」、愚翁が「東護院様公私日記」などと改題）のうち、広島市立中央図書館で保管されている天保十二年（一八四一）分だけが『広島県史』近世資料編Ⅵに翻刻されている。

愚翁は、幼少から中村家で父親の謹厳な、そして母親の慈愛に満ちた教育を受け、温厚で誠実な人柄であった。七歳で岡村嘉右衛門に筆法を学び、次いで津崎文助、大木嘉七郎等に就いて修練を重ねた。経学は藩儒加藤熊之助に学び、長じては藩校に通い、牛田村田中定助に数学の教授も受けている。また武術の修行にも励んだという。父徳水の遺志を継いで心学を志したのは安政三年（一八五六）のことであり、長兄蔵太郎の勧めで藩儒頼餘（一、いんおん）を頼んで、京都の頼三樹三郎の許に寄寓し、心学の本舎である京都明倫舎で修養する予定であったが、蔵太郎の事情によって果たせなかった。そこで、栗原如心を介して広島心学の大家、矢口来応の善導手引をうけることとなり、修行を積んで、万延元年（一八六〇）に広島欽心舎で会友の、同二年には広島敬信舎で前講の印鑑を許され、二十二歳で欽心舎において道話を開くに至っている。広島藩士宮本政次郎徳陰の養子となったのはその翌年、文久二年（一八六二）のことである。宮本家を継いだ直後、愚翁は勘定所支配足輕として山県郡鍛冶台に出張勤番したが、同三年二月に御用達所坊主を命じられ、剃髪して亥三と名乗った。その六月から翌年三月まで京都詰となったため、京都で柴田鳩翁・吉岡教齋らに学ぶ機会を得ている。

明治維新直後の慶応四年（一八六八）、愚翁は広島藩当局に対し三度にわたって、心学の採用についての建白書を提出している。農民の遊民・商人化による生産人口の減少、秩序の混乱などを憂慮し、その現状を「上下共ニ怠惰ヨリシテ利欲ヲ貪リ放逸驕奢盛ニ相行」われている結果と批判する愚翁は、明治維新を、旧幣を一新する「変革」（「旧染ノ汚ヲ変テ固有ノ赤心ニ革ル」）ととらえる（「恩ほうし」、本書八三頁）。その上で封建的秩序を維持回復するため、「心学道話ヲ以テ不絶廻村ニ相成候へハ一番手近キ教諭ニテ、良民ハ勿論、姦民トテモ良民ト可相成ハ必定ニ御座候」（「同」、本書八九頁）、「此ノ本心ヲ知ルトキハ令セズシテ行レ、工事訴訟ハ勿論、不忠不孝、匪ヒ又ハ入牢者モ減少シ、御厄介相備候者ナク、万国国民ノ御仁徳ヲ仰キ、生死ヲ忘レテ耕作イタシ申ヘク」と、心学による民衆教化を願い出たのである（「同」、本書九〇頁）。その建白が、幕末からの騒然とした「世直し」の社

会情勢への対応を迫られる同藩に容れられるところとなったため、愚翁は還俗し、慶応四年七月に広島藩知郡局調役御代官所附に任じられた。本書の「宮本愚翁日記抜粹」はここから開始される。そしてその後、明治四年の廃藩置県まで藩の命によって領内の孝子・奇特者・高齢者を調査したり、賀屋忠恕ら同志の心学者と領内を巡回して、各地で心学講話を開き、民衆の教化に当たっていることが本書に見える。さらに、翌明治二年から三年にかけて組織的な心学教化を計画し、実行に移すべく建白を行っているが、これは実現には至らなかった。

藩の民衆教化政策の一環に位置づけられた愚翁ら心学者の立場は、当然ながら貧農層の立場に立つものではなかった。たとえば、明治三年九月に権大属根尾半と三次郡を廻村した愚翁は、村役人に対して「昨年已来の御貸下ケ米銀ほとハ返納致さねハ天地へ対しても済まず、又是等を能弁へねば人に生まれ出たる甲斐もなく、犬やら猫やら知れぬ」「恩ほうし」、本書一一六頁と、封建道徳と国恩を強調することによって、昨年の大凶に際して藩から貸し下げられた米銀を返納し、藩に「報恩」を行う必要性を説いている。藩の財政は苦しく、また明治三年は豊作であったとはいえ、前年の大凶作の影響で米価高値がつづき（山県郡では三年七月頃までの一石あたりの米価は三貫目を超える）、農民に返納の余裕などある筈もなかったのである。

明治四年の廃藩置県により、愚翁は「広島県等外出仕」を命じられ、広島県の下級官吏となって租税課に勤務することとなった。同年十月には広島県の戸籍係に配属され、十二月十日から翌五年一月二十九日にかけて、御調・甲奴・世羅・三谿の四郡を巡村している。これは次の事情による。明治政府は同年四月、戸籍法を制定し、それまでは身分的に掌握されていた戸籍を、その住居している地ごとに把握しなおすことを企図した。広島県でも、八月の武一騒動が鎮静した十月から、それまで把握されなかつた漂泊の生活をする山家・乞丐などを含む全人民を住居地ごとに把握すべく、管内の家数及び人数の調査を行った。戸籍係の愚翁らも、戸籍並びに社寺・山家・乞丐調査のため四郡を巡村したのである。愚翁らは割庄屋等に戸籍法の趣旨を説き、山家・乞丐のうち、生所がある者は立

歸らせ、それ以外は各村で教育所を設置し救育米を与えて入籍させたり、戸長の抱えとすることによってその戸籍へ入れるなどして、その土地に定住させようとした。そうしてこれまで無籍であった者をも戸籍へ組み入れていたのである。全国的なこの調査によって編製されたのが、いわゆる「壬申戸籍」である。この戸籍編製によって、個人は一己の人格としてではなく、天皇を頂点とする「一君万民」を構成する「家」の一員として把握されることになる。戸籍制度は、戦後まで続くタテ社会の根幹となる「家」制度の枠組みとなっていたのである。

なお、愚翁らは山家・乞丐の探索に旧「かわた」を利用して「日記抜粋」に見える。これは、江戸時代の身分制社会のもと、農村の治安維持のため他領他村から流入する乞丐などの遊民層を村から排除する番非人役が、旧広島藩「かわた」の重要な役目の一つであったことによる。支配者である幕府や藩は民衆支配を円滑に行うため、底辺の階層にさらに被差別身分を設定し、苛酷な年貢に呻吟する民衆が支配者に対して抱く不満をそらせ、逆に民衆に身分的優越感をもたせようとした。被差別身分の人々に犯人の逮捕や処刑、牢番役、番非人役など、農村の治安維持の役割を強制し、一揆や騒動の際にはその鎮圧の最前線に立たせることによって、意図的に民衆と反目させ、民衆が支配者に対して抱く不満を被差別身分の人々への怒りや憎しみへとすり替えていたのである。愚翁らが四郡を巡村した当時は、すでにいわゆる「解放令」とよばれる太政官布告が出され(明治四年八月発布)、制度上は被差別身分は廃止され、職業の自由も保障されていた。しかし、「四民平等」とはいいながらも、その差別と貧困から解放するために明治政府は何ら具体的な施策も打ち出さなざりか、「皇族」「華族」「士族」「平民」といった新たな身分を作り、身分や家柄によって人を区別するという構造は戦後まで解消されなかった。山家・乞丐の探索に旧「かわた」を利用し、また、愚翁が旧「かわた」を「新民」(新たに平民となったものとして、旧来からの平民とは異なることを暗に表現しようとしたもの)と呼んでいることは、「解放令」以後も、身分制社会における「かわた」役がすぐには廃止されなかったこと、旧「かわた」に対する社会的偏見と差別がその後も存続し

たことを示している。

愚翁はその後宇品港船改所交番などを勤めたが、明治七年六月、旧藩士の秩禄奉還後の資産を保護する目的で設立された金融会社、共済社創立に加わったのを契機に、八年八月には広島県を退職した。十二年七月に類似コレラを患ってからは家督も嗣子観太郎に譲って退隠し、九年一月から解散する二十四年十二月までは、専ら共済社の業務拡張に力を尽くした。

一方、心学は明治政府によって神道に結合され、教義の変更も余儀なくされた上、心学者たちも教導職に補せられた。愚翁も明治六年二月、東京参前舎から教導職試補に任じられ、新設された教部省の管下に入り、大教宣布の説教を行うこととなった(九年十二月に依願免職)。また、文明開化によって封建的な道德心を顧慮しない西洋思想の流入したこともあって、心学は衰退の一途を辿った。しかし、十二年頃から谷干城たごまろらが主唱して心学再興運動が始まり、広島でもこれを機に心学者が会合を重ね、十七年四月、県令千田貞暎さだあきに対し「心学道話再興之儀ニ付伺」(「恩ほうし」、本書一一七―一一九頁)を提出した。その結果再興の内意を得たため、翌年から愚翁らが中心となって心学の会輔を再開し、二十五年六月からは愚翁宅に「心学教会」の掛札を出し、その趣意書を印刷配布している。

しかし、心学はもはや関東の大日本報徳会のような隆盛を見ることはなかった。同志が次々と他界していく中で、愚翁は読書講学を怠ることなく、盛んに新聞などへの投書活動を行った。そのかたわら、明治三十一年一月には道生館という下宿屋を始め、同年十月には、赤十字社広島支部看護婦養成所の修身の講師に迎えられ、青年・女子の教育活動にも従事した。その間も日記は欠かさず、心学道話の著述も多数にわたった。また、晩年には広島的心学者の遺文・書翰類や経歴・逸事等の調査と蒐集につとめ、阪本辰之助の依頼によって、当時『広島日報』で連載していた「統芸備偉人伝」に原稿を提供することとなった。なお、愚翁は写字に巧みであったため、「日記抜粹」

にも、各方面から盛んに写本を頼まれているが見える。

このように、愚翁は、心学の復興を思い描きながらも悠々自適の晩年を過ごした。愚翁の孫にあたる宮本一吉氏かずきちは、晩年の愚翁の生活を思い出して、「愚翁と交際する人は斯学（心学―執筆者注）の同志か、教育宗教家等で、外出すると云へば之等の人を訪問するか、時々委嘱を受けて道話に行く位で、其以外は殆ど家に在りて読書か写本か何か頻りに細字で書いて、小冊子様なものを綴っては人に与へ、又は保管して居った事を記憶する。所謂世俗に遠ざかり心学に専念して居ったと思ふ。家事にも余り立入らず家族に対しては改めて心学道話めいた事はしなかつたが、個々に機に触れ時に応じて教訓すると云ふ風で、其態度は嚴肅であつた。」（『愚翁道話』序）と述べている。愚翁は病を得て明治三十六年（一九〇三）三月二十二日、享年六十五歳で自宅で没した。法号は真理院弘道翁居士、墓は広島市中区大手町一丁目西方寺にある。

愚翁の妻は山本氏の静であり、子供には早世した一男一女を除くと二男一女があつた。そのうち嗣子親太郎（実父は、愚翁の養父政次郎、一八五七―一八九三）は広島日報の編集長や広島県会の書記長を勤め、もう一人の男子二七郎（号は瓦全、一八七一―一九三九）は、広島市南区千田公園に立つ千田貞暁像などを製作した彫刻家として著名である。

愚翁の著作は、死後の明治四十三年十二月に、清水俊の校訂によって正統二編の『愚翁道話』が刊行されただけであり、多くは末刊のままとなつている。その後昭和十六年三月、石川謙の校訂により一冊にまとめられて再刊された『愚翁道話 全』は、大学道話、中庸道話、論語道話、孟子道話、一般道話（「天地之性」「心の取舵」「衛生」「報恩」「春の日くらし」）および付録という構成になつてゐる。

二 「宮本愚翁日記抜粹」について

宮本家文書は、宮本愚翁の日記、著作物を中心とする資料群であり、昭和六十三年四月十一日、六四点が愚翁の

玄孫に当たる宮本誠之氏から県立文書館に寄贈された。この文書目録は、『広島県立文書館収蔵文書目録』第1集に収録してあるので、ご参照いただきたい。今回刊行する「宮本愚翁日記抜粹」と「恩ほうし」もそのなかに含まれる。

「日記抜粹」は全五三丁で、毛筆で記されている。表紙は薄茶色で四ツ目綴じにしている。自筆の題簽には、「日記抜粹」と書した下へ、「慶応四年六月ヨリ」「明治十三年八月マテ」「但十三年十一月へ続ク」と三行にわたって記している。また、題簽右上には「弐(参四五六七抜粹中ニアリ)」とある。本文には朱書で自ら頭書を付している。本書の始まる慶応四年六月六日は、愚翁が還俗して広島藩知郡局調役代官所附に任じられた日であり、また、終わる明治十三年八月三日は、隠居後も共済社の勘定役兼書記として東奔西走していた時期にあたる。本書は、その名からもわかるように、「日記」三〇七を整理、抜粋したものである。したがって、筆者が毎日筆を取って事象を年代に沿って叙述する「日記」とは違い、同じ事象であれば本来後年の記事でも年代を遡って付け加えたり、また、筆者が自己の半生を回顧し内省を加えたり、或いは事象の意図的な取捨選択や、感情の強弱の添加、叙述の粉飾があることは否めない。しかし、それがかえって人生の到達地点からの回想の中で捉えられた、人生の真実の姿を映し出しているということもできよう。

これ以外にも愚翁の日記は、八(明治十三年十一月二十四日～十四年十二月三十一日)及び十一～十九(明治十七年四月一日～三十五年十二月三十一日)の計十冊があり、いずれも小型の冊子(横半冊、一部堅冊)に細かな文字でびっしりと書き込まれている。ただし、残念ながら九・十(明治十五年一月一日～明治十七年三月三十一日)は見ることができない。

「日記」巻七は整理、抜書した後に廃棄されたと考えられ、「日記」巻・弐をもととした「日記抜粹 巻」も失われているため、慶応四年以前の愚翁の具体的な事績については、『愚翁道話』中の「宮本愚翁先生伝」などに

頼らざるを得ない。昭和十六年に再刊された『愚翁道話 全』には、校訂者の石川謙による愚翁の年譜が巻末に付されているが、それには、慶応四年以前は、二項目ながら「日記抜萃 巻」をもとにしたと思われる記事があるものの、明治十三年三月から十七年四月までは空白になっていることから、「日記」九・拾はこの時点ですでに失われていたと考えるのが妥当であろう。

さて、「日記」の明治三十五年十月八日の項には、「日記抜萃成頓せしニ付製本いたし、嘉永年度より明治三十二年迄之分一括として存置」とあることから、「日記 巻」及び「日記抜萃 巻」は、嘉永年間から始まっていたと思われる。自らの「日記」をいつから、いかなる動機で、またいかなる規範で抜萃しようとしたのか不明であるが、年代を追って整理していること、そして「日記」の明治二十八年十二月二十五日の項に「日記帖安政二年より之書抜ニ取懸り、毎夜相認ム」とあることから、これ以前に着手したことは間違いない。

さて、この「宮本愚翁日記抜粹」が広く研究者に知られるようになったのは、明治四年（一八七二）十一月十五日に愚翁が出張先の高田郡吉田町で耳にした六項にわたる風聞（「日記抜粹」、本書三四頁）が広島大学の頼祺一氏の紹介により、一橋大学（当時）の佐々木潤之介氏が、それを「世直し」状況下の民衆の期待と願望を示すものとして、『世直し』（岩波新書、一九七九年）などの著書で取り上げたためである。佐々木氏は、同書のなかで、明治初年の各地の風聞で取り上げられた問題を、①土地改革、②民族的危機、③天皇、④被差別民とまとめた（愚翁が記した風聞には、そのいずれもが含まれる）上で、「それらの個々の問題のされ方に、さまざまのねじれや歪みがかはつきりしている」（『同書』一九〇頁）ことを述べられている。

佐々木氏はその歪みのもっとも大きなものが、④の被差別民に対するもの、愚翁の記した風聞では「革田強弱相しらべ、強者はエゾへ遣らるゝ事」、であると指摘され、さらに、傾向として幕末から明治初年の「世直し」騒動において一般農民と被差別民が共同行動を取ることが多くなってきたことが認められるが、共同して差別解消を主

張することには向かわず、それとは逆の差別行動や主張をも起こさせるのであると述べられる。この蝦夷(北海道)へ強制的に移住させるという風聞自体、「解放令」に基づいて差別解消に向かうどころか、農民の差別の意識が反対に強化に向かつていく可能性すらうかがわせるのである。

本書の資料的価値がこの風聞の記述にとどまるわけでは決してない。一つには、明治初年の広島藩の下級藩士、広島県の下級官吏の暮らしぶりが如実に明らかとなることである。「日記抜粹」には、愚翁と交わった同時代に生きる有名・無名の多数の人物が登場する。利用者の便を計る上でも巻末に人名索引をつけることとした。二つには、愚翁が日記に書き留めた明治初年という時代が、国家体制や社会の大きな変革期であり、新聞資料以外には意外と資料が多くないこの時期の時代性を窺うに十分な記事をわれわれに提供してくれることである。文明開化に関する記事だけでも、たとえば、明治四年十月に愚翁が県庁出仕を命ぜられ、三館(旧広島城三の丸)の県庁に初登庁したところ、庁中はすべて板間で、大机と腰掛けで執務するようにかわり、散髪の上(ただし愚翁の散髪は四郡の巡村を命じられた同年十二月六日)脱刀、洋服・靴を着用することを命じられたこと、人力車が珍しかった翌年四月に、車夫が残していった人力車を素人が子供たちを乗せて牽いて壊してしまったこと。その他にも、種痘、牛肉食、太陽暦など枚挙に暇がない。

三 「恩ほうし」について

「恩ほうし」は「三原堂製」と印刷された二〇行の野紙に記され、全九八丁、表紙は「宮本愚翁日記抜粹」同様の薄茶色で、四ツ目綴じにしている。自筆の題簽には「恩保字志」とある。宮本愚翁が慶応四年以降広島藩当局に提出した、郡政改革に心学を採用することを促す建白書や、愚翁が広島藩勤仕中に領内で行った口演、明治十七年に広島県知事宛てに提出した心学再興の伺い、二十六年に京都明倫舎との間でやりとりした心学再興に関する問答書などを書写し、一冊にまとめたものである。

本書の編集動機や成立時期は不明である。収められた最後の記事が明治二十六年七月十日であり、また、「日記」の明治三十一年二月二十三日の項に「夜寺尾へ咄ニ行、恩保宇志并芭蕉正風伝俳諧集共持行立用ス」とあることから、この四年半の間の成立と思われる。本書から、とくに明治初年における愚翁の思想を知ることができるだけでなく、幕末維新时期における心学者の社会認識や、それ以降の心学者の活動を探る上で格好の材料を提供している。

なお、「宮本愚翁日記抜粹」は、平成三・四年度の古文書解説中級講座、及び県立文書館古文書解説同好会の平成五年度のテキストとして使用し、講座受講者、同好会会員の皆さんとともに解説に当たった成果である。あらためて、宮本文書を県立文書館に御寄贈いただき、本書の刊行にもこころよく御同意いただいた旧蔵者の宮本誠之氏、瑞子氏、並びに中村久夫氏、そして、解説にあたって多くの御助言をいただいた中級講座の受講者と同好会の皆さんに対して、衷心よりお礼を申し上げる次第である。

その他の参考文献 石川 謙『石門心学史の研究』（昭和十三年）

及川大溪『広島的心学』（昭和四十九年）

木京陸人「幕末・明治期の心学―宮本愚翁の心学思想について―」（『芸備地方史研究』一一

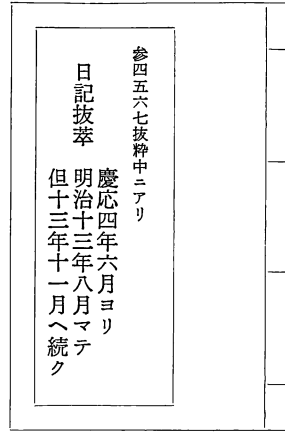
五、一一六・一一七、昭和五十二、五十三年）

西村 晃「明治初年広島藩の教化政策と村役人（有元正雄先生退官記念論文集刊行会編『近世近代の社会と民衆』（平成五年）

官本愚翁日記拔粹

(表紙)

(堅一六・二センチ横一・八センチ)



日記抜萃

一慶応四年戊辰六月六日、御国体之義ニ付心付之儘

建白書

建白書捧呈、尤末た言路洞開之義不被仰出以前ニ

付、於政事堂掛り大御目付岡村辰之進殿へ密に差

出候事

但、後日承候へ者早速(浅野長熙)若公へ被差上候旨被申聞

沼田郡勤
番

一同年七月三日、御用召ニ付制度局へ罷出候処、十

還俗

畳敷(御小姓組詰席)ニ於て還俗、勤中物書役並

明治改元

知郡局調役御代官所附被仰付、即日沼田郡へ出勤

致し候様郡御奉行衆より申談之紙面到来

言路洞開一同年七月上旬、從朝廷言路洞開之義被仰出候付而

者、於御城上下応対之間両所へ御構相成、御為筋之義ハ無伏臆申出候様被仰出

一同年同月廿日、御一新之折柄ニ付郡風建直方心付

有之候ハ、無伏臆頭書ニして申出候様御代官初

調役ニ至迄も順達ニして、郡御奉行衆ヲ相廻る、

右ニ付同月廿九日、郡体建直方之要文相認メ、御

代官伝ひニ郡御奉行衆へ差出ス

一同年八月八日、大儉并金(違)達(案カ)等御政事之偏頗有之

旨建白書相認め、下応対之間へ持参、大御目付松

村乙次郎殿伝ひ差上ル

但、同人之口上ニ、直ニ可奉入御覽、扱々神妙

之義与申聞らる

一慶応四年戊辰九月十二日、御役成り(振カ)觸舞心として

沼田・安芸両郡同御役相招き、酒看差出ス

一同年同月十三日、入郡いたし候様申談有之、同十

七日、祇園町郡府へ罷越、勤番いたし候事

一同月より慶応四年を明治と改元、以後御一代一号

ニ相成候旨被仰出

一勤番中六月以来之建白書草案清書して巻冊とす

但、此考冊中村故藏太郎大兄伝ひ小応^(傳)狩介之丞
氏へ立用之儘返戻無之

一同年十月八日、郡府南隣社家高田伊豆より玄猪祭
之神酒持参し、いのこの発句を詠たりとて差出ス

〔朱書〕
「へ」明日笑ふ今日はいきじの玄猪かな

右の句へ下の句を付べしとてこじ付の付句する

〔朱書〕
「へ」わらべこころの扱もすなほさ

此男三ヶ年前より社家同土故障を醸し、吟味を
願出候付かた／＼示し心に付句せり

一同年十月九日夕八時頃、若殿様^(内野延助)・内記様^(内野延助)山県郡へ

御越被遊候ニ付、郡府へ御小休可被遊旨村役人共
より注進候付、直ニ御役所へ罷出候処、最早御先
構之宮田権三郎殿、御奥小姓等御玄関へ相見居候
付、御間取り等見分有之候処、是ニ而ハ狭しとて
御代官芝和平太殿勤番屋敷へ御小休之事ニ相成、
無程御着ニ相成、近郷之孝子・奇特者并八十才已
上之者共都合式拾人御目通り被仰付、夫々正金式
兩ツ、頂戴いたし、誠以難有狩り感服之気色相見
たり、夫々直ニ御発途被遊、無滞相田村^(田村)へ御止宿

ニ相成候付、拙者義者役人共牽連レ同方へ罷越、
孝子・義民・高齡者及び鰥寡孤独之者可差出との
義ニ付村々へ申達候処、中にも未だ御賞無之、割
庄屋共手元迄申出居候孝子をも一緒ニ名前書出せ
候様ニと示談ニ依而書拔差出候処、後刻ニ至りて
御伺ニ相成候処、仮令寸孝たり共孝と云名の付た
る者ハ不殘差出可申との尊慮ニ付、其趣役人共へ
申聞、一同難有狩り居候処へ、先刻之孝子ニ付尊
慮の義者未た不被仰出以前ニ駆引呉候様との義、
郡方歩行目付熊田正太郎氏を以示談有之候付、命
令ニ候へ者取消可申答ニ候得共、既ニ下方へ表発
仕候後ニ候へ者、私共職掌ニ於て斯る不都合ハ取
計苦敷ニ付、一応其趣被仰達候様ニと強而申出候
処、命令なれハ吐口有之間敷と再三之嚴談有之候
へ共、私職掌ニ於て承諾仕かたく、其訳者御明君
と奉仰、此度之御趣意万民拳而難有狩り居候へ共、
右孝子之義ニ付尊慮再ひ相変候訳を申解候時者却
て御闇君なる事ニ立至り、恐多く奉存候付、如何
にしてもケ様之義者得難申談旨強而申出候処、然

安芸郡巡
村
安芸郡勤
番

心学者申
出

者郡廻り衆へ可申出との義ニ付、右之次第武井雄三郎殿へ申出候処、是又再応再三之押付ニ候へ共終ニ不肯、仍之同人より宮田権三郎殿へ申出ニ相成、同人殿より若殿様へ御伺ニ相成候処、最早表発いたし候義ニ候へハ、其儘ニ而不苦旨被仰出候付、拙者限りニ而役人共へ者不申談して相済たれハ誠以満足いたし、夫より直ニ引取候事

一翌十日、相田村ニ而八十以上之者百拾九人、孝子拾四人、鰥寡孤独四十九人、夫々御目通りへ罷出、御金頂戴いたし、尤鰥寡孤独へ者銀札五拾目ツ、頂戴いたし候由、夫より毛木村御屋ニ而、同所ニおゐても残之分五六十人罷出、中ニも久地村(宿田郡)百姓之老母百十二才なる者罷出、座上ニ而蒲団敷之儘御目通り被仰付、御垢付御小袖一枚、御金共頂戴いたし、夫より久地村へ御宿りニ相成、役人共御同方迄御送り申上、無御滞御越ニ相成候段十日一夜申出候事

一明治二年二月七日安芸郡へ入郡、右者此度中井利濟殿為御名代巡在有之候付而者、八十歳已上之

者、其外孝子・奇特者等取調之義先越して再調べたし、郡村迄も相調置、其跡へ同人殿着被致候様永代先へ〜と奔走せり

一右之節召連候野村孫兵衛と申ス者、当時割庄屋同格相勤居候者ニ候へ共、御用立之者ニ而諸事都合筋相備、無滞相済、同十九日引取

八十以上之者共へ 金貳両

八十八才以上之者共へ 金貳両と老人扶持

百才以上之者共へ 金貳両ト式人扶持

孝子へ 金三両 鰥寡孤独へ 銀札三百目

義民へ 銀札三百目

一同年同月廿五日、此度郡中教導方之者人撰之義ニ付郡御奉行衆より諸郡御代官衆へ達有之候付而者心付申出置候処、心学者人名并被相行方等委細書付ニして差出候様郡方吟味役中より示談有之候ニ付、心学社中申値之上巨細ニ申出置(此義者恩保宇志ニアリ)

一同年三月十七日、安芸郡船越村郡府へ為勤番罷越ス

一同年四月月上旬、中井利濟殿巡在濟被引取候付而
者、安芸郡口組・中組当年八十才并窮民之者手残
ニ相成居候付、実否探索として廻村為る

心学道話
回村

一明治二年三月下旬、安芸郡割庄屋庄山田村庄屋沢
原繁太郎心学道話招待之義申出候付而者、心学者
賀屋忠恕・平川重三郎招待方拙者より駆引候処、
両人共数日之逗留六ヶ敷趣ニ付賀屋忠恕殿被差出
方御代官所より郡奉衆（行脱カ）へ被相達候処、表向達有之、
日数廿日之間入郡有之候様との義ニ付、四月朔日
より左之村々拙者付添前講いたし、重三郎・藤田
敬祐も十日之間罷越候付、都合四人ニ而二手ニ別
れ廻村する事ニなる

但、敬祐義ハ主掛り之身前ニ付、主人浅野和光
殿へ佐藤保太郎殿より紙面被差出、十日之間立
用と申ス事ニ相成、重三郎義者七日之間逗留、
熊野村辺相濟直ニ引取

庄山田村 焼山村 熊野村 宮原村 苗代村
栃原村 川角村 押込村 平谷村 吉浦 矢
野村 海田市

右之趣者前以て達ニ相成候義ニ付、拙者廻村之義
も被聞届、受郡ニ而道話いたし候而も不苦との義
ニ候事

一四月朔日より五日迄ニタ手ニ而熊野村相濟、翌六
日、一手重三郎・敬祐者苗代村・栃原村へ相廻
り、八日朝、敬祐者庄山田村へ罷越、重三郎ハ広
島へ引取たり、忠恕殿と拙者ハ六日朝より庄山田
村へ罷越、九日夜迄相勤、夫より宮原村・川角村
・押込村・平谷村・吉浦村・矢野村・奥海田村・
海田市を相勤、同廿日夜迄ニ而相濟、翌廿一日、
忠恕殿ハ引取られ、拙者義者安芸郡々府へ相詰候
事ニ申談有之

一同年五月八日、郡府御用濟ニ付引取、帰宅之事
一同月十九日、臨時御用ニ付沼田郡府へ罷越候様申
談有之、翌廿日夕方より入府いたす

一同月下旬、沼田郡ニ於て心学道話執行致し度旨ニ
而割庄屋共より願書差出候付、講師者重三郎吹峯
いたし候処、直ニ郡御奉行衆へ被相達、郡奉より（行脱カ）
之差図ニ、此節賀屋忠恕義高田・高宮郡廻村中ニ

付、同郡済次第沼田郡へ引移可然との義ニ有之候
付、賀屋氏者出先へ及駆合候処、七月中ハ同方之
廻村難相済旨返書有之

一同年七月朔日、重三郎義八木村沼田郡へ道話招待ニ付罷

越掛ケ勤番所へ立寄候付、暫時引留め、御代官植

木乙次郎十殿所望ニ依て一席相頼、割庄屋并庄屋・

与頭共も聴聞致せ、殊之外感心せり

一同月三日夜、植木殿所望ニ付拙者義道話致す

一明治二年七月五日、暴風雨・大雷ニ而大洪水出て

郡中所々損多く、中ニも□□村草田樋番□□之家

屋、山押崩れ同人妻即死、其外□□村百姓家二軒、

草田小屋老軒転覆、尤怪我人無之旨注進せり、八

木村水難所、温井村沼田郡椴原と云ふ所ハ田地老町五反

計押流し候段及注進候付、直ニ見分候処、実ニ目

も当られ難く次第ニ而、百姓共ハ党をなし、普請

手拔之段直訴之申值候趣ニ相聞候へハ、種々と説

論ニ及ひ候処、納得いたし相静候付引取候事

一同年七月七日、賀屋氏高宮郡より引取掛ケ郡府へ

被立寄候付引留、沼田郡廻村之義及相談候処、折

柄幸之事とて植木殿より道話所望ニ付午時後一席
座談有之、右之節者郡用所詰合、割庄屋其外并近
辺之諸役人共呼寄聴聞致せ候処、大ニ感心相歎ひ
たり

一同月十二日、沼田郡御用済ニ付即日引取

一同月十八日ヨリ所勞ニ付煩ヲ出し出勤せず、右者

背部中程右之方内部痛ミ、立居伸縮ニ相困り候

付、広藤道庵老へ診察ヲ乞候処、是ハ湿氣病之由

ニ而蒸剂等ヲ貰治療候処、追々軽症ニ相成り候

付、八月三日より快出せり

一同年八月廿六日頃、心学道話ニ付賀屋忠恕氏沼田

郡へ被引移候付、附属前講可致旨予テ佐藤保太郎

殿より被申談、尚郡府よりも必出張候様ニと申越

され居候処、同勤末田来次義者不居合ニ付故障申

立候趣ニ而、右附属出張する事ハ先ツ見合可然旨

植木乙次郎十殿内談有之候事

一同年八月十一日、今般郡中へ為御名代被差出候付

而者、安芸郡へ御側御用人川崎貞寛旧名鹿之助

殿被差出候付、右附添として廻村いたし候様申談

有之

侍中解職一同月廿四日、御家老中ヲ初侍中惣御用召ニ而常職御免、改而新御役ヲ被蒙、綏而御役名改革ニ相成候事

一同年九月二日、明三日御名代被差出候旨ニ付諸般承合候様原令衆ノ紙面来ル、右ニ付御城へ罷出タリ

安芸郡回村

一同三日、御城へ一応出勤、午時九ツ時引取、夕七時より入郡、安芸郡府中村庄屋・割庄屋善右衛門方泊所ニ相成り、川崎殿ハ黄昏より被罷越候付、翌四日朝、左之村々ヲ寄せ村取計、多人数ニ付二切にいたし、川崎殿より御直筆写読聞せ有之、跡ニ而演説ありたり

牛田村 新山村 戸坂村 温品村 矢賀村
府中村

右御直筆者、先般藩知事被為蒙仰候付而者、万民之疑惑解き農業を相励ミ、忠孝一偏ニ基き、心得違無之様ニとの御趣意なり

一右相済、畑賀越ニ而中野村(安芸郡)へ被越、同村庄屋三戸

八右衛門方屋所成り、同断寄せ村者上瀬野村・下瀬野村・中野村・畑賀村

一右済て海田市へ被相越、脇本陣年寄格彦次郎方へ宿所、寄村右同断、船越村・海田市・奥海田村

一同夜川崎殿より酒肴被相催、相伴之事

一同五日朝、海田市出足、矢野村へ被罷越、右同断、

坂村・矢野村、相済、同所ニ而昼飯相済し、熊野村へ越宿泊、右同断、焼山村・平谷村・苗代村・栃原村・押込村・川角村・熊野村

一六日朝、熊野村出足、庄山田村へ越、同所昼泊にて同断寄せ村あり、庄山田村・和庄村・宮原村・呉町・吉浦、右相済、宿所沢原繁太郎方、家伝之名産鶏卵入之大煎餅ヲ焼せ、川崎殿へ百五十枚、拙者へ五十枚、川崎家来へ三十枚配分す、此代銀百三拾六匁かゝりたり

一同七日、今朝庄山田村出足、瀬戸町へ越し、寄せ村同断、瀬戸島・警固屋村、午後より蒲刈島へ渡海、夕七ツ半時着、同断、明り付にて申渡相済

一同八日、今朝出船、順風にて四半時倉橋島へ着、

變革

同所庄屋伝右衛門方宿所ニ而、夕七時同島之申渡相濟、同夜者川崎殿酒肴被相催

一同九日、今朝五時乗船、渡子島へ着、申渡濟、中飯相濟、直ニ江田島へ越、夕八時着、渡子島者庄屋仁三次、江田島者割庄屋同島庄屋久枝与三兵衛宿所なり

一同十日、今朝正五時乗船、仁保島ノ内且那浦(舟)へ午時九時ニ着、与頭柳平方宿所ニ而四ヶ浦相集申渡濟、大河浦へ相越、同所与頭周三郎方へ宿所、三ヶ浦相集申渡相濟、同夕者川崎殿酒肴被相催、別れの一盃として殊之外盛宴なりしが、右相濟、此処ニ而互ニ退散、引取候事

一庄山田村沢原繁太郎方ニ而瓢たんを借り、是へ同家之醸造酒肴升相頼候処、極上之酒、倉出しを詰呉候へハ、去ル六日已来船中ニ而少々相傾、今十日江田島より仁保島へ渡海之節相貯、姑く相慰たり一同十一日、御名代附添御用相濟、御役所へ出勤候処、川崎殿長臣山口武右衛門挨拶ニ罷越、此内中取替銀并人馬附出し、人足賃仕出し書等為持越さ

れ、夫々可然取計たり

一今般御變革ニ付御代官名目ヲ県令と變し、御代官所ヲ県令所と相改り、各郡席々是迄ハ雜席なれとも郡順ニ相成たり

但、去ル五日より改革相成たるよし也

一同十五日早朝、賀屋忠恕殿沼田郡長東村止宿より一寸來訪有之、兼而前講として御出張相成候筈之処、今以入村無之義者如何之訊ニ候哉と尋ニ預り候付、此義者同勤末田來次不居合ハ延引相成たる訊ヲ相咄候処、存外之事なり、当度者一名にて相濟せ候得共、十月初ハ後山村外拾拾ヶ村巡村之節者必出られ候様県令長へ可相達との事也

一今日者二葉山御祭祀ニ付御城詰合、麻上下着ニ候事

一明治二年九月十六日、草津沖へ異国船來舶いたし候筈ニ付、下々動揺仕間敷旨御達有之候事

一東照宮御祭礼、今日一日御神事有之旨御触あり

一同十九日、賀屋忠恕殿廻村中、下安村庄屋五兵衛(沼田郡)ヲ使として道話之節相用候駒鷹借ニ來ル

一同廿二日、来ル廿四日梅岩石田先生御祭祀ニ候
 処、今廿二日へ罷越し、於歎心舎執行有之候付参
 拜す、同夜道話ハ左之人名相勤たり

前講 木村嘉藏 横平三有

後講 賀屋忠恕 平川重三郎

一同廿三日、竹之御丸御祠堂御祭祀ニ付御清メ之事
 一同廿四日・五日夜、京橋町ニ於て道話之節前講之
 為出席

一同年十月五日、拙者義予而沼田郡廻村道話之義、
 県令衆より示談之趣も有之候処、末田来次不居合
 より外人被差出方相達候処、木村嘉藏被差出候
 付、賄銀之見込尅メ貳百目御米銀方より受取、即
 日同人出先へ送付する

一同月九日、中村蔵太郎大兄ハ、今日夕八時長崎表
 へ御用ニ付、早追ニ而御出駕有之候付、午時前よ
 り家内連レ罷越し世話する

一同月十三日夜、安芸郡海田市出火、同上市百七十
 四株焼失せり

一同月廿四日、去ル十六日有田三之丞於大坂大坂府

へ出仕之知らせ来候付、荒神町留守宅へ歎ニ行、
 奉書面者一ケ年百二十五石ニ而會計長、且官位等
 も有之、府庁之會計奉行職なりと家内も大悦な
 り、右祝として途中より大こち老本へ赤貝四固相
 添遣ル、代銀三拾四匁なり

一同廿五日、郡政局ヲ御広敷跡へ移転、郡政局跡ハ
 軍務局ニなる

一同廿八日、安芸郡へ入郡申談有之、同廿九日、入
 郡する、詰合者末田来次・益田仙太・田中守次
 郎・檜山左久平なり、県令ハ横地代太郎詰合ニ候
 処、藤井百太郎殿入郡、交代ニなる

一秩禄返上致し候付而者、近日之内御沙汰振も可有
 之由之処、夫迄之処御扶持方被下候段触書相廻
 り、物書役ハ月三俵御取替被下、支配足輕ハ月貳
 俵ツ、被下候趣ニ候事

一同年十一月十七日、明十八日出足、県令藤井百太
 郎殿附添廻村候様申談有之候付、是迄吟味掛り之
 数件者田中守次郎へ引継たり

一同十八日朝四時出足、海田市屋ニ而、中野村へ

止宿、夫より順々巡廻、同廿八日夕、船越村郡府

へ歸着候事

一 明治二年十一月、廻村留守中御用召有之、代人ニ而被申渡候奉書左之通りニ候事

杉原横紙

今般被奉朝旨秩禄別紙之通被充行候、忠孝廉恥

ヲ相守職務可致勉勵旨被命候事

十一月

一 禄六石

勤中物書役並
郡政局県令所附

宮本 亥 三二二

巳十一月

赤紙半切

此後卒族ニ被差置、勤向只今之通ニ候事

但、勤中卒族上等之御扱

一 同月三十日、(義野長助)知事様東京へ被成御座候付、例之通

り為伺御機嫌、藤井百太郎殿へ附添田中守次郎共

宇品へ出張有之

一 同年十二月朔日、勤番所賄方今日より海田市植木

六右衛門受負、一人ニ付一日米五合定ニして肥し

を遣し、手遣賃米一日米貳升も遣り、菜園作り取

り勝手たる事ニ相成候事

一 同月十三日午時前、留守より佐佐数太郎を使とし

て来ル、之れへ去ル十日より愚妻(愚)腹痛甚敷、治療

相加候へ共晝夜止間なく痛ける旨申聞候付、中飯

濟直ニ帰宅、見合遣候処、鍼術医森田幹夫并内科

金子医師を頼、兩人之治療ニ而先ツ居合、追々全

快之見込ニ付、翌十四日者牛田村(安芸郡)へ孝子之探索ニ

出張、同十五日、一日病人之為め在宿いたし、小

児はな義乳無之ニ付其配慮ニ相困る、同十六日、

郡府へ歸り掛ケ牛田村孝子搜索及山所材木見分、
夕刻歸府

一 先般卒族被仰付候就而者、在役之者共勤向不相当

ニ付、至当之賤役被仰付候様物書役已下共郡政局

一 円連名ニ而歎願書差出候旨本府より申来り候事

一 同月廿一日、知事様当月下旬御帰国ニ付、宇品島

へ出張之義申来候付、藤井百太郎殿・田中守次郎

随従、午時前より出浮候事

一 同月廿六日、知事様御帰城被遊候事、此日御用向

有之、本府へ出ル、右之節一寸与帰宅候処、愚妻

又々腹痛ニ而相困る

明治三年一月十三日、仁保島ノ内二ノ島(似島)へ耶蘇宗(安芸郡)

之徒居所仕構ニ付、會計・郡政・市政三受方立会

見分有之、末田来次出張ス

一同月十七日、賀屋忠恕殿心学道話之為メ海田市(安芸郡)へ

入込ニ付、其節前講之義拙者相勤候様権大属中よ

り申談有之、十八日ヨリ廿一日迄昼夜とも前講せり

一明治三年正月廿二日、賀屋忠恕殿仁保島へ引移、

廻浦有之候付、拙者義附添罷越候様申談有之、此

日者向灘浦庄屋忠左衛門方へ宿ス、同所ニ而廿三

日夜迄道話いたし、夫より廿四日、同浦之内堀越

与頭吉右衛門方ニ而道話、同方へ宿泊し、廿五

日、大河浦与頭周三郎方ニ而道話之事

一同日夕、末田来次より紙面到来、昨廿四日、一同

御用召ニ而左之通り被仰付候旨申来ル

郡政局書記(補カ)輔被命

宮本亥三二

〔采書〕一同日三次・惠蘇郡へ転都被申談〕

右之外本物書役者書記、調役ハ筆生・筆生(補カ)輔と名目替ル

右ニ付一寸与歸宅候処、山本卯助ハ書記輔ニ被

命、直ニ入郡之由なり、沼田・安芸郡ニ而者稻垣

新之助・沢直一・伊藤群平・檜山左久平被差免、

其外諸郡々ニ而忒捨人余御免ニ相成候よし也

一廿六日、大河浦屋席相濟、淵崎浦へ相越、同所西

福寺ニ於テ講席并宿所ニ相成、廿七日夜迄同所ニ

而道話有之、同廿八日、本浦へ相越ス、与頭格兵

衛方へ宿所并講席之事

一同日夕、末田来次より紙面到来、木村嘉蔵入郡之

義達ニ相成候付、同人入込次第見替ニいたし引取

候様申来ル

一同廿九日朝、本浦が山越ニ而日宇那浦へ罷越、長

百姓正三郎方へ相宿、講席も同方也、二月朔日

朝、宇品島(安芸郡)へ相越、与頭豊吉方へ止宿并講席相構

あり、同二日、丹那浦(丹保郡)へ涉り、与頭柳平方へ止宿

并講席、同日、木村嘉蔵尋来ル、同三日、坂村本(安芸郡)

郷へ渡り、同所村用所へ宿し、講席者西林寺ニ而

可部町出
張

一同月廿五日、高宮郡可部町へ入郡之義申談有之、
之者昨辰年早害不作ニ付、奥筋之百姓共餓候者不
少ニ付、受郡三次・惠蘇兩郡百姓共へ救済之為
め米并雜穀類繰上ケニ付途中継場、即可部・吉田

二日二晝夜、同五日、同村横浜へ越、割庄屋甚内
方へ止宿并講席、同六日朝、大屋村(安芸郡)へ渡り、庄屋
久兵衛方へ止宿、講席へ安定寺ニ而二日二晝夜、
同八日、吉浦(安芸郡)へ越、同所与頭同格善右衛門方へ止
宿、誓光寺ニ於て二晝夜、同十日朝、江田島(安芸郡)へ渡
海、同所本浦教法寺講席ニ而、割庄屋与三兵衛方
へ止宿二晝夜、同十二日、渡子島(安芸郡)へ渡り、与頭丈
次郎方へ止宿、長百姓吉右衛門方講席一晝夜、同
十三日、同島田原浦へ渡り、専教寺へ止宿并講席、
同夜木村嘉藏交代として罷越候付、同十四日朝、
木村乗来ル舟ニ而坂村迄引取、同所ニ而中食、夫
より陸地一寸与郡府へ立寄り、井原へ立寄、夕方
帰宅

一同年二月十九日、順命君命日ニ付粥を焚、乞食へ
施ス

町・三次町へ夫々四人配り有之候付其御用向ニ有
之、同廿九日、広島繰出し、元五町目出張所より
可部船之昇り便へ乗、可部町へ出張候処、同所与
頭直三郎方宿構ニ相成、居掛り役人兩人とも同宿
いたし候事

但、同日出船之際、夜中より愚妻腹痛差起り相
困候付、龍神大吉郎老ヲ迎ひ治療相頼置、岩田
しづ・山本うたヲ看護いたさせ候事

一明治三年三月廿五日、宿主直三郎が乞ニ依り道話
する

一同月廿七日、三戸彦藏より紙面到来、書面之趣ニ
而者、娘花義病氣ニ付医師之相談も有之候付一寸
与帰宅候様山本卯助より通知有之候付、片岡多一
郎殿へ相咄候処、御用向へ下役人共へ示合置引取
可申段申来り候へ共、折悪敷出役兵之助帰宅致さ
せ未た出浮さるニ付、捨置引取之事六ヶ敷、苦心
いたし居候処、同廿九日、同日出浮ニ付直チニ帰
宅候処、花義驚風病ニ而引付居、目も当てられぬ
容体故、龍神氏之門弟詰切り、近所之者共も来り

て世話いたし呉、中村・山本も来りて詰切り居候処なり、聞処ニ抛れハ、今朝龍神并中西両医ヲ迎ひ、双方之考合照合、色々治療ヲ竭し介抱ニ預り候へ共、朝五半時（申馬）引付甚敷ニ付、拙者へ知らせ之為メ貞吉（申馬）ヲ可部町へ差遣候由之処、恰度途中行違ニ相成、同人者九ツ時頃帰宅せり

花女死去

扱夕方より種々手を尽し治療ヲ加へ、片岡（多）太郎并石井友矩殿より卯助（山本）借出したる驚風丸も度々相用候へ共、更ニ効驗不相見、夜五ツ半時頃ハ最旱水も咽へ通り兼、容易ニ引付ゆるみかたく、同夜八時過ニ者一先ツ驚風之氣味者居合候様相見候へ共、内部ヲ閉候ものと相見、薬者咽を通らず、追々衰弱ニ赴、翌三十日朝六半時終ニ死去いたし候、此子者人々に愛せられ、才知なる賢故、親類ハ素り近所之人々洵に死ヲ惜ミ、何レも落涙して悔を言来れり

右ニ付当時合且小児之事故手輕之葬式相営、同日暮六時、細工町西向寺之古墳中へ埋葬いたし、法号ハ智曜童女と付、井原・広沢丈へ知らせ、早速

保三郎（申馬）中兄・孫介（山本）も来り世話ニ相成ル

右忌中案内者、小児之事故御役所へ程相届、表向之届に不及旨、卯助（山本）伝片岡より伝言有之候付、其通ニ取計候事

当座法事も小児之事故三日仕上ケとし、手輕ニ取謀、寺ハ番僧老人四月朔日夕方相招き、内仏へ回向ヲ頼、中村・井原・山本、其外近所世話ニ逢、方角而已相招きたり、当日寺参りハ觀太郎ときよヲ参詣致せ候事

寺へ備物者惣体ニ而銀札百目相供へ、病中ハ近所之人々世話方多有之ニ付白米三斗ヲ費消し、惣計銀札ニして貳貫目余相懸り候事

一 同年四月五日、五町目より可部船へ乗、夕七時出張所へ着ス

一 同年六月十四日、差向示合事有之、御城へ出勤、御用向相濟候付下城掛ケ中村辰二郎方へ立寄り、建白書一条相談候処、同意ニ付夫より平川重三郎方へ行、尚又相談及候処是又同意、何分早急差出可然段申値、帰宅之上清書いたし、聖賢証語国字

解相添、同十五日朝、池谷栄殿へ持参、受取られ候

上ニ而段々議論有之、約り同僚へ相談之上掛りへ

差出可申旨被申聞、同十六日朝、可部町へ罷越ス

一同月廿三日、高宮郡可部町郡府詰県令小倉章吾殿

へ建白書ヲ出ス、同廿四日夜、同方へ道話ニ行

一同月廿五日、田中直助為交代入郡ニ付、午時後よ

り下り船ニ而帰宅ス、宿所直三郎(秋田屋)より土産として

生鮎ヲ生舟へ入て送ル

一同年六月廿八日、賀屋忠恕殿御用召ニ而年々十七

俵ツ、被下、右ニ付同夜歛ニ行、是者道話之美効

相頭候より之事なり

建白書 一明治三年七月三日、於御城心学之義ニ付佐藤殿へ

建白書ヲ出ス

一同月十一日、花女之百ヶ日ニ付西向寺へ参詣、同

日、井原々紙面之趣ニ而ハ、保三郎中兄昨十日よ

り銃隊組入申来り、殊之外落胆之由なり

三次郡勤 一同月廿六日、御城出勤中、明後廿八日三次出張所

へ勤番申談有之、此日片岡太一郎殿少属被命、記

録方永浜脩助殿権大属被命、賀茂郡支配之事

一同月廿八日夕、此元出足、可部町へ宿り、同廿九

日、上根村藤井和三郎方屋所ニ而、吉田町(倉田)只右衛

門方へ止宿、同三十日、下舟ニ而三次町へ着、出

張所詰合之三戸彦蔵と交代之筈、外ニ在住野上滝

蔵、其外捕役五人有之、権大属者森栄次郎殿詰ら

る、此度者香川仙太郎恵蘇郡へ入込ニ付、道中一

緒ニ罷越、八月朔日、三次町出足之事

一同月八月五日より吟味一件ニ取掛る

一同月八日、森栄次郎殿方へ道話ニ行、三次御館内

在住もの其外教導職之者等呼出し、聴聞致せ候由

ニ候事

一同十日、右同断、割庄屋其外近辺之諸役人聞ニ来

ル

一同月十二日、石井昇左衛門恵蘇郡へ入込ニ付立

寄、逗留之折柄、当秋心学道話之義ニ付心付申出

置候処、左之通り付紙ヲ以書類下戻相成、昇左衛

門相托され持参有之

「宮本亥三二」

此義殊勝之義ニ者候得共、兼而御人配り

手詰之処、身前差支等者有之間敷哉、今
一応考合可申出候

八月
〔此本書等ハ巨細ニ恩保字志に扣有之〕
印

一同月十五日、三次町松原之渡し舟覆り、廿六人之
通行人五六人計り橋杭へ取付、余者残らず流サレ
溺ントセシ処ヲ、早速助舟十五六艘を出し悉く救
ひ揚ケ助命せり、中ニも福山藩之隊中ハ銀札貳貫
目ニ正金五両流出、其外手荷物等ハ多分流出せし
由也

一同夜四ツ時頃、浜田県川島弥五郎早追ニテ三次町
へ着之由ニテ、出張所御役人へ応接致度旨通達あ
り、依テ同十六日朝、森栄次郎殿川島弥五郎へ応
対有之候処、山口藩松本左二郎と申者ニテ、脱走
者召捕方之人なり、浜田県と打合せ、態与偽名を
称し候との事也

一同月十八日、根尾半殿惠蘇郡より引取当所へ居留
り、栄次郎殿と交代之筈ニ付、建白書押合之廉々
口上書相認メ、賀屋忠恕・矢口八太夫・笠間良之
助へ書状相添、森栄次郎とのへ托す〔此書面恩保

字志ニあり

一同月廿一日、山口藩松本左二郎、福山より脱走者
召捕歸り当町一泊、同廿一日早朝引取り

一同月廿九日、三戸彦蔵より之紙面ニ郡分人名左之
通り有之

小崎熊太郎	石井昇左衛門
宮本亥三二	三戸彦蔵
野上滝蔵	笹戸弥次郎
池田辰之助	田中直助
斎木愛三郎	加入
加入	香川仙太郎
松本介三	

一明治三年九月四日、根尾半殿所望ニ付道話為る
一同日、兼而差出置候口上書へ尚又左之通り付箋ニ
而押合有之候付、是ニ対する申出書草稿相認メ、
人別押合方者矢口八太夫へ依頼し、此書状斎木へ
托す

此義令承知候へ共、外人別ニ当り候而もい
つ御遣ひ相成候共差間等無之処ヲ以今一応
考合、至急可被申聞候

一同月十日、根尾殿所望ニ付、三次在住者家内其外
共多人數集めて道話する

一同十一日、飛脚便ニ而矢口・笠間ヨリ紙面到来、

建白書一条巨細ニ申来ル、且口上書ハ去ル八日直
チニ差出し、権大属受込ニ相成候由也

一同十二日夜、根尾殿所望ニ付道話為る、其節三谿
郡志幸村庄屋向江田村春藏義、当春賀屋忠恕廻村
中初入発悟せし者なり、今朝御館内原田次郎方(平脱カ)へ
罷越候処、道話ある事を聞来りたり、同十三日、
問答之切嗟ニ及

一同十二日、根尾半殿条目読聞ニ付廻村有之、拙者
義も附添廻村、村々於て半殿とともに演説いた
し、同十七日帰着(此演説者恩保字志ニあり)

一同月十五日、御用向相濟、朝仕廻次第出足、川立(三次)
村割庄屋(村七)是一郎方屋所ニ而吉田町(高田郡)只右衛門方へ止
宿、同十六日、吉田町出足、上根村(高田郡)和三郎方ニ而

屋所、折柄賀屋忠恕殿藤田敬祐同道奴可郡へ入込
之途中屋所ニ而出会、不計諸般咄合、都合ヲ得た
り、夫(高官郡)可部町へ夕八時ニ着、玖田屋直三郎方へ

休息候処、同方より馳走ヲ出し候付、下り舟ニ者
間ニ合兼たるを同人心配して、夕舟を出せ呉れ、

夜五ツ半時帰宅せり

一中村大兄(藏太郎)長崎より御帰着ニ付夕方方々行、世話す
る、閏十月八日

一同年閏十月九日より十一日迄京橋町へ道話ニ行

一同月十八日夜より十九日夜迄片河町平尾屋庸二方
へ道話ニ行

一同月廿二日、三善文珪相招、娘きよ病氣診察致さ
せ候処、全く疝より之事ニ付狐肝入之練薬を調、

且来春よりハ「アヒル」の卵并同肉を平日に相用
可然与申聞候付練薬を相頼置、同廿八日、半剂代
四拾目相払、其通りニ治療候処、病氣全快せり

一右之節道話相頼、近所之聴衆五十人計集る

一同年十一月十七日、郡政局・会計局之輩御用召ニ
而人減ニなる

農務

大属 片岡(多)太一郎 芦田準造 為積篤六

佐藤守真(元保太郎)

同

權大属 栗原他人三郎 根尾 半 小倉章

吾 前浜徳太郎

同

少属 河原栄之進 片山新太郎 寺田清

十郎 柴田千太郎

同

權少属 村上三郎次 田村伊作(養) 辻 直太

郎 林 他人之助 守下惣次郎

永浜脩助

同

同試補 香川襄六 末田来次

同

史生 脇本讓吉 植木完兵衛 池谷 栄

林 熊吉

同

同試補 奥村甚之丞 高屋 等 滝戸他人

之介 荒木和一郎 杉岡他人次

藤井正作 熊田正太郎 井上実藏

一明治三年十二月八日、今日御役付卒一同御用召ニ

而使部・同補被命、尤多分之御人減ニ而郡方三

十人、會計其外共三分一ニ相成ル、小子義も使部

被命

但、下地書記并補之者使部ニ被命、其余者筆生
以下者共使部補被命

書記補

一使部

農務附

宮本亥三二

庚午十二月八日 印

廣島藩庁

赤紙

御調 甲奴郡へ
世羅 三谿

宮本亥三二

一此度之給禄ハ使部四石、使部補弍石五斗、只今

迄ハ本禄江結ひ何石高ニ候得共、以後ハ本禄之

外給禄何石被下候事

一御請ハ大参事并係り少参事、正權大属不残廻動

之事

一(廣太郎)中村・山本ニも使部被命候事

一同月廿七日、当夏給禄五斗七升之御差紙引当、三

次御役所ニ而銀札尅メ目借用候処、此度永年賦ニ

致し貰、右差紙代銀八百七拾目受取たり

一同月廿九日、三十日払銀三貫八百目ニ而悉皆相

〔廣沢蘭殺セラル〕

濟、歳暮到来并差送り候先々十二軒なり

一 来年頭之義者知事様〔漢野郎〕東京御留守且御書付被為出、

御謹慎中ニ付御家政局松飾等無之、右ニ準大参事

初メ年礼勤無之、尤藩庁ニおゐては松飾等御規式

有之、元日御帖付、元日ノ人日迄麻上下着之事

一 彈正台巡察先般当所へ相見へ候処、無程岩国へ被

越、同方ニ而贖札掛合之者糺有之趣也、此御方

ニおゐて者天保錢一件相願、已ニ昨日会計局誌杉

浦吉三郎等岩国へ発足有之、全く召寄之由ニ相聞

候事

〔余考〕
一〇明治四年辛未正月

〔道話聞糺〕

一 元日、麻上下着にて登庁、〇朝五時より夕七時迄

於大広間御帖付之事、〇元日より七日迄御城詰合

礼服用用之事

一 七日、今晚より明晩迄賀屋忠恕殿へ依頼、於宅道

話執行、聴衆百余人

一 十日夜より十二日夜迄歓心舎へ出席、前講する

〔春二入家へ出勤之事〕

一 十七日、此日休日ニ候へ共、池谷榮殿方へ公席、
神社帖しらへ取計

一 廿四日、東京ニ於て長藩大参事広沢兵助ヲ蘭殺い

たし由ニ付而者、当藩より御守衛として一大隊被

差出候段達ニ相成、廿七日発舟之事と相成居候

処、同廿八日ニ出兵有之たり

一 明治四年二月廿日ヨリ同廿四日迄、毎夜細工町西

蓮寺ニ於て三善文珪道話相催、拙者前講相勤、観

太郎ヲ待座ニ相頼遣ル

一 同月廿六日、岡村辰之進殿へ道話ニ行

一 権大属佐藤守真殿より之示談ニ而、心学者連中之

道話聞糺度旨ニ付岡村より帰途三國屋清右衛門方

へ立寄候処、恰度六ノ日会輔ニ付社中之面々未た

相咄し居候付、席構等之準備相咄合置、同廿八

日、退庁掛ケ大属ヲ初メ、史生・使部辺迄不殘歓

心舎へ出席有之候付、中村辰二郎・三善文珪・平

川重三郎・賀屋忠恕殿順々道話有之候処、何れも

感心之趣ニ相見へ、夜五ツ半時相濟、退席せり

一 此日中村方へ養子引越ニ付、歓心舎引取掛ケ直ニ

参る、但、此内中より林九郎兵衛之世話ニ而、御

紙藏帖元檜山万太郎二男久太郎なる者囉受、婿養

子ニ相定め、久太郎之名を、春二月の入家ニ付春

二と改名せり

一谷喜三郎病氣之処、死去せし旨知らせ到来（三月

二日）

一同年三月三日、此後五節句共休日之義被相達

一同月六日、三善文珪相見へ、昨五日豊田郡御役所

より召出ニ付罷出候処、高田郡村々へ道話廻村之義

深田左兵衛より申談有之、右ニ付前講ニ罷出呉候様

依頼候処、私ニ出ル訳ニ者不相成候間、深田へ其

趣可申出候様相答置

一同月七日夜、立町清充寺（誓立寺也）ニ於て賀屋之道話有之、

出席する

一同八日夜より十日夜迄、京橋町ニおいて道話有之、

前講ニ参る

一同十一日夜、諏訪殿へ道話ニ行

一同日、賀屋殿御調郡へ入込ニ付賄銀五メ六百目、

三善高田郡へ入込ニ付同断式メ五百目受取、夫々

相渡ス

一同十二日夜、歓心舎へ出席、前講相勤る

一同月廿日夕、村上三郎次殿方へ道話ニ行、以後定

日相極め来講いたし呉候様依頼有之

一同月廿八日、明後四月朔日神社取調ニ付入郡之義

被申談

一同日、娘花一周忌ニ付軽法事執行、経志三拾目、

鉢米一升三合供ヘル

一同年四月朔日、朝五時出足、御調郡三原町へ入込

ニ付、下瀬野村屋（安芸郡）ニ而四日市へ止宿、同所与頭同

格石井仙三郎方へ宿割有之、同二日朝五半時、四

日市出足、田万里村屋（豊田郡）ニ而本郷村へ止宿、此日者

足痛いたし終日駕籠ヲ相用たり、通行筋南方村見（豊田郡）

玉良四郎方ニ所持有之双頭之亀を見物せしに、通

行之人物より詩哥あり、中にも（余書）「六つかくす

ためしもありや七つ哉」との句あり、此度ハ森元（余書）

松太郎・田中佐二郎同伴ニ付、此宿所ニ而者三盞

一盃相傾けたりしに、奥に入り四方山のはなしに

夜を更したり

御調へ入
郡

双頭亀

糸崎八幡社へ参詣

一明治四年四月三日朝、本郷村出足、御調郡三原町へ着、同所東町脇本陣へ宿構相成居候処、手狹ニ付西町脇本陣へ転宿候処、此家手広ニ者候得共貧家ニ付無人、且飲食等不都束ニ而相困ル、一応司郡所へ出勤、何角示合置、同四日、佐二郎ハ世羅郡へ、松太郎者尾道へ入込、御調郡并三原町役人共へ神社合併之義夫々申談、甲奴・世羅・三谿郡之郡々役人共ハ夜深更ニ来候付五日ニ申談ル、四日夜、田中亀助より紙面差越ニ付司郡所へ罷越候処、酒肴差出饗応せり

一同月五日朝出足、尾道町へ着、同六日、神社見分、途中屋所ニ而者殊之外馳走ヲ出せり、同夜池谷栄殿酒宴被相催、年寄市之介(正)・作右衛門(小)・丈之助(佐伯)、庄屋見習直次郎(帯)、筆者得次郎来り盛会なる処へ、末田来次・桑原庄右衛門(正)尋来り候付同方へ被相招、同七日、池谷者舟路ニ而三原へ被引取、拙者者相残司郡所へ行、示合陸地引取たり、翌八日者三原町之神社悉皆見分相済

一同九日午時後、池谷殿ニ被誘糸崎八幡宮見分、同

所社人竹田千司和方へ立寄り、酒肴を出し殊之外馳走せり、千司和母当年八十才之由ニ而盃をなせり、栄殿哥を祝し持参せられしニ付、拙者もまた腰折を詠て祝しけり

「(朱書)」八十年を經れる齡の目出たさよ、今日ハ産声百千とせまて

又酒宴の輩朋友なり、皆注連繩の内なりといふ言の葉によりて

「(朱書)」難有や、身にしめなはを張飾、中にあれます神そ貴き

一同月十日、三原町出足、江木村屋(御調郡)ニ而世羅郡甲山町へ着、同所ニ而植原屋徳太郎方へ宿す、司郡所へ罷越候処、田中佐二郎紹介割庄屋共呼出し、神社合併之義申談、相済佐二郎詰所ニおゐて酒肴を出たり、此日江木村庄屋小三郎ハ賀屋忠恕殿廻村順之書付写し出たり

一同十一日、田中佐二郎伝ひニ而割庄屋共より相頼、今晚道話拝聴致度旨申出候付、幸ひ雨天ニ付相休居候へ者、依頼ニ応し郡府詰之役人、其外近

辺之役人并近所之者共五拾余人出席、聴聞せり

一同十二日、甲山町出立、戸張村屋所ニ而三谿郡吉

舎町当分庄屋覺郎方へ宿ス、夕刻、庄屋淳二(原田)其外

役人共来り、合併之義申談

一同十四日午時後、吉舎町出足、甲奴郡本郷村へ

着、庄屋武三郎方へ止宿、夕食済、幸ニ賀屋殿當

時止宿ニ付割庄屋見習雄三郎方へ罷越、直ニ同宿

する事ニ相決、今晚前講致呉候様藤田(敬)より呼出候

得共相断、差扣候処役人中よりも頼出候付、任其

意相勤たり

廣沢山へ
一此日、途中吉舎村廣沢山大慈寺へ参詣、往来より

十三町程之登ニ付、吉舎村庄屋覺郎ヲ召連罷越

す、予テ噂之如く廣沢家之先祖和知信濃守殿古墳

も有之、歴代之法名過去帖有之、位牌も二ツ相見

へ、其外廣沢家系図も有之、歴代之法名程写し

取、廣沢孫介へ土産与して差送り候事

一同十五・十六日兩日滞在中、山口勘太郎其外津田

五右衛門・岡田洋介、今屯人上下表より不審者連

レ帰り、是者福山隊中之者ニ而、三次町親類へ罷

越候趣相違無之ニ付放免いたし候由、右ニ付勘太

郎ハ拙者宿所へ同泊いたし、外三人者庄屋武三郎

方へ宿せり

一明治四年四月十六日、本郷村出足、別迫村庄屋伝

右衛門方屋所ニ而甲山町へ引取、植原屋徳太郎方

へ止宿、早速割庄屋呼寄候処、神社帖中清書凡相

調候趣ニ付、近日三原町へ引取候筈ニ相定

一同月十九日朝、田中佐二郎来り、六根相しらへ候

処発悟ニ相成ル、同日午時(御)甲山町出足、駕籠ニ

而下津村迄相越、同所ニ而善光寺と申ス真宗寺へ

賀屋殿止宿、道話有之候付同方へ一諾ニ止宿す、

同廿日、下津村出足、駕籠ニ而三原町へ引取、同

所宿者東町山科屋武八郎方へ相構せたり、即日司

郡所へ出勤候処、佐藤守真殿・池谷栄殿之詰居ら

れ、神社之義巨細ニ申出置、夫より廿一日迄宿所

ニ而郡村へ駆引いたし、同廿二日より勤番所へ引

越候事

一同月廿四日より三原町へ賀屋忠恕殿廻来道話有

之、廿七日夜迄昼夜二席、西町者専(専)教寺、東町者

帰広

尽性寺(ついで)なり、廿六日之夜迄前講相勤たり

一 神社帖取約方差急候付、同廿八日朝三原出足、池谷殿同道ニ而新庄村屋所(賀茂郡)、四日市宿なり、同廿九日、下瀬野村屋(安芸郡)ニ而、海田市より駕籠ニ乗り夕七時頃帰宅す

一 同年五月十五日限り神社帖相調可差出候様ニとの義ニ付、二日より十三日迄ハ日々朝五時出仕、夕七半時迄相詰メ、予テ巡廻取調置候郡村之係り役人共出広致せ、於御城日々取調候処、漸く十四日ニ至り成頓いたし、即日各郡共取揃通達相濟候事

一 同月廿六日、賀屋・藤田相頼道話相催候処、近所之者三十人計来ル

一 同年六月五日、中暑之氣味ニ付昨日より平臥、煩案内差出ス、此日池谷栄殿来訪有之、之者去ル三日三原司郡所へ勤番申談有之候処、神社調之義未相濟ニ付、入郡候而者不都合とて内々被差溜(留)、大属佐藤守真殿来着有之迄者出勤不致、引籠居候様密々示談有之

同日、愚妻静義昨夜已来大熱困難ニ付、中西氏ヲ

迎治療ヲ頼候処、全く中暑之由也、然ルニ同八日(病)慮に相成候付、一日置ニ而熱起りて甚敷震ひ相困る、同十七日より毎日震ひニ相成、落し棄相用ひ候処、漸く廿日ニ至り瘧落たり

一 同月十一日より快出勤、神社之義ニ付精々取約取計

一 同十五日、出勤掛ケ池谷へ立寄候処、御用之都合ニ抛り煩ニいたし出勤不仕候方可然旨示談有之候付其儘帰宅、私宅ニおゐて神社御用相勤候付、割庄屋及ひ係り役人共統々来ル

一 同月十八日、給録(録)東御蔵ニ而相渡候付、内疋石丈売払候処、石ニ付卷メ五百目受取

一 明治四年六月廿七日、左之通り布告あり

時勢ノ沿革ハ一統承知ノ事ニ候処、往昔郡県ノ時ハ兵農一也、天下事アレハ兵ヲ農ヨリ取り、事無ケレハ之ヲ農ニ復セシム、武家政権ヲ執テ田禄ヲ世襲シ、自ラ封建ノ形ヲ成シ、兵農終ニ分ル、今ヤ文明開化、万国ト対立ノ時ニ膺リ、版籍奉還、王政復古、封建変シテ郡県ニ復シ、

二七郎出生

世禄ノ故態ヲ去リ、兵農ヲ一ニシテ海内ノ出納
モ亦一途ニ帰シ、根本ノ富強ヲ賛成スレハ、皇
國終ニ世界ニ雄張スベシ、海内ノ形勢全如斯ナ
レハ、兼テ此旨趣ヲ篤ク心得、逸居素餐ハ天理
ニ対シ恐懼スヘキノ至ナレハ、世禄ノ旧習ニ拘
泥セス、勉テ功力ニ食ムノ覚悟屹度可有之事

辛未六月

広島藩

一同月廿八日、池谷殿より出勤可致様内密紙面到来
候付、同廿九日より快出勤いたし候事

清水帰省一同七月朔日、元与御用達所坊主永賀事清水俊吾
義、東京より帰着（六月十九日）、今夕出船之趣
ニ付、退庁懸ケ同方屋敷上柳町へ行

松五郎切一同月三日、誓願寺ニ於て大砲鑄物師宮崎松五郎
腹義、先般竹ヶ鼻ニ於てヒストール銃ヲ以人命を絶

し、罪ニ依て切腹被申渡、安藤五郎介錯なりし
か、自裁介錯とも、双方共手ぎわにて大評判なり
し

一七月七日、嘉日ニ付例之通休日と成る、知事様御
謝表未だ御沙汰無之ニ付、七日之御祝詞無之旨御
(溪野長麿)

触あり、同夜六半時頃より愚妻静義様子相変、産
氣ニ赴き、同五つ半時出産、男子出生、母子共無
異相悦候事

同八日、血忌案内差出ス、同日者中村・井原・山
本、近所も飲ニ来たり

同九日、出生之男子左之通り中村より名付祝し来
ル

以辛未七月七日誕

二七郎

同十日、名付案内紙面差出ス

此度出産之男子三ケ日以内ニ燕の黒焼ヲ吞せは、
驚風之恐なしとの事ニ付、黒焼ヲ探索候処へ、九
日午時前座敷中床内へつばめ舞込来り候付、幸ニ
も天之賜ならんと直ニ捕獲て黒焼として吞せたり
し

一同月十三日、七夜祝ニ付酒肴祝ニ貫候先々并見舞
到来之先々とも相招き、産婆ヲモ招き神酒ヲ出た
り、同日、明十四日より乍忌出勤可致旨支配頭よ
り紙面来ル、依而十四日より出勤候処、兼而三原

へ勤番之申談有之候処、井上仙之助へ申談候間差
向入郡ニ不及旨佐藤守真殿より申談有之

一明治四年七月十九日、登庁前賀屋忠恕殿相見、今
般賀茂郡へ道話廻村ニ付前講として出張方佐藤殿
より噂有之候間、為積殿へ申出置候旨はなし有之
一（藏本郡）中村大兄病氣ニ付朝夕見舞候処、此節ハ少しく快
方ニ赴たり

三原司郡
所へ交番

一 同月廿一日、兼而賀茂郡へ入村之筈ニ候処、井上
仙之助三原へ勤番被申談居候処、病氣ニ付明後廿
三日出足、同司郡所へ勤番被申談

一 同月廿二日朝、忠恕殿来訪、三原勤番之義承り候
処、不都合之旨咄し有之候へ共、御人配り差支候
事なれハ不及是非段及答、同朝、三善文珪相見
へ、宇和島行之義ニ付依頼事あり、同夕、田中佐
二郎四十八則之答持参ニ付、答相渡し示置

一 同月廿三日、登庁中三原町捕亡井上彦太郎（三原）
へ御越ニ付船便有之、見廻り役松浜之者ニ而音次
郎与申者、八百屋町樽屋ニ逗留致候付、同方へ申
付置たる旨申聞候付退庁掛ケ樽屋へ立寄、示合候

処、船者本安川ニ有之由ニ付下ケ掛ケ六町目へ迎
ニ差出スとの事也

一 同夕、文珪来り候付、宇和島行之義ハ今朝高屋等
殿へ相頼置候付、明朝同方へ罷出候様申聞たり
一 同夜、中村・山本へ暇乞ニ行、留守ヲ頼置、井原
中兄御来光有之

一 同夜五ツ時、三原船々頭来り、船着之場所ヲ見聞
し引取、同夜九ツ半時頃船着之義申出候付、新小
路雁木より乗船す、合乗者目明し音次郎、外ニ三
原町武作と音次郎下使兩人あり、曉迄ニ江田島（安芸郡）辺
迄走り、翌廿四日も順風ニ而、同夜九ツ時松浜へ
着、同所ニ而音次郎方へ揚り酒肴出し候処、深更
ニ相成候付一泊ス、船中ニ而者生魚購求、殊之外
好味、何も珍重せり

一 同月廿五早朝、松浜出足、三原出張所へ着、同所
詰合ハ松本範次郎・秋山為太郎之兩人ニして、範
次郎者拙者と交代之筈也

一 同月廿六日夜四半時頃、前浜徳太郎殿早追ニ而此
元へ相越候旨、出張所門口より相知らされ候付

直ニ宿所へ罷出候処、大變之義出て来れり、乍恐
(後野長忠)
 知事様御義知事職御免ニ相成、藩ヲ廢して県と相
 成、差向処御沙汰有之迄ハ大参事事務取扱候様と
 の御書面有之、右御書付等數通早朝より(翌廿七
 日)より相認メ、午時後役人共呼出し、前浜殿よ
 り申渡有之

君臣の情をおもひ出て、

(朱書)「予て斯くありなんものとハ思へども、深き
 御恩は忘るひまなし

右磨藩者此御方計ニ無之、諸藩共同様之事也

一同月廿八日、松本範次郎交代として帰広島之事

一明治四年七月晦日、中川三之助尾道出張所より御
 根物(金銀也)取歸り候趣ニ而松浜へ着船、此元
 之御根物をも同人持歸り候段前浜より示談有之、
 予テ用意いたし置候付、直ニ為持遣ス

一同年八月八日夕、佐藤殿・寺田殿并波多野八郎・

山田養吉、右四人并景山義太郎附属として出張有
 之、右へ去ル四日竹之丸様御途筈之節、郡町之者

百姓騒動
 共御暇乞ニ托して群集し御駕籠を差留め候義ニ

付、不容易不人氣を醸したり、諭告方として相見
 候趣なり、同九日、御役所ニおゐて三原町年寄并
 郡方割庄屋共へ談有之、同十日朝、何レモ廻村有
 之ニ付出足ニなる、同日夜九時、広島より飛脚到
 来、兼而諭告ニ付入郡有之候処、其後も続々郡民
 出広、説論不聞入者も多分有之、付而者竹之丸様
 御考合も有之候趣ニ而、廻村説論ハ先つ延引、何
 レモ早々帰広候様申来ル、幸ひ波多野八郎未だ当
 町ニ滞在ニ付、直ニ同人へ相謀り、廻村先へ夫々
 態飛差立たり

一同月十二日、佐藤殿初め何レモ此元迄被引取帰広
 有之、尤寺田殿者尾道表へ被相越候事

一同月十三日、広島より飛脚到来、松本範次郎書
 状之趣ニ而者、去ル七日諸郡同様正権大属等説論
 ニ被出候内、山県郡へハ栗原他人三郎殿、外ニ竹
 内丈太郎・木原章六殿被出候処、土生村ニおゐて
 寄せ村有之、諭告之中場よりハジケ、朝廷之官員
 なるに依而斯く押付らるゝなり、然らハ敵ニ相違
 なし、赦す間敷とて人氣動揺、四方より立て廻

し、何れも散々之次第ニ而、中ニも竹内丈太郎并

ニ平野九八郎者行衛不相分趣ニ而、其以後も日々諸方よりバラ／＼出広いたし、何千人と申様なる郡民なるよし、此先如何相成もの歟、実ニ案旁此事ニ候、仍之本庁者日々夜ニ入廟堂共ハ詰切之由なり

一同日夕八ツ時頃、世羅郡より大変有之旨ニ而、西

神崎村(羅郡)与頭久平与申者寺田殿を指して注進ニ罷越

候処、昨日尾道へ出浮有之ニ付、同方へ指図いた

後藤兵之助切腹

したり、右大變之趣荒々久平より承候処、昨日後

藤兵之助と申ス人制札之名居、藩を県ニ書直し候

御用ニ付入郡有之、宿所甲山町(世羅郡)為三郎方へ制札取

寄せられ候趣ニ候処、右之次第百姓共へ相響き一

散ニ動揺、夜半迄ニ数百人群衆宿所へ押寄候付、

割庄屋其外役人共様々ニ説得ニ及候処、一円ニ不

聞入、終ニ為三郎方之門ハ勿論打倒し、建具・敷

物等ニ至迄打敗し、兵之助へ刃向ひ候由之処、彼

是手疵を負ひ、如何之訳歟切腹いたされ絶命之

今朝ニ至り漸く退散せし旨申出る

一同十四日昼、景山義太郎尾道より引取掛ケ立寄、

無程出足候処、夕七半時過、辻直太郎殿、景山義

太郎同道途中より引返し、勤番所へ帰着あり、辻

者昨朝尾道出立、新庄村泊りニ而田万里村(豊田郡)へ相越

候途中、広島より之報知飛脚ニ会し、大變ニ付船

中或ハ他藩へ廻りてなりと早々帰広可致との事な

り、然ルニ海田市(安芸郡)より上瀬野村(安芸郡)辺迄ハ一騒之者共

数千人群集之趣ニ而、佐藤殿・波多野殿・山田殿

も途中ニ而建巻、殊之外相困られ候由相聞候付、

辻・景山共直ニ船ニ而尾道へ引返ニ相成たり

一広島ハ大變ニ而、去ル十二日、彼之一騒之者共數

千人群集、御城内へ入込歎願之趣者、從四位(淺野長則)様其

外御方々様迄も御城御住居被遊候様、且菊御紋之

御幕御引下し被下候様申立候付、歎願之通急ニ御

城御住居被遊、御幕も取除ニ相成候処、右騒動ニ

連レ市中(志摩)も相騒ぎ立候哉、小川少参事殿之屋敷

を破壊し、其外豊島屋兩家、中屋新蔵、粟根孫四

郎本別兩家、船越寿左衛門殿屋敷、鳥屋町ニ而蒸

乗舟指揮

氣船宿玖村屋等何れも打崩し候へ者、種々と鎮撫説諭有之候へ共更ニ不聞入、終ニ者内記様・式部(後野懸)様(後野懸)ニも御出張被遊、御意仰渡れ一応者居合候へ共、御通行濟又候騒立候義ニ付無止威筒発射ニ相成、少々怪我人も有之より御城下丈ハ退散いたし候付、町端(御調郡)へ御堅メ之御人数出候由ニ候事

一同夜五半時、勘原村庄屋(世羅郡)ヲ以割庄屋庄(栗原并三郎)三郎(栗原并三郎)之注進ニ者、去ル十二日甲山町大變以來人氣動揺、三次郡板木村(世懸)ガ動出、三谿郡小国村辺誘立、割庄屋并庄屋之住宅ヲ打壊し、甲山町へ出て追々江木村(御調郡)迄押寄候旨申出ル、右ニ付早速割庄屋長井京藏(御調郡)ヲ呼ビ遣し、町年寄山科恒右衛門(御調郡)ヲも呼寄、鎮撫方手厚申談置、御用書類等御藏へ相納置、尤當時三原出張所ニ者主任官無之、受方兩人詰合居候儀ニ付尾道へ態飛差立、辻・寺田兩人殿之内出張有之候様申遣候処、晝ニ至り返書取帰り、書面之趣ニ而者、迎も相防候儀者出来不申ニ付御城内へ引籠候歟、一向ニ帰広いたし候外者有之間敷、当所ニおゐても同様之義ニ付得出張不致段申来ル

一同十五日、追々村々ガ報知之趣ニ而者、何レニモ三原・尾道出張所へ指して押寄候旨なり、人数ハ凡ソ老万人も有之趣ニ付種々案勞駆引候へとも、多人數騒立候義ニ付迎も説諭等者難相叶ニ付、一向ニ乗船相遁候外無之と相決、右之趣尾道へ報知およひ候処、最早同方ニ者何レモ乗船帰広之由ニ而、紙面其儘持帰り

夕方ニ至り追々注進之趣ニ而者、宇津戸村辺(御調郡)ニ組屯集、是ハ弐万人計り江木村(御調郡)より賀茂村辺へ屯集、是者七千人計りも有之、最早西野村(賀茂郡)・山中村(御調郡)計り居合ひ候へ共、其余之村者何レモ誘立、賀茂をさして群集し、宇津戸勢ハ尾道へ向ケ、賀茂勢ハ三原へ向候趣風聞有之旨申出候付弥以進退爰ニ究り、船構等致せ置、公私荷物等仕舞置候処、同夜五時頃広島より弐人、飛脚御小人某百姓体之風俗(みのかさ)ニ而罷越、口上ヲ以申出るにハ、佐藤殿殊之外被氣遣、何れも船ニ而帰広する歟、尾道へ一諸ニなる歟、自然難遁候へ者福山表へ廻り候而なりとも相遁れ帰広可致との事なり、右ニ

付同夜九ツ時頃、乗船、三原松浜之中央を要点としてフラン置、町年寄并割庄屋共へ者船印等示置、万船より指揮ニ及候事ニせり、此義者予テ秋山為太郎与申値、其趣ヲ広島へ報道之為め同日夕方御小人式人百姓体之風俗ニ仕立、御用状之表書者三原町人之名義ニ而差出たり

一明治四年八月十六日朝、徳兵衛が報知之趣ハ追々差迫り候趣ニ相聞たり、同夕世良郡郡府詰庄屋栄十郎報知之趣者、同郡出張所も打崩し、已ニ焼んとする時遁出、尾道迄罷越候処、最早引取後ニ付御当所へ罷越、小廻り衆之案内ニ而船中へ罷出たりとの事ニ付、直ニ飛船ヲ以捕亡広介相添、榮十郎ヲ広庁へ報知致せたり、同夜者塩浜八番辺繫船、陸上之状景相伺候処、近村之竹筒具并鐘之音いたし群集スル趣也

揚陸籠城

一同十七日晝、田中亀助・福原直一合乗船ニ而来り、兵力ヲ以鎮撫之御書付ヲ持参し、三原在住之兵隊ヲ以取鎮方申聞候付直ニ揚陸、中隊長百々多(※行間後集朱書)次見殿へ為太郎同道ニ而罷越、鎮撫方ニ付議論ニ

及び一決候処ニ而、籠城する事ニ相成、在住之士卒五百余人登城屯集ニ付、兵糧手当、焚出し之準備殊之外混雜相困候事

(※行間後集朱書)
「因ニ記ス、此時未た出兵せざる以前尾道町へ押寄候農民共、如何ニ制すと雖鎮静せざるニ付、中隊長辺之計策ニ出てしもの歟、軍隊へ附添之郡方御歩行目付寺川文之進へ美男子且上品の質ゆへ、三原侍中が衣服を借出し、御紋服を着さしめ、御上家の風ニ装へしめ、竹之御丸様之御説論なりと船を仕立、尾道港へ廻し、屋形の上へ御出まし被遊候体裁にいたし、御側より御意之趣を申渡ニなりたれへ、一時へ退散せりとの事也、此事其後其筋へ聞へ、右術策之輩不首尾になりしと耳朵にのこりしまゝ記し置也」

一同十八日、中隊長ヲ初め此度之出兵議論有之候へ共、評議区々ニして不相決、漸夕方ニ至り弥以鎮撫、兵構方之決議ニなりたれへ、爾後昼夜不相分、上へ下へと混雜いたし、時日も不覚兵糧方ニ尽力す

一同十九日、三村權藏殿隊中引率船より揚陸、城内へ屯集あり、其節辻直太郎殿・沢直一等も付添来ル、此日三原隊尾道へ出張候処、農兵之為ニ取巻れ、兵卒一名戦死せる由、同日、松村隊(貞徳)も一中隊来ル

一同廿日、本日より兵糧方へ会計局出納方へ引継く、城内ヲ引払ひ出張所へ復歸して政務ヲ取ル、辻直太郎殿、田中常次郎・沢直一等勤番所へ同宿致させたり、同日夕、尾道ニ而取巻れし隊無難ニ而引取ニなる

一同廿一日、尾道表へ兵隊繰出ニなり、屯集之農民三万余人何レモ退散鎮撫せり、同廿二日、弥一騒平穩ニ至候趣追々注進あり、三原兵糧方入用今日取掛り、町方借り入金并禄米繰替等悉皆出納方より入戻し請求取謀

発狂殺害 一同廿四日、城内へ出張、大砲固メ之土族西尾幾馬發狂、板原雀(雀)三を殺害、外ニ兩人ヲモ深手ヲ負せ自害せり、右屯集所ハ米倉所ニ付、同所疊等者血ニ染たれハ悉皆革田へ遣したり、同日、佐藤守真

殿相見へ、辻直太郎殿と一緒ニ尾道へ越さる、杉岡他人次殿、遠野弥殿と同道して見へル、阪村政之助ハ佐藤殿へ付添来れり、沢直一者尾道より帰着

一同、尾道屯集之兵ハ大久保隊同方へ繰出ニ付交代引取、籠城松村隊ハ三原町大善寺へ屯集ニなる

一明治四年八月廿八日、三村隊帰広之事

一同年九月朔日、兵糧入用諸払相済、而して町方借入金西町へ金四拾兩ニ銀札五拾貫目、東町へ金百五拾兩之内五拾兩、何レモ元利返済

一同月二日、在住士卒へ禄米渡ニ付城内米倉へ出張之事

一同日、予テ尾道へ繰込之大久保隊内一中隊、城内へ繰揚ケ相成ル

一同日、百姓騒擾乱暴せし巨魁四十五人尾道より牽出し、三原出張所匪へ入置、一昨日糺彈所より監察奥村鹿之丞出浮ニ付、明日より糺彈有之筈なり

一三村隊之兵糧方正岡爲之助来り、山科屋常右衛門

へ百兩返戻ス

一三原司郡所受持之山林へ松茸生へ候付、詰合交々三四日ふりに茸かりニ出張、度毎七八斤ツ、取歸る

中村兄準（東郡） 一同月十一日、一六便ニテ留守状来ル、書中ニ中村徒（東郡）ハン成（東郡） 貴兄ニ者準徒班ニ登用、監察掛り史生出仕被命との事なり

同日、尾道より巨魁九人牽出ニ付困へ差入たり、

増原幾次郎吟味方ニ付出張有之、同十五日、辻直太郎殿急行帰広、杉岡他人次殿廻村先より帰着、

益田仙太へ伝信機御用掛りとなり、為（秋山）太郎者安藤五郎・岩本虎藏殿廻村ニ付附添ニなる、同日、司

郡所用聞大工久三郎へ相頼置候烟草益新出来ニ付持来りたり

一同月十八日、伝信機掛り英人并官員共来り候旨達有之、西町脇本陣へ宿構并脩繕方等見分之上及差

図置

一同月廿一日、福山表人氣動揺、松長（津之部カ）・津口・鞆辺者人家ヲ打毀ち、放火いたし、中にも官員之家ヲ

打毀殺害ニ及、伝信機用之間杭をも悉く引抜候よしニ相聞

一同廿二日者天朝節（長）ニ付一統相祝候様被仰出、官員并使部へも酒肴被下、出張之輩へ者士族へ金式朱

ト八拾匁、使部へハ金壹朱ト四十匁、重肴料被下、酒ハ上下とも壹合五勺ツ、被下候事、同夕、

西ノ宮へ参詣、西町御客屋普請成頓ニ付見分、畢而酒肴出たり

一同夜、広島を飛脚歸り便ニ而、中兄保三郎（井原）より書状到来、書面之趣ニ而者、大兄藏太郎（中村）様病氣殊之

外差重り、薬ハ勿論食事も難相叶趣ニ而大切ニ及候付、小子義至急ニ帰広方山本卯助より種々と御

役所向ヲ駆引呉候趣ニ候へ共、此節柄御人少中故交代六ヶ敷由ニ付、此元ニおゐて心配いたし、一

寸手なり共引取候様との義ニ付、詰合杉岡他人次殿へ右紙面入披見候処、尤至極ニ付明朝尾道表

へ態飛可差立との事ニ而、翌廿三日早天、佐藤守真殿へ駈合、紙面差出ニ相成、夕刻飛脚歸り候へ共為何答無之、然ル処同廿四日夕、広島より飛脚

中村兄病
危篤及ヒ
死去

来り、山本卯助より之紙面之趣ニ而者、中村兄様
 長々病氣ニ候処、養生不相叶、去ル廿二日死去被
 致、就而者急々罷歸候様申来候処、何敷昨朝佐藤
 殿より之答書も無之ニ付、直ニ引取候業も不相
 叶、段々杉岡へ相敷候処、明早朝再応尾道へ飛脚
 差立、返書参り次第直ニ引取可然旨被申聞、扱御
 病氣之義者素り承知いたし居候へ共、追々快氣而
 已と相察居候処ゆへ殆相驚、未た老衰ニも無之候
 へ共、長病ニ而衰弱之趣なり、実以愁傷難堪遺憾
 之至、今五六年存生ならハ家事も整理し、養子春
 二も成人ニ至へく候へ共、天五六年の命をかし玉
 ハす命なや／＼、同夜、忌中案内紙面并保三郎
 様、卯助(山本)へも返書相認メたり

一同廿五日朝、杉岡殿が佐藤殿へ駆合有之、尤右飛
 脚ハ船ニ而参り、佐藤殿ニ者伝信機掛りニ而、英
 人尾道より今朝三原へ相越候ニ付、途中海陸行違
 ニ相成、夕刻までも為何返書無之、漸七半時頃松
 浜へ到着之趣ニ而、佐藤より杉岡ヲ呼ニ参り直ニ
 被相越、其節咄合有之筈ニ候へ共、大混雑中ニ而

其義不相果、空敷相成ル

一同廿六日朝、秋山為太郎松浜へ示合として出張候
 付、同人より佐藤殿へ相尋呉候処、無論引取不苦
 旨申聞られ候由ニ付、午時後三原表出足、本郷(御調郡)ニ
 而夕食、駕籠ニ而夜通しいたし、四日市(實茂郡)吉田屋
 ニ而九時頃酒ヲ出させ認メいたし、上瀬野(安芸郡)ニ而晝
 ニなる、廿七日朝、中野村(安芸郡)三戸八右衛門方ニ而朝
 飯相認メ、午時九時頃帰宅いたし候処、留守ニ者
 中村へ罷越居、戸かゝり居候付、直ニ同方へ罷越
 候処、兼而七日之仕上ケ法事と存候へ共、明後廿
 九日ハ惣祭ニ付五日法事ニ相成候由ニ而、皆々妙
 法寺へ参詣之留守なりしか、程なく何レも帰り
 来、姉様・保三郎様へも一応之悔申値、何レも涙
 ニむせひ、一言も挨拶を吐事なく、互ニ黙然愁歎
 せり、午時後金子清之助伯父様ニも寺戻り相見、
 殊之外愁傷被致、又一言も吐能ハス、涙而已也
 一三原出立之節銀札八百目受取帰り候処、廿九日、
 山本卯助より沼田郡勤中之割合銀札三百六拾九匁
 届来ル

一同月廿九日夕、乍忌中出勤御免之義大属中より申来ル、右ニ付山本卯助へ及相談候処、先ツ此場合煩居候方可然旨相諭候付、足痛ニ付得出勤不致段案内紙面出ス

金相場 一親類并近所より悔之来客有之、其広接ニ混雜せり
一 金相場、老両ニ付銀札式百拾六匁替ノ定と被仰出

一同年十月五日、銀六匁目差向不用ニ付、并原取次ニ而蒸汽船之社中へ貸付取計貰候事、同日、当家土地家屋共売払方佐伯岩藏エ及相談、価格承候処、凡ソ六拾五貫目位之よし也

一同七日、柴屋幸三郎養母相見へ、同人孫養子豊七郎へ異見之義依頼有之候付、同八日、豊七郎ヲ呼ニ遣り、遊興一条及説諭

從四位様 一明治四年十月九日、從四位様御発船被遊、市中并御発舟 (後野製船)
海辺御警衛之御人数被差出候事

県庁三館 一同月十日、三館へ御庁構ニ相成候事
ヘカマヘ
ラル 一同十二日夜四ツ半時、御用召之封文来候付、同十

三日朝五半時登庁候処、等外出仕被命、委細左記之通りなり

御用有之、明十三日第九字、礼服着登庁可有之候也

辛未十月十二日 広島県庁

宮本亥三二殿

御用御座候付、明十三日第九字、礼服着登庁可仕旨御紙上之趣奉得其意候、已上

辛未十月十二日 宮本亥三二

広島県庁

宮本亥三二

広島県等外出仕申付候事

辛未十月十三日 広島県庁

右ニ付御扱之義左之通尋達候処、付紙之通差図有之

等外出仕一統

私共義今日等外出仕被命候処、初例之義ニ付御扱振如何相心得可申哉、御受等之義も御座候付、直ニ御差図可被下候様仕度奉存候事

十月十三日

此義第十一等庁掌準席与可被相心得事

右ニ付中兄保三郎様御出ニなる知せを出す、夜近所へ神酒を出す

一同十四日、登庁候処、庁中惣て板間ニ相成、夫々大机出来、腰掛ニ而業事いたし候事ニ相成候付、散髪、脱刀、洋服、靴之事、同十五日、大属片岡多一郎殿方へ御用談ニ付招かれ候処、大酒宴ニ而前代未聞之酌取り、三味せん相用ひ、大さわきなり

一同十六日、高田・高宮・賀茂・豊田之四郡引受被申談、同十八日、高田・高宮郡へ入郡被申談、来ル廿日出足之事ニ治定せり

一同廿日朝、西人馬繼所へ観太郎を遣り、人足差越方申談せ、正午十二字出足、古市村繼立ニ而可部町へ着、同町三田屋と申ス旅宿へ泊ス、此日胡子祭ニ付随分賑々敷、着否夜中ながら郡用所勤番之割庄屋末田七右衛門呼出し御用向申談ス、翌廿一日滞在、同廿二日、同所出足、上根村藤井和三郎方屋所ニ而吉田町へ着、只右衛門方へ止宿、同方

高田郡吉田町へ出張

ニ者为積篤六・山科勘太郎止宿ニ而、是兩人ハ鎮撫兵へ附属之由ニ候へ共、専ら郡方治民筋ニ関係有之由、広島県庁之様子相咄候処、早速引取方之相談有之、上根村より吉田町迄之途中、三谿郡吉舍町より引取候奥村鹿之丞・増原幾次郎・野沢和三郎ニ出会、奴可・三次両郡よりハ池田辰之助・森本松太郎・和田玉二郎引取ニ而、只右衛門方へ同宿、此三人者何れも免職之由なり、三次郡三次町ニ屯集せし兵隊今日引揚ニ付、堀禎次郎等是も同宿せり、当高田郡御年貢者果敢取不申、凡ソ式步方位収納候趣ニ付、精々責り立方申談

一明治四年十月廿三日、吉田町へ屯集之兵不殘引揚ニ付、兵糧方安江為之丞同宿せり、此日為積・山科帰広ニなる、同夜安江為之丞酒宴相催し相招かれ候処、三味線取出させ大はつみ之事

同日、池谷栄殿より売薬取調帖之義ニ付申来り付、両郡割庄屋共へ相達、至急取約メ県庁へ差出方及督促

一同廿五日夜八時頃、割庄屋共より注進之趣ニ而者、

今夕日野又次郎組合不人氣之旨ニ而、兵隊御差出

相成候様申出候付、其注進書相添態飛ヲ以大属中

へ駆合および置、此日笹戸（全三郎）篤三郎惠蘇郡より引取

掛ケ同宿ニ付一盃傾く、同人者免職ニ付帰広之事

一同廿八日、片岡大属・永浜権大属并川村愛蔵、外

ニ捕亡ノ者其人急行ニ而入郡有之、明廿九日ヨリ

永浜ハ川村附属ニ而奥筋村々廻村説諭、片岡ハ山

県郡壬生村へ入込れ、不人氣之者共へ説諭之管な

り、同廿九日、郡中巡邏兵一小隊被差出候付、大

隊長前田均へ示合、諸事駆引いたし候様土井権大

属より申来ル

一同夜、宿倉田只右衛門方ニ者報恩講とて僧侶相招

読経致候由ニ而、右講中へ之馳走ありとて、殊之

外馳走を出し候付、酔ニ乗して腰折をよみて遣し

けり

古哥（朱書）ニ

「（朱書）」称ふれハ仏も我もなかりけり、南無阿弥陀仏

の声計りして

「（朱書）」報恩の御講と聞はうらやまし、他力にまかす

身こそうれしき

「（朱書）」しやうばんにおふて馳走をたまいつゝ、一盃

のんてさても極楽

右ニ付只右衛門并僧侶も喜び来りて一礼せり

同夜、竹齋（長恵）来り心学修業はなしに夜を更したり

一同年十一月朔日、今朝十字、巡邏兵（總）前田均之隊七

十八人吉田町着ニ付、町宿相構せ、裨官長并裨官

等宿所へ来り諸事依頼有之候付、宿割等不都合無

之様取計たり、同二日夕、前田之宿所へ示合ニ行

候処、同三日朝、山嶽之義ニ付示合ニ相見候間駆

引いたす

一同月四日、永浜権大属殿廻村済当宿へ帰着ニ付、

田村史生拙者之交代として入郡有之様永浜より駆

合有之たり

一〇〇村革田〇〇妻〇〇孝貞之行状書、長屋竹齋

の借受写し置

一同月九日、郡用所を借入候太閤記三十六冊返戻、

野川新兵衛より受取書差越たり

一同月十一日、今日者中村貴兄（棟太郎）之四十九日ニ候へ

河野大参
事来し
りやぎりあ

共、入郡中如何共致方なく、右ニ付兼而交代之義
片岡殿へ相頼置候へ共、人少故歟田村も来らず、
無止心計之法会いたしたり

一明治四年十一月十二日、刑律係岩部百平三次行ノ
由ニ而同宿ス、同十三日、柴田千太郎引取ニ付同
宿する

一同十四日、長田米倉所詰玉国慶二郎へ示合ニ行、
帰途(毛利)元就公之古墳へ参詣、塚木ハリイビキと云枯
木なれ共于今顯存せり、此木齒痛に妙薬と聞、少
々小柄ニ而削取帰ル

一同十五日夕、忠次郎来り流言ありしと聞、左ニ記ス

○田畑平均虚説之事

○革田強弱相しらへ、強者ハエゾへ遣らるゝ事

○四学御廢し魔法ニ相成、人倫ハ不立様ニなると
の事

○土州と当国と百姓之入代り有之よしの事

○四学休職より社人皇学相休ミ居候事

○日輪二体御出ましニ付、天子様東西ニ御別れの

事

同夜、長屋竹斎并岡山誠作はなしニ来ル

一同十六日夕、田村盛之介入込有之候付、明曉八ツ
半時出足、吉田ガ上根迄駕籠ヲ相用ひ、同所ニ而
朝飯いたし、正九半時可部町へ着、丁度鶴岡龜太
止宿ニ付酒ヲ出たり、同夕下り船ニ而帰宅ス

一同十八日より明後廿日迄大乘(乗)祭ニ付市中賑々數、
諸々屋台等ヲ營、男女シヤギりて三館内稻荷社へ
参詣せり

同廿一日、登庁候処、明日より戸籍係りへ当分出
勤被申談、但、賀屋忠恕殿同様教諭筋へ附屬候様
薄々噂有之

同廿三日、中村春二御用召ニ而跡目相統被命、録(録)
八石被下候事

一同廿四日、退庁懸ケ池谷へ招れ、賀屋忠恕・堀禎
次郎・頼東三郎・賀屋加吉等会客ニ而酒宴之事、
此日入郡之義被申談

一同廿七日、賀茂郡竹原村之忠孝石摺之代金七拾五
匁中村儀右衛門へ送ル、洋服仕立替賃貳百貳拾九
匁、一丁目仕立屋へ払渡ス

散髮成

一同年十二月六日、中村且寺へ相納メ候合名位牌相認む、同七日、此度之入郡ハ御調・甲奴・世羅・三谿之四郡にして、戸籍并社寺・山家・乞丐調等之御用ニ有之旨重而申談有之、同日断髮ニ成ル
一同十日、入郡之筈ニ付、前九日ニ者序中へ臨時席相立、此度各郡へ出張之輩相集り、持込之諸品等取纏メ、且取謀方申值候事

御調・甲奴・世羅・三谿四郡巡回

一十日午後出足、(高宮郡)福田村庄屋沢田保兵衛方へ止宿、同十一日、(實茂郡)志和堀村与頭山本彦平方ニ

而中食、(豊田郡)久芳村庄屋佐伯好太郎方へ止宿、最上柳兵衛引取之由ニ而合宿ス、同十二日、久芳村出

足、(世羅郡)中村ニ而長幾太郎方へ中食申付、(三谿郡)吉舎町へ着候処、未だ先触着不致趣ニ而宿構無之、暫時郡用

所へ休息、奥田半助方へ止宿ス、免鍋ニ而酒ヲ出たり、早速原田淳二来り候付、山家・乞丐しらへ方等之義ニ付申談たり

一同十三日朝、(三谿郡)原田淳二より申談之廉々答出たり、○教育場所ハ三良坂村寺院へ相構、○新民呼出方取計、○用掛り三良坂村庄屋藤越余五郎并与頭藤

田悦三郎へ申談、○当郡ニ者山家共居候由之処、當時一円住居いたし不申との事、○袖乞探索之者へ相渡ス番札いろは付ニ而出来、○此夜鹿肉ニ而酒ヲ出ス、若山繁之助来、同十四日朝、吉舎町出足、三良坂村へ相越、与頭加藤悦三郎方へ止宿ス、午時後新民共へ探索方頭書を以申談、泰増寺住職呼出、教育所ニ入用ニ付寺内御用ニ相成候段申談ス、同十五日、当町明家有之ニ付借入教育固屋ニ相用、山家・袖乞四十余人計集、○社祠合併不納得之村々へ及説諭、委細割庄屋へも申談、説諭書写し相渡ス

同十六日、寄集者へ御趣意申談、人別相調へ管内之者共引渡方生郡村へ駆合、同十八日、寄集者九十式人之内廿式人ハ教育所へ留置、余者生村へ引渡ニ付、追々役人代并新類之者付添受取方として罷越候付夫々説諭して引渡ス、同廿日夜、別盃とて余五郎・悦三郎ふきじの鍋焼ニ而酒ヲ出ス、右之節政九郎も相伴ニ出る、悦三郎妻酌ニ出たり、之ハ元与御代官手附恵蘇郡在住神川平助之妻たり

し、三日市産(惠那郡)之女なり

一 同年十二月廿一日、三良坂村出足、甲奴郡稲草村へ罷越、割庄屋(山田)幾太郎酒店へ止宿、同村庄屋専右衛門并新兵衛へ係り役申談、新民三人へ探索方申談ス、同廿二日、当村者袖乞小人数ニ付世羅郡へ相結事として、同廿三日、同所出足、小童村(世羅郡)ニ而中食、甲山町へ着、多田徳太郎方へ止宿、但、同方二階へ郡用所ニ相構有之、割庄屋共勤番いたし居、都合宜敷也、甲山町社倉役佐伯宗次郎、西上(世羅郡)原村与頭平野富四郎へ係り役申談、探索方者例之通り革田へ申談、同廿四日夕日々寄集もの有之場所へ出候、夫々聞糺し処分いたし、教育所固屋へ入置

明治五年 一 明治五年壬申正月元旦、郡用所勤番之役人共各年始申出ル、畢而祝ひ之雑煮餅を宿より出たり、早春三日者休暇之筈ニ候へ共、引渡者有之候付、平日之通り係り役出勤致せ候事、同二日、引渡者不絶有之、此日近辺之役人共入代りく、年礼ニ来ル、御調郡割庄屋栗原昇三郎へ明三日罷出候様及

駆合候処、同日、名代羽倉吉村庄屋中田嘉三郎来(御調郡羽倉村)

ル、新民呼出方并教育場所等之義申談置、同日、感冒ニ付甲山町医師内海東叔へ診察致せ、治療相頼、○甲山町教育場糧米者甲奴郡夕甲山迄繰出居候年粗之内、其儘御残之義正権大属中へ及駆合置、同四日、割庄屋共何レモ年礼ニ来ル、同六日、風気快候ニ付、明朝尾道へ相越ス事とし、同夜離盃を宿所より出ス

一 同七日期、甲山町出足、市村ニ而屋相認メ尾道町へ着、早速割庄屋幾右衛門・昇三郎来り候付御用向申談、袖乞之者取調方及示談、同八日期、元ト郡府勤番所跡へ転宿致ス、教育係り役者栗原村庄屋土屋寛一郎へ申談、乞巧固屋者当分芝居小屋ヲ借受、同九日、見分ニ行、深村庄屋広川三介へ教育係り役申付ル、新民共呼出し探索方申談

一 明治五年壬申正月十二日、乞巧惣人数三百余人寄集候処、夫々取調らへ他県并管内とも引渡方相濟し、差引孤独之者七拾八人教育所へ入レル、同十六日、元郡府并勤番所共教育小屋ニ相用不苦旨国枝(手助)

より申来、同十七日、昇三郎が鶴肉配分ニ付、同夜鍋焼相催、郡用所詰之者へ振舞、此宴畢而浄土寺観音へ参詣せん事を勧められ、一同ニ誘はれ散步之折柄、若者等廻り路をなさんとて偽て新地へ誘引、又酒宴ニ相成候処、宴中半ばにして脱帰ル、同十八日、昨夜之廻り路ハ甚た不敬之致方ニ付入用一切払捨、早朝手遣を為持遣し左之書面相添、聊心付を示し置

御笑艸

擬昨夜の遊興、諸君の御配意に預り近来の鬱散いたし忝存候、一時の散財は無益の至ニ候へとも、渠か光蔭(陰)を送るべき一助ともなり、且職掌を遂候訳にて無本懐に存へく、去りながら御互にハ治民専要の職掌なれハ、遊興の爲に出張と申訳にハ素りこれなく付愉快とも申かたく、第一農民の思入如何しく、左なくとも愚夫愚婦の疑念より厄介を醸す事ハ毎々の例もあり、其上親兄弟の疾苦ハ云ふを待たず、登楼而已厭にもあらねとも、日夜に忘るひまなき親心、所謂親の心子知らずとかや、

其心を恕り謹慎すれハ親の心を安むる孝にもかなへり、されは古今易らぬ人心にて、別て開化の御代に住む吾々なれハ、小人の心を開き神聖の御心に变化し、旧習の人欲を去り元の赤心に立復こそ真の一新復古、開化愉快の御代と申べし、冀くハ諸君の議論御確定を待而已

〔朱書〕鬱散をたよりになせる登楼に、たとへかたなき今朝の不愉快

壬申正月

亥三二

諸君

同夜、尾道町庄屋格直次郎・得次郎が請待ニ而、神社取調掛り之もの不殘遊廓へ伴ひ行、料理店ニおゐて殊之外馳走せり

同廿日夜、福井村庄屋賀上庫三郎発悟いたし候付、琢磨札渡ス、同夜、遊廓の三味・太鼓の音を聞、戯に狂哥を物して若者に見せけり

〔朱書〕「ハ」遊かくや、どんちゃんびん／＼おとり出し、はごにかゝりてくるふ客鳥

〔朱書〕「ハ」びめ／＼とおもしろそふに鳴お鳥、よく

く聞はかなしみの声

〔朱書〕美しひ顔とおもへハ、とりもちをぬりばかしてぞ客をとるはじ

同廿一日、国枝・北兩名より教育米七拾石之請記来り候付、大久保康平よりも紙面到来、同人立会、出納より高原喜太郎出張、米貳百三拾三俵ト壹斗受取たり、同日、尾道町神社合併ニ付祭いたし候趣申出候事、同廿五日迄之教育のもの百三人有之、諸算用其外帖面相調させ、一兩日之内帰広之手筈ニ致ス、同廿六日夕、大久保康平へ暇乞ニ行、同夕係り役より別盃出ス、同夜、三介(立山)・庫三(實上)郎より示し哥を書具よと短冊二枚差出候付、左の古哥を書いて渡ス

〔朱書〕おりくハ独りすもをもとりて見よ、善か強ひか悪か強ひか

〔朱書〕苦んで身を勤れば腹のなか、はづかしからでこゝろ安楽

尚外社中の面々集りて問を請ひ候付、数々出し置

一明治五年壬申正月廿七日朝五半時、尾道町出足、

三原屋ニ而本郷村(御郡)へ宿、尾道出足之節者係り役人共より離盃とて馳走を出し、昇三郎(栗原)・三介(栗原)が菓子(栗原)箱到来、同廿八日朝五時、本郷村出足、田万里(實田)村屋所ニ而四日市(實茂郡)へ宿ス、此日足痛ニ付駕籠を相用候処、案外路速ニ而夕八ツ時頃四日市着ニ付、割庄屋共呼寄神社合併等之義申談、同廿九日朝六ツ半時、四日市出足、下瀬野村屋所(安芸郡)ニ而夕七時帰宅之事

一同年二月朔日、此日者休日ニ付、帰着案内せず宅ニ而教育もの帖面相認候事

一一昨年新整組小頭坂卷滝之助を殺害およひ候輩何人歟不相判候処、目今露頭、士族七人計捕縛、入田吟味相片付候趣なり、天網如何てか洩るゝ事あらん、同二日、登庁、帰着案内する、同四日、年頭勤する、夜誓願寺芝居見分ニ行

一同六日夕第五字過、大地震揺る、先年之地震ニ彷彿たり、夕三字四点頃より少々ゆり初め、五字ノ大揺より晝迄小ゆり数度あり、座敷庭之石燈籠転覆、塀破壊、其外山本卯助方土藏ひらき傾く、此

〔大地震〕

痘二七郎種

地震ニ而諸方崩家等損所多有之、庇し落ち、大手等之転覆ハ数々なり、郭内外之矢倉并米倉之屋根大損あり、同七日、小ゆりあり、夜ニ入第八字頃、尚又敵敷ゆる、此揺ハ至而短時間故外へ飛出るや否居合、其後小ゆり屢ゆへ終夜熟睡する事能ハス、同八日、地震漸居合、尤夜半ニ寝驚程之地震あり

一同十日、東京より官員五人来り、参事ハ伊達五郎といふ人なり、此日賀屋忠恕免職、同十一日、藤井清右衛門及平川重三郎方へ行、咄し居る内大地震あり、此間之分ニ比スレハ八歩也、帰り水主町乞丐固屋へ立寄

同十六日、御用封文来ル、同十七日、登庁候処、県庁附属県掌之事務取扱候様被申付、但、月給金四両、此日使丁と申もの四人被命、県掌ノ取次いたし候役也、県掌之人名左之通り、○酒井禎助・加藤六兵衛・宮本亥三二・坪田健太郎・吉田滝太郎なり、同夜、山本・中村・井原、其外近所岩藏（岩藏）・利三郎・貞吉（中吉）飲ニ来り、酒ヲ出ス、知らせハ近

所計差出ス、同十八日、井原へ招かる、新庄尚太郎へ嫁付たるまつ女之祝義振舞なり、同廿四日、眼病ニ付煩出ス、同日、実父東護院（中村護志）様十七回忌取越并実母青柳院（中村要）様七回忌ニ付中村へ招かれ行、同廿五日、法事ニ付妙法寺へ参詣之事、同廿六日・廿七日、吉田滝太郎・酒井禎助見舞として来ル、同廿九日、県庁付小廻り不残廢ニなる

一同年三月五日、県庁附属戸長之上ニ候処、少長副之次席と相改候事、同七日、眼痛快ニ付出勤する、同日、人力車組合社中へ加入、尙挺分代金三貫五百目井原へ為持遣ル、同九日、手島先生御祭（増徳）祠地震ニ付取延相成居候処、今日於歛心舎執行有之候付出席之事、同十一日、神武天皇遙拝所三ノ丸元稻荷社へ仕構相成、参拝ありし

一同十三日、二七郎種痘、四町目三宅へ相頼取計、夕方、若狭屋直次郎善導印鑑を受候として普為聴ニ来ル、同十六日、春二祝儀振舞ニ付檜山へ招かれ行、同十七日、本日御用召四拾五人、権大属より権少属迄、外十五等出仕并仕丁四人有之、同廿一

日、六町目村笠間持之茶ん子船老艘山本と相持ニ
 而買入ル事ニいたし、代銀七百五拾目ニ定約す
 る、同廿二日、月給四兩受取候処、白金ニ付、兩
 ニ付貳百七拾七匁替ニ而売払、代銀壹百八匁受
 取、同廿三日、山本方土藏建築柱立ニ付家内不殘
 招れ行、同廿五日、六町目村笠間之舟手違ニ付金
 屋町笠間勇之助持之舟老メ貳百目ニ而買受、觀太
 郎ヲ連レ京橋川ヨ乗廻し、山本近く渡し場下モ手
 へ繋ぎ置事ニいたす

一明治五年壬申四月六日、茶ん子舟之ハへ緒しゆろ(標欄)

ニ而手よりニ相調、同八日、青木幸三郎少長成之
 知らせ來候付飲ニ行、同廿一日、山林方より炭払
 下ヲ請候付、山本徳太郎同伴、舟ニ而運上場迄取
 ニ行

二七郎初一同廿三日、二七郎初幟建ニ付、近所并中村・山本
 幟建

・井原・貞吉(中巻)・利三郎等相招、三味線・太鼓相用、
 町芸者ヲ呼、殊之外賑々敷、何レモ機嫌能酔て引
 取たり、然ル処保三郎(弁原)兄弟夫婦迎之人力車夕方より
 持來置、車夫ハ一応引取居候処、其當時者人力車

之初めなるより、端々ハ未だ珍ら敷、牽も乗も希
 ニ見る処なれば、戸外之車を佐伯助三郎が山本の
 うた・浅吉を乗せ牽出せしに、素人牽之事故車破
 壞し、保三郎兄不機嫌、酒興を醒したり、同廿四
 日夜、同兄相見、外世話方へ残酒ヲ差出したり、
 同三十日、熊野村佐々木健太郎ヨリ頼置候番茶貳
 拾斤差越、代銀三百目払渡ス

一同年五月五日夕、幟納ニ付近所へ酒肴ヲ出ス、同
 八日、元と六町目村肝煎幾藏家屋帖切証文認メ持
 來候付、少長木元義右衛門方へ持參ス

一同十四日、明十五日御用ニ付、礼服着出頭候様封
 文來ル、此日、郡中副戸長貳拾七人卒族之方角よ
 り被命、山本卯助も此人名之内ニ而山県郡なり、
 右ニ付夕方山本ハ飲ニ行、同十五日、登庁候処、
 等外四等出仕被申付、別紙ニ而租稅課へ被申談、
 夕保三郎様・卯助、其外岩藏(佐色)・貞吉・利三郎(中巻)・春
 二早速飲ニ來ル、田中蘭作も來ル、同廿七日、婦
 庁掛ケ青木幸三郎方へ行、金札百三拾兩、兩ニ付
 貳百三拾匁匁八分替ニ而売払、外ニ月給六兩ハ中

野屋ニ而式百三拾五匁替ニ而売払候事

明治六年一月一日

明治六年一月十二日、保三郎様之依頼ニ而、豊安丸船税火急

一県庁へ出頭、於庁一同へ祝酒賜る、午後引取掛ケ

入用之趣ニ付、山本ニ而銀札拾三貫目借用、但、

伊達権令殿へ年礼ニ行、同二日、退庁掛ケ金子・

明朝迄之約定なり、右ニ付翌十三日返戻相濟

井原へ年礼ニ行、井原ニ於て高羽雄平ニ出會、井

一同十四日、永浜脩権大属、立野勉同上、中尾勝太

原伝中村取引一条利上ケ、元居等相頼置、同日、

郎少属被命

香川藏吉より中村晶實、上野恒太郎留守中ニ付証

一同年七月朔日、賀屋忠恕・平川重三郎東京行ニ付

書へ添書具候様依頼差越、是者保三郎兄伝廻り質

暇乞ニ行、賀屋へハ百疋、平川へハ羊羹錢別せり

ニ相成居候得共、同人在坂中ニ付一応相断置候

一同廿八日、伊達参事上京、田中蘭作も同断ニ付清

処、其後計算書等ヲ以度々催促も有之候へ共、其

夏牛肉喰

水俊へ紙面相頼、同夕、井原へ行、同方近所牛肉

后井原兄ニも於横濱御死去相成候付、流質ニ取計

始

煮売有之、夏季ニ而も風味宜敷、珍敷ニ付購入す

相片付候事、同三日早朝、神武天皇遙拜所ニ葉山

一同年十月十日、藩札改正之命あり、札数目ニ寄り

へ御構ニ付同方へ参詣、夫々出庁、同日、井原兄

円錢相場違有之候へ共、平均相場式百七拾目ニ相

之東京寄留届春ニより差出候処、同四日、再度差

当いたし候事、但、拔萃一ノ帖余白ニ票アリ

出たり、同日、高羽雄平へ井原より可相渡利足金

大陽曆ニ一同十一月十八日、太陰曆被廢、大陽曆被相行候段

壹円六拾四錢春ニニ為持遣ス

改ル

被仰出、来ル十二月三日明治六年第一月一日ニ御

一明治六年一月五日、ガラス大瓶県庁ニ入用ニ付中

改正相成候事

屋庫助より無心ニ付、大中二ツ県庁迄春ニ持来候

旧礼服廢一同月廿三日、是迄之礼服御廢、更ニ一般之礼服被

付中屋へ相渡候処、三円ニ売渡具たり

セル

仰出候事

一同七日、鹿兒島藩士白浜権参事相見候事、同日、

退庁掛ケ高田来、^(弱カ)栗原直藏方へ井原取引一条ニ付催促ニ行、同日、餅米壹俵(三斗)三百九拾目ニ而買入たり、同九日、矢倉ノ下米倉へ請米ニ出張之事、同十日、古洋服霜降羅紗壹着銀七百目ニテ購入、仕立替相用候事とする

一 同十三日、元亨新開方御役所へ差入置候当方之家質利足金拾五円、林木二方へ持参、同人伝相納メたり、之者後日粟根準助金主ニ付同方ヨ受質取計五節句麿一同廿日、五節句麿セラレ、神武天皇御即位日并天

長節ヲ以テ式日と相改ラレ候事、同廿一日ヨリ廿五日迄日々受米ニ出張、同廿六日、佐伯数太郎へ銀式百目、大工清次郎へ金式兩壹步取替、同廿九日、旧曆大三十日ニ付諸取引并掛取出入する、此日、神武天皇祭ニ付遙拜式行ハレ、市中賑カシアリ、同三十日・三十一日、出納課へ浄書物有之、臨時に出勤被相談

一 同年二月三日、宮本鼓一県庁へ尋来り、同人弟上野恒太郎ヨリ井原兄伝ひ廻し質相成候畠証文急々入用ニ候処、兩人共不在ニ付松島徳夫へ相歎、宙

ニ出シ渡呉候様、四五日以前度々栗原直藏私宅へ来り候へ共承諾致さず、右ニ付鼓一・直藏兩人之身代ヲ書入、来ル十五日限り返戻可致旨之証書差入、証文受取度段相歎候付松島へ照会候処、承引ニ付同三日、兩人証書と畠証文引替ニ受取相渡候処、其後上野恒太郎三次ヨリ帰ルモ病氣付、井原兄ハ病死、宮本・栗原ハ約之如く履行せず、其内ニ恒太郎も病死之末、井原兄之代リニ口次キいたし候拙者へ松島より蔽促有之、加之権少属にして日々租税課へ出頭、面会する人なれば、持余し数度催促ヲ受候末、三百代人せし水津寛兵衛へ相頼取扱せ候処、同年十月廿五日、中村所有之畠八畝歩を竹内吉兵衛へ渡し、佐伯岩藏所有之畠四畝余を松島へ相渡、双方金主之不勝をいたし候事ニ相決し、一件落着せり

一 同二月十五日、歎心舎ニ於て敬信舎都講矢口八太夫・万代四郎右衛門、歎心舎同藤井清右衛門之取次ニ而、東京参前舎ヨリ伝達せし教導職十四級試補拜命之書面受授有之、右ニ付伊達権令へ届書、

教部省へ請書并居住所届共差出ス

一同三月二日、隣家岩藏世話(佐世)ニ而喜三郎へ襟質ニ而

銀札貳百目貸与、之者觀太郎学資之用意金ニ付、数

月之後元利受取相濟たり、同六日、手島先生御祭

祀之節入用ニ付、裝束借出し方被相頼、石井昇・福

田弥太郎(注欄外後筆)借り相用たり、右者矢口宅ニ而執行有

之、拝参する「弥太郎(注欄外後筆)へ前名也、後格蔵ト改ム」

福原一件 一同月九日、是迄広島県庁廓内三館ニ仮設之処、同

所鎮台御用ニ付小町国泰寺へ転設之筈也、此日、

松川角左衛門上京候付井原兄へ書状相頼候事、同

十日、伊達権令上京せり

一同十三日、笠間勇之助(注欄外後筆)人力車損料銀壹貫三拾目

余県庁迄持参せしニ付收納す

県庁国泰寺へ移転有之、同廿二日、移庁

之祝酒詰合へ出、早引ニ成ル、同廿四日、融通会

社分社開店ニ付、同夕雜税局一同相招かれ、多波

栄へ行

一同年三月三十一日、金子へ見舞候処、伯父清之助

様病氣追々差重り候処、同方(安芸郡)へ大須賀村之畠証文

入質致しあるを井原兄借り受、福原直一より金貳

百五十兩野村完兵衛借出、豊安丸入費之内へ仕扱

ひ有之由之処、其質物伯父君病中受質之請求有

之、甚氣ニ掛り居候へハ、井原兄ニ代り福原より

質物取戻方辰(金子)より依頼有之、不得止親子之情合

難黙止より終に福原直(脱カ)へ再三相歎候処、拙者之借

用証ニして辰一証人ニ相立候へ者、差戻すべしと

の義ニ付其通り相連ひ置候処、病人も殊之外安心

致されし由なり、然ルニ同三日御死去相成旨報知

有之、直ニ同方へ罷越、同夜、葬送相成候付供い

たり、同四日、福原より質物返戻有之候付、

金子へ中村ゆきを為持遣り、辰一へ添書して一応

靈前へ備へ、而して質主返戻あるべきやう申遣ス

(○此一件者其後、井原兄ハ病死、野村完兵衛在

京中ニ付福原より請求ヲ受、種々差纏之末福原よ

り出訴迄ニ至候処へ、同年十二月下旬、野村完兵

衛帰広ニ付一先ッ居合候へ共、百二十五両文者井

原之負担と相成、結末三好屋市右衛門方へ廻し質

ニ相成、亦々訴状沙汰ニ相成居候処、明治九年、

共済社口入人黒川半助取扱ニ抛り金額を減し、拙者より弁償致置、井原家奉還金之内より払出一件相片付たり、同八日、金子当座法事ニ付招れ行、同九日朝、広教寺へ参詣せり

しらへ帖整頓せり、同廿五日、二七郎職建たり、同廿八日、米相場上昇、石ニ付五円ニ相成、同三十日、今日ヨリ二葉社ニテ雨乞之御祈禱有之

宇品勤番 御所炎焼 一明治六年五月十日、去ル五日御所一円御焼失（四

一同年六月三日、宇品港船改所へ交番被申談、同七日朝、一寸与県庁へ出頭、参事初メ課中へ暇乞、直ニ引取、午后五時頃より手舟ニ而宇品島へ渡

日夜々五日十二時迄）、恐入候事なり、同月廿日、金子四十九日法事ニ付招れ行、同廿一日、広教寺へ参詣する、此日、鎮台招魂祭ニ付比治山新開下堤防両所ニおゐて花火揚り、見物人群集せり

航、舟頭者岩藏（佐伯）を相頼候処、西南之強風ニ而殊之外相困る、前勤番者村田市太郎なり、大かれい老枚土産ニ持込、料理致せ酒宴相催ス、着否取締役大宮福次郎方風呂へ行、同九日朝、村田者婦広ニ

一同廿三日午後二字頃、暴雨大雷、大雹降る、大サ凡八匁玉位有之、少サキ分ニ而も六匁々三四匁玉位あり、以前之雹と違ひ実ニ堅固ニ而、降ル音小石ヲ擲ガ如シ、天窓及ヒ格子障子ヲ脱通し、作物ハ害セラレシ由なり、同日、観太郎ヲ使ヒ山口へ着巻尾為持遣ス、途中右之変天ニ逢相困リタリ、（金子）辰一も礼ニ来り途中困たる由

付役所付手船ニ而手使ヲ連レシ故、留守中ハ手使之姉来り炊きせり、宇品大宮福次郎并丹那浦中尾義規取締役ニ付、日々一人ツ、出勤せり、但、勤番中飯米并薪塩等者手使を使ひ、舟便ニ宅々取寄せ候事、○此船監改所ニおゐて新造并売買譲与之節検査及入港之舟稅取立あり、外広島本川江波村、安芸郡瀬戸町・蒲刈島・広・阿賀へも出張所ヲ設、夫々取締役名ツ、申付有之、入舟之稅ヲ取立、月末ニ宇品港改所へ相納メ候事ノ定ニ有

一同日、不動尊之画像老幅飯村市助へ、曼多羅（茶）の画像幅山本へ譲ル

一同廿四日ヨリ過去帖ヲ取調べ、廿六日、早操祭典

ヲ取立、月末ニ宇品港改所へ相納メ候事ノ定ニ有

之、広島ハ深川常次郎・武田嘉寿造・青木幸三郎、江波ハ中元甚造、蒲刈ハ某、瀬戸町ハ某、其外広村・阿賀村も有之、勤番中ハ船之出入閑暇之節者近辺へ釣ニ行、或ハ内々帰宅ス、其節者取締役へ委任致し置候先例なり

一同七月六日、岩田千郎九勤番所へ尋来り井原へ相頼候家質之義催促有之、同七日、高羽雄平同所へ尋来り、井原取引一件ニ付嚴談引取、夜ニ入加子ヲ出呉候様ねたられ、兩人雇出し、広島迄送らせたり、同九日、岩田千郎九再来ル

一同十二日夜、大風雨ニ而役所付小舟破壊せり、同廿一日、中尾義規広島ニ而茶子一艘買来ル

一同年八月八日、県庁へ勘定帖持参済帰宅ス、菜園之梅木枯たるを当春伐て、其枯木ヲ手水鉢石ノ側へ挿置たるに、六月廿日より菜園の伐株并さし置たる枯木共幸ヒ茸芽生へ、株根之分大茸荅本、さし木之四本、双方ニ而五本生へ出たるが、本日弥

見届候へ者幸茸ニ相違なく、何レも能く成長せり
(此茸ハ明治三十五年迄ハ保有致し置)

井原兄死
去

一同廿八日、大属山岸親氏より出席候様申来、幸(書)江波村ハ態舟来合居、其便ニ乗船、干潮ニ付かた迄ニ而揚陸、夕方ハ山岸宅へ行、同夜者私宅へ帰ル、同廿九日ハ大風雨ニ而、夜中ハ大洪水堤ヲ越し候付土俵ヲ運、太鼓を鳴らして一時騒動せり、同三十日、迎船差越候付午後一時より宇品へ引取

一同年九月一日、幸三郎酒肴持参、嘉寿造も来りたり、同五日、幸三郎・中忠同道ニ而舟検査ニ来り、酒肴持来りたり、同七日、宇品港詰合ハ三ヶ月ヲ以交番之処、爾後百五十日ニ改正之旨伊達権令より達来ル、右ニ付来ル十一月四日迄ノ詰ニなる、同十一日、村田良穂夫妻道後へ行掛船中風波荒く、風除之為メ当役所へ揚り相休ミ、宿を依頼ニ付大宮へ宿ヲ相頼遣したり

一同十二日午前十一時頃、佐伯岩蔵風雨をおかし小舟ニ而来ル、之者井原保三郎兄東京ニ於て大病之趣、昨十一日社中より申越、今朝又書状参り危篤之様子申来候旨申出候付、直ニ岩蔵を遣ひ、丹那浦中尾義則(書)へ急々出勤方申達候処、午后一時出頭

候間、同人へ役所向委任致置、直ニ手使を連レ小舟へ乗りて急引取着舟、直ニ中村へ立寄候処、東京より来り候書状有之、広屋与左衛門・仁和屋新次郎ヨリノ書面、本月二日付之郵便ニ者、先月ヨリ風之引込ニ而御困り被成候付、横浜病院之治療ニ預り、酒も二三盃位上られ候様子ニ候へ共、何分大病之事故御報知申候云々と有之、第二ノ郵便者本月五日出ニ而、兼而御病氣之様子ハ去ル二日郵便ヲ以御報申上候通ニ候処、三日夕刻御差重リニ相成、四日午前第三時、養生不相叶御病死被成候云々と有之、大ニ驚入落胆愁傷無限、前後何レモ放心、只顔を見合せほろ／＼と落涙する計なり、無から(七敷)ハ僅かに紙ニ危ミたる遺髪あるのミ、あわれといふも此上之憂苦者外ニなし、然ル処第一二日付之書面ニ由て留守家内(おあい)直ニ上京、看病可致と思ひ立居候処、突然死去之義申聞候時者如何あらんと、予テ親類懇意之方角ヲ相呼置候由之処故、青木幸三郎并山本卯助も来り、右之趣承り大ニ驚き、衆議之上種々協議いたし、

先ツ春二(中村)を前ニ遣り、看病として上京することハ見合べしと申有めさせ候内、岩田千郎九夫婦を遣し置、跡より幸三郎を遣り病死之趣を咄せ候処、狂氣の如く誠ニ愁歎、其声近所へ聞へ、何事やらんと驚来ルより、知らさずして各々悔ニ来り、上を下へと混雑之処へ拙者罷越、篤と申聞迎もかへらぬ命数なれハ、如何共致方無之ニ付、遺髪を瓶ニ入葬式致候事ニ相決、春二・幸三郎・千郎九等親類者丈ケ供をいたし、近所之面々ハ相断、真之式のミの葬送ニ取謀たり、其実与左衛門・真次郎之書面ニ、東京ニ於て(清正寺)へ相頼墓地買入、士格ヲ以叮寧ニ葬式相営、竹之御丸(浅野長助)様御靈屋之筋向ひへ葬り、法号仁量慈寛居士と該寺より諡せられし旨申来居候付、不幸之中ニ者有之、此元於てハ手輕ニ取計たり、法名ハ其人之性質を顯すといひしに違ハす、存生中ハ実ニ心力を尽されし事此文字ニ表ハれ居、不思議涙するのミなり、前頭如く拙者ハ勤番中内々帰宅せし事故、同夜帰宅往返共車ニ而通ひたり

因ニ記ス、保三郎中兄者、蔵太郎大兄之起業等半途にして死去せられし已來、第一蒸氣船豊安丸一件并諸方金銀之取引等ニ付不容易尽力、夫か為メ上坂、東京へ迄奔走、誠ニ心勞有之末同兄も亦半途にして死去せられ、重々之不幸、是より大なるはなく、実ニいたわしく遺憾千万なり、噫命なる哉、天なる哉、今一兩年を加して卒しめは、是非何レと相片付安堵なるへきにと親族何れも哀泣するのみ

同十三日、去ル四日ヨリ十三日迄之忌中ニ付今日之忌中届ヲ出ス、○跡式之義者差寄相当之者無之ニ付、未亡人あいへ秩録（録）下賜候様申出、婦人之義ニ付中村春二ヲ後見人として届出ル、○東京与左衛門・真次郎へ挨拶状兼蒸氣船一条ニ付取引之義頼遣ル、○午後より井原へ行、初七日法事之義相談いたし、惣て春二へ取計方申談置、同十四日朝、青木幸三郎呼寄、井原法事一条ニ付春二と申値、可然取計呉候様相頼置

因ニ記、井原兄之死去後ニ至り、死去者横浜病

院入院中ニ付、荷物等者東京之寄留宿ニ可有之筈なれ者、衣類者勿論諸書類等与左衛門・真次郎へ数度駆合及候へ共、為何返事も無之ニ付、

其後河野葎一上京之節巨細ニ相咄、右兩人ニ面會、取調方相頼候処、河野之帰県ニ付承候へ者、如何相成候哉、死去之節相片付候ものと相見、書類ハ勿論沓品も相残り居ざる旨被申聞、然ル時者金銀之出納等一円ニ不相分、夫なりニ相成たり、思ふに此蒸氣船合資社内へ中村・井原より投入せし金額ハ弍千兩余にも可有之歟、中村兄之死去後ハ引継井原兄之承知ニ候へ共、同兄之書類・諸帖面等悉皆烏有に歸したれハ、死人に口なし、約り中村・井原両家之大損亡のミならず、拙者ニ於てハ井原兄之取引木口ニ付、彼是と迷惑致し候へとも、是も時なるかな、命なる哉、所謂因果応報と身を責るのミ

同日午后、宇品港より迎船差越候付、第四時乗船
帰港ス

同年十月六日、福原直一取引之義ニ付野村完兵衛

へ郵書差出候処、更ニ返書無之

一明治六年十月廿一日、字品詰中林木二・小鷹狩介之丞等敵島へ渡航之処、西風強く当港へ碇泊ニ付、米之無心有之候間、小魚相添米と共に遣ス、船中へ見舞、粟根準助へ入質之家質一条も序ニ木

永田出訴

二へ相頼候処都合宜敷、已後者直接ニいたし呉候事ニ相決ス、○同日夕、福原直一倅久太郎来り、彼之金子質之一件、井原兄之死去ヨリして証書表金高貳百五拾円へ印紙貼用方請求候得共、此義者野村へ及駈合置候間、同方々様子有之次第可取計、返書無之已上者不相調と相断候へ共強而申募候付、然らハ尚考合之上与相答置、同夜帰宅、翌廿二日、金子辰一へ及相談候処、貼用不致方可然申值候間、其趣ヲ以福原へ断紙面遣ル、同廿三日早朝、建部英一へ字品港之事ニ付示合ニ行候処、昨日字品港へ紙面相送地租帖淨書ニ付帰広出庁候様被相達候付、直ニ逗留出頭可致との義ニ付、一応帰宅候処、取締中尾義規右紙面ヲ持参候へ者、幸ひに港役所之義者同人へ相頼置、本日より日々

県庁へ出頭せり、○同廿九日、青木幸三郎来ル、之ハ井原家質加藤増次郎手筋へ入質相成居、差纏居候処、当度之大変ニ付迎も受返し難相成義与申值、流質之事ニ幸三郎より相運せ候事ニいたしたり、○三十日、東京松崎与左衛門へ郵書ヲ出ス、○同三十一日、永田惣助より中村春二ヲ相手取り出訴ニ付聴訟課より呼出有之旨ニ而、春二驚き来ル、○十一月一日、右之係り田中正作へ両度相運行候へ共不会、十一月三日、答書案認メ春二へ相渡置候処、青木幸三郎付添ニ而差出ス、同日ハ天長節ニ付市中賑々敷、同四日、租税課地租帖も成頓せしニ付、今朝字品島へ帰港スル、同七日午前十一時、玉島文之助交代として入港有之、此日者字品島之氏神祭ニ付手使政五郎方へ被招、玉島と共に義規(中村)同伴、吾作方へも同断、何れも馳走ありし、同日、青木幸三郎が上納之便ニ紙面来ル、永田一件年賑難相調、本年内ニ二百円返納致し候様松島徳夫より談有之、右ニ付明八日答書差出候手筈ニ相成居候旨申越ス、同八日、字品港船改所之御

用向交番、玉島文之助へ引継相済、仕舞次第役所舟二而帰宅せり

一同年十一月廿四日、永田訴訟一件ニ付長崎表へ行事ニ衆議相決、同廿八日、春二(中村)へ檜山静生相添、午后六時乗船せり、此一件之起因へ、蔵太郎兄旧藩御勘定所積り方在勤中、永田恕助へ附添御内用ヲ被命、長崎表へ被相越候節(オールト)御借入金(一条也)、通弁長崎人品川藤十郎ヨリ永田恕助と連名借金式百両有之候処、期限内ニ永田負担の百両ハ蔵太郎へ相渡し、蔵太郎負担百両と共に返済ありし筈、然ルニ同人死去後品川より永田へ請求有之候処、全金元利返済ニ不至候ニ付、借主ハ兩名なれとも一名ハ死亡、連借之一名永田より全金返戻可致旨相責りしより、無止相続人春二を相手取り出訴ニ及ひしとの趣意ニ付、品川へ直接相歎、一ツにハ永田より中村へ相渡しし百両之、永田之手元ニ者蔵太郎之請取、或ハ紙面様之物も無之、何社証拠無之候へ共、其已前ニ井原兄上京之後、何も知らざる春二を恐迫し色々と諭して借

用証相認せ置、印紙規則発布之際無理押ニ貼用致させ、井原兄之帰国之上何分之義可相決とて、柔かなる談判故安心して取計候由之処、不図も訴訟ニせし事なれハ、其処分方甚不得其意、或者品川方者返済相成居たるにも拘らず、永田之野心歎も不被量義ニ付、取糺し且歎き之為ニ下崎せし訳なり、然ル処春二帰広之上承候へ者、品川と返答済ともなく不済ともなく甚曖昧ニ而機嫌を取り、委細者永田へ駆合置たりとて差かへせし也(思ふに)長崎行之義者、裁判上ニ而猶予を乞たる義ニ付、直ニ永田より品川へ内通せし物ならん、明治七年一月六日、長崎表通弁本田庄造より中村へ来状有之、品川取引一条ハ意味合有之云々之義巨細ニ申越根元ハ、広島表中川政之介(御用聞町人)ニ有之候間、同人へ小鷹狩介之丞辺より周旋いたし可然哉之旨申越、其節本田(本末)ハ井原へ借用金三百三十拾円之元利請求方をも申越たり、右ニ付青幸并山(本末)卯へも相談之上、中村母子ヲ小鷹狩へ依頼遣候処、折悪敷東京行ニ而不在なり、同年三月廿

明治七年

日、明後廿二日裁判所へ出頭候様申来候旨春二申
 来候付、早速幸三郎方へ春二罷越及相談、同廿一
 日、拙者小鷹狩へ行、中川政之介へ歎之義相頼
 置、同廿二日者春二指日ニ候へ共、母病氣申立裁
 判猶予方青幸を歎出候処、代言人差出方口頭被申
 談、右ニ付山本卯助方へ行及相談、恰も水津覚兵
 衛来合せ居、同人を代言人に相頼、同廿四日、覚
 兵衛出頭候処、春二義長崎出足前差出候証書之趣
 も有之、殊之外六ヶ敷趣なり、爾来覚兵衛永田へ
 談判之末五月十二日略相決候趣、同人県庁へ尋来
 り申聞候趣者、本年分三十八円ヲ七月、十二円ヲ
 十二月、都合五十円、年賦者米三石五斗ツ、金に
 直し相納メ候事、品川を申越候利息者已年已来月
 老歩半ニ而取立ルよしニ付、覚兵衛へ歎之紙面相
 托し、明日決答永田へ行筈なり、六月廿五日、覚
 兵衛来ル、此鼻三拾八円、残拾貳円、七月已後年
 々三拾円ツ、返納之事ニ相成、右ニ付其年分_二之金
 ニ当り、藏太郎兄之左右ニありし小道具、或者剣
 類・衣類等野村完兵衛心配いたし呉、至当之代価

ニ売払、此金六拾円有之、是ヲ以一時仕払、尚年
 賦金者覚兵衛手元へ滞金にも相成候付、定約通り
 よりハ迷惑相成候へ共、利足等之勘弁を頼年々差
 入、明治廿二三年頃皆済ニ相成たり、此件ニ付而
 者不容易、中村姉并春二之苦勞者素り、拙者迄も
 迷惑ヲ蒙りしが、恕助之行末甚た不面白、貧困ニ
 差迫り、東京住居と称へ兄弟之厄介となり、遂ニ
 貧苦に迫りしなり、終命誠ニ不幸なる次第と聞
 く、是ヲ以て見る時者、同人之野心より道ならぬ
 訴ヲ起し、与へらざる財を貪りしものならんやと
 一明治六年十二月二日、伊達権令との東京より帰着
 ニ付歎ニ行、同三日、川野関内へ高羽雄平へ井原
 兄より中村之物品入質有之内、短刀丈ケ受返し、
 元利拾円五十錢相渡、取戻したり、同日、山本卯
 助の配意ニ而井原へ山県郡より入婿養子至当_二之者
 有之ニ付、世話可致旨之談有之、爾来姉あい_(井原)へ及
 相談候処居合ニ不至、後日ニ考合候処に由れハ事
 故有之訳なり

一明治七年一月一日午前八時、県庁へ出頭、一同拜

奉還布告

賀之事、同三日午前九時、元始祭ニ付二葉山へ参詣、伊達・白浜へ年礼、其外諸々相勤ル、同五日、新年宴会ニ付、午前十時県庁へ出頭、酒肴賜ル、同七日、帰農出願之者へハ六ヶ年分給禄一時ニ下賜、尤半方金にて、半方ハ公債証書之由、御布告書東京本省より達せらる、同十日、雑税局小分課相改り、小子義者局中書記被申談、同十三日、香川蔵吉より中村家質之義殿催有之、之者井原兄より上野恒太郎へ立用、同人より香川へ廻質ニ相成たるもの也、同日上野恒太郎へ催促ニ行候処、病氣再発ニ付質物返戻方延引之旨相断ル、同廿五日、旧知事様(後賢殿)為御墓参下向、今日国泰寺へ御参詣之御途中人民拜見ニ出、柏手を打拜候よし、同廿六日、山本卯助同道、泉邸へ御機嫌伺として罷出ル、同日、高尾亡良助四十九日ニ付案内有之候へ共、差岡ニ付貞吉(中忠)へ代理供物為持たり、同日、井原之屋敷和田庄五郎買受帖切之義、両三日前和田来りて相頼置候付、地券状へ裏書して調印之義頼越し候間、井原印形并拙者証人之印形共捺

印相渡ス

一同年二月三日、明四日御用之義候条、礼服着出頭可致旨之封文来ル、同四日、出頭候処等外四等出仕被命、但、月給金七円下賜之事、右ニ付夕刻課中飲ニ来り候人名、村上弘、辻行雄、建部英一、上野俚、以上十五等出仕、石井昇、西浜助(徳)三郎、林直助、山本吉允、山口恕一、以上等外出仕、外ニ不参人名、吉村博、権中属也、鈴木一郎、十四等出仕也、元橋義孝、山下成一、以上十五等出仕、福田耕作、十四等出仕也、堀野愛蔵、等外也、同夜酒肴之献立者○大鉢口取もの、○鉢大焼肴、○三ツもの、△鉢差身、△八寸くず煮、△井三盃漬、○吸もの、○二ツ物、△八寸ほうれん切身、△井酢づけ、○酌取女式人、○式人乗人力車五挺、○世話方ニ者井原あい、貞吉、利三郎、岩蔵、○取持方ニ者山本義兄(翁忠)ヲ頼、料理者中の棚山本屋亀蔵なり、同五日夜、近所へ祝酒出ス、人名者、北村内蔵助、岡村嘉右衛門、林半兵衛、佐伯岩蔵、安本理三郎、木元儀右衛門なり

旧城炎焼 一明治七年二月五日午后十一時頃、鎮台出火、元ト

御城御本丸不残焼失、翌六日午前二時鎮火せり、
右ニ付御城近き方角へ見舞ニ廻ル、同七日、中村
屋敷流質ニ取計候筈ニ付不用之建継等解売、代金
九円貳拾五銭有之由申来ル、

旧三館炎
焼

同十一日、紀元節ニ付午前八時出頭、拝賀式相
濟、御酒饌頂戴相濟、二葉山へ遙拜として参詣す
る、同十五日、中村家屋流質ニ治定、香川蔵吉へ
決答およぶ、同十七日、東京より電報有之、肥前
佐賀之脱走徒朝鮮へ向たりとの事、同十九日、去
ル十六日午前四時佐賀城へ火ヲ掛ケ鎮台兵敗北、
舟まで捕られ候旨電報ありし、同廿五日、佐賀縣
動ニ付大坂鎮台ヨリ出兵、過半鎮靜ニ至り候得

共、広島鎮台よりも今晚出兵相成ル、同日、上野
恒太郎方へ催促ニ行候処、同人病死せり、右ニ付
同人と井原兄との取引者一切損亡之事、三月一
日、筒井百次郎等外二等被命、右振舞として今中
別荘へ課中不残招れ行、同十日、粟根恂助へ証書
差遣ス、○証 一金參拾円也、但、利足月壹歩五

朱、此引当別紙券状面并建物とも、右借用仕候義
ハ実正也、返弁之義者来ル六月限り元利共速ニ返
濟可仕候、為後念証書差進置候也 明治七年二月
宮本亥三二印 粟根恂助殿（此書入、同年七月
五日、元利返弁濟也）

一 同年三月十五日、宿直候処、午后七時鎮台出火、
旧三ノ御丸不残焼失、第九時鎮火、同夕、岡山俊
作等外成振舞ニ付、尾道町大竹屋へ招れ行、同十
八日、野村完兵衛より之依頼ニ、此度豊安丸三万
円ニ而売払、外蒸気船貳万貳千円ニ而買受候旨東
京ヨリ申来候付、松本喜八上京為致度候間、此旅
費金拾五円四軒割、恂軒ニ付金三円七拾五銭ツ、
井原分出金いたし呉候様ニとの事、同廿六日、今
日手島^{（増馬）}先生御祭祀候処、中村訴訟事件等ニ付差支
不参、代理ニ觀太郎ヲ拝参さす、同廿七日、堀江
壘夫殿病死之知らせありたり、同廿九日、葬送ニ
付供する

一 金子伯父君之一周忌ニ付、四月二日、同方へ招
れ、同三日、広教寺へ参詣する、同四日、妻静持

共済社開店

病差起り、例之通り大腹痛ニ而相困ル、同十二日、佐々木昌作等外成ニ付同方へ招れ行、同十八日、福田耕作十三等出仕、山口恕一^(弟)等外四等成ニ付同家へ欲ニ行、同十九日、辻行雄俵寛雄十一大区戸長成ニ付同方へ招れ行、同廿七日、山本御用召ニ而副戸長成ニ付欲ニ行

奉還願出ル天風雨

一同年五月一日、還禄ニ付質店結社之方法等野村完兵衛・岡田清と申値、西村益三方へ集会、隠居萃廬翁と協議、願立ル事ニいたし、結社方法等書面草按相認メ、還禄調査係り承合候処、其書面通りニ而可然との義ニ付、夫々清書いたし、同七日、三名発起連署して奉還願書進達いたしたり

一井原未亡人おあい義、川野関内妻ニ縁組之義青木幸三郎媒酌ニ而川野方へ嫁付建ニ付、幸三郎同道安芸郡新居山村^(新山村)関内宅迄連行、義式之盃ヲ取交させたり、同十四日、井原が取替金返弁方之請求ニ付坂井有幸へ郵書出ス

一同廿六日、発起人之内一人岡田清義奉還愛心ニ付願書下戻ヲ乞、同人ヲ除名再進達せり、六月十一

日、共済社開店、是者未だ奉還金之下附者無之候へ共、追々入社之人名より集金、襟質を取る事ニ

いたし、東引御堂町武田重助掛持家を借り受、手使兼取次人ニ石崎重兵衛ヲ雇入、社中日々一兩人ツ、交ルく出勤、事務を取る事ニ相成たり、同年八月六日、共済社ヲ西引御堂町^(東之)西魚屋町へ移

転す、同廿一日、大風雨大洪水、暁より東風強く、日の出より南風ニ変、暴風雨となり、茅葺屋根ハ悉く剝取、中にも両三軒屋根吹倒し、塀之転覆等損ケ所多あり、此風午前四時^(中尾)吹初め、十一時ニ吹止、正午十二時洪水出、水主町龍川堤切損、同新開より屋形町迄一面に水侵入せり、同廿七日、貞吉母病死ニ付壱円遣ス、同廿八日、証券印紙改正布告出たり

一同年八月三日、学資金寄附ニ付御替之達御用白浜参事^(宮本敬次郎)が申渡サレ、奉書頂戴す

一明治七年八月廿九日、順命君十三回ニ付法事執行、同三十日、西向寺へ参詣、同年九月三日、井原兄仁量君^(保三郎)之一周忌ニ候処、同家之為体ニ付上ケ

法事ニ執行ひ、中村姉井おあい・貞吉等相招、鹿菜之齋を出ス、同日、山本卯助退隠、倅徳太郎へ相統願濟ニ付招れ候処、今晚精進ニ候へ共、目出度事ニ付酒肴差免し相祝したり、同四日、広寂寺へ参詣可致之処、御用向多忙ニ付觀太郎を代理として参詣致せ、退庁掛ケ墓参する、同廿七日、中村春二白鳥学校へ入校せり、同廿八日、共済社宿り番之儀ニ付広沢へ相談ニ行


一同年十月三日、還祿三拾六石代金百三拾五円五拾八錢壹厘下付有之、内現金八拾五円五拾八錢壹厘、差引金五拾円者公債証書なり、右ニ付式拾円完兵衛心配ニ預り、百円として共済社へ壹株差入置、因ニ記ス、社株者此壹株か種候処、公債証書売払代金及六町目村所有地所・家屋共売却代、百七拾円之内ヲ以又百円壹株を増し、漸次ニ増加、明治十八年ニ者六株ニ相成

一同七日、井原兄之相統者当分未亡人あいへ願出置候処、同人義川野関内妻に縁組候付、幼年ニ者有之候へ共、二男二七郎者保三郎兄存生中、出生否

二七郎井原へ養子願整

や予か代継者安心なり、成長之上養子ニ貰受へしとて内決被致居候義ニも有之候付、二七郎を井原家之養子ニ遣ハス事ニ親族之協議一決せし故、其趣願書相認メ、秩祿相統願差出候処、同十一日許可ありたり、同廿日、等外一等ニ西浜祐三郎、同三等ニ林直助・大町栄助昇等ニ付、同廿二日、右三人之振舞として四町目福貞亭へ招れたり

一同年十一月三日、天長節ニ付為拜賀参庁、御酒饌賜ル

一同十七日、二七郎祿米改正願出、同人印形左之通相整、同廿六日、酒店を相始め、東本川枝松より取寄ス、右ニ付山（山本直助）卯・佐七・岩藏・貞吉へ祝酒出ス

一同年十二月廿日、青木幸三郎義当秋已来相場ニ付大損亡いたし、必至難渋ニ付而ハ飯用払底ニ候間、借用いたし度旨中村伝ひ申聞候付、今朝貞吉ヲ頼米壹俵危難之見舞として為持遣候処、殊之外相悦ひ、厚礼之返書差越たり

同三十一日朝、大祓式ニ付二葉山へ拝参、同日、

野村完兵衛之請求ニ而井上盛藏之蒸氣船之借財有之、拾九円之元利ニ而野村・杉崎・松浦・井原之四人割ニ而五円零銭余払出候様との義ニ付、共済社之借入相払たり

明治八年一月一日、参庁拝賀之事、退庁掛ケ年礼

ニあるく、同三日、元始祭ニ付二葉山へ参詣及び年礼ニ歩行く、同四日、退庁掛ケ共済社へ出ル、

此日平田宗緝入社、爾後同人社経济制理方担任せらるゝ事になる、同日夕、福貞亭へ行、之ハ山岸観辭職上京せらるゝニ付離盆之事、同五日、新年

藤井権令
来ル

宴会ニ付於庁御酒饌頂戴之事

一同七日、聴訟課矢萩氏より、松本喜八一件ニ付井原一分ニ当り答書可差出旨ニ而訴訟被相渡候付、同十日答書出す、同十二日、辺見卯三郎義御用召

ニ而等外準四等并御誉有之、同十五日、山本卯助二女ひさ鈴木米太郎妻ニ縁組、引越ニ付招かる、同十七日、同祝儀振舞ニ又招れ行、同廿八日、佐伯岩藏畑四畝歩之貢租、岩藏と松島(縁者)と故障有之、小子板狭(板)となり、止むなく当方より弁出せ

り

一同年二月十日、長崎本田正造(本木島造力)より金三百円請求之義ニ付郵書来ル、右返書ニ中村并井原とも難済之情態申解置候処、爾後ハ無沙汰なり、同十一日、紀元節ニ付参庁、御酒饌頂戴之事

明治八年三月十一日、山本卯助妻やほ病氣危篤之知せあり、家内諸共相詰候処、午后九時死去せり、同十二日、此不幸ニ付県庁ハ煩(い)いたし、早朝より同家へ行、諸事世話をいたし、同夜、葬送ニ付広教寺へ行

一同十四日、藤井勉三殿権令として入県ありし、同十六日、手島(増巻)先生御祭祀ニ付参拝之事、此日、山本法事ニ付家内連レニ而招れ行、同十七日、寺へ参る

一小野組商社閉店後同店へ入質之抵当雑税局之引受ニ候処、繰綿百八十本受質有之、本日、海田市綿(安芸郡)商社へ出張す、往返共人力車ニテ賃金拾弍銭也一同廿日、中村春二御用召ニ而第一大区教員被申付、月給七円給与之事

一同三十一日、海田市へ出張、炭并蠟壳入札取計、

繰綿七十本受質之事

同年四月十日、右同断、綿百三十六本受質

共済社移一同十七日、西魚屋町ニ設置之共済社ヲ向川場町平
 転

田宗緝掛持へ移転す、同十九日、共済社用質蔵

(板倉) 大工清次郎へ落札ニ付、同人へ申談、不
 日して整頓

省三出生一同廿二日午前八時、妻静安産、男子出生、名省と
 并死去

六町目村
 向川場
 へ転宅

附、即刻戸長へ届出ス、但、曾子の三省に基き
 三ひ省るといふを以て省三とす、然ル処午后五時
 はやくさ病にかゝり、一切大小便も通じざるよ

り医師ニ見せ候処、甚た六ヶ敷容体なりしか、遂
 廿三日前五時死去せり、同日、県庁へ死去届并戸

長へ之届出、七才未満ニ付本日より三日間遠慮之

事、小児之義ニ付大略ニいたし、^(中略) 貞吉を頼ミ西向

寺へ埋葬、夕方、番僧ヲ招き内仏へ回向ヲ頼、齋

を出したり、同日、権参事ガ明日より不及遠慮、

出頭候旨申来ル、省三法号ハ至誠童子と寺より付

来ル、夕米^(給)太郎安産之欲并悔ニ来ル、其外近所よ

りも欲并悔・見舞等を貰

一同年五月三十一日、他県ヨリ転任権中属嘉悦儀と

いふ人へ自宅六丁目村新小路之家屋貸与方森群助

紹介せり、之者先般移転せし共済社内へ拙者家内

連転住、諸般共済社之取締をなし呉候様ニと社中

之依頼ニ由て転宅せし事ニ相成居候へ者、其跡を

官員貸ニすべしとの計画ありし故なり

一同六月二日、共済社内へ転住ニ付、早朝より、上

ハ荷舟并平駄^(標)式艘ニ而荷物相運ひ、元安川より竹

屋川へ入れ、共済社前堤より荷揚ケ、手伝人者佐

伯岩蔵親子、安本理三郎、中尾貞吉、指物屋貞蔵

并三千蔵、篠村佐七、林半兵衛等なり、外ニ当番

之社員兩名、浅野糺、口入人石崎重兵衛、右世話

ニ預り候輩へ酒ヲ出ス、同三日ハ荷物取片付ニ付

県庁者頼ミ合出勤せず、夕方者社員并手伝人へ酒

出ス、同四日、近所山根(平田之家、共済社之奥

也)、湯川、大石、菅復、森、外ニ三軒、親類ニ

者中村母子、山口恕一夫妻、鈴木米太郎、山本親

子ヲ招き、転宅祝酒を出し、来客よりハ夫々酒肴

諭示辭職

を祝し貰、重兵衛夫妻手伝ニ来れり、同五日、染中徳藏歎ニ来り、酒切手尅升祝貰、同六日、嘉悦氏旧宅へ引移ニ付、附属之建具等書抜引渡取計、近所岡村、北村、佐伯へも貸渡之案内いたし置、同日荷物取片付ニ付重兵衛手伝せ、物置二階へ同人を登らせ候処、降りし際階子引すざり逆さまに地上へ墮落、疵をいたし、誠ニ氣の毒を見たり、之ハ後日平癒ス

一同十日、海田市へ綿藏出しニ付出張ス、同廿七日、川野関内呼ニ遣り、井原奉還金一件ニ付負債之計算書ヲ以及相談置、同三十日、伊川某、北村祖母代理として来り、奉還金之内百弍拾円余之元利引去り、残金之内半方二七郎へ残置、半方ハおあいへ配分之義ニ付証書認具候様申出候間、認め相渡ス

一同年七月十六日、福原直一一条ニ付高橋（元ト三好ヤ）市右衛門来りたりし

一明治八年七月廿九日ヨリ三十一日迄米搗臼場并湯殿・廁共建設す

一同月、酒井禎助所有之土藏共済社へ買受、平田所有地ノ内（共済社ノ範圍内）エ建築ニ付、仮板倉不用ニ付拙者方へ社より譲受任用之事

一同年八月十二日、二七郎分還禄、資本金三拾八円拾弍錢七厘下付有之

一同日、山本卯助より借用元利金八拾九円六拾錢返済する、内金拾九円六拾錢者戌七月より亥八月迄十四ヶ月分利子ニ候処、借用之節定約者尅歩半之口約なれ共弍歩定ニ押付計算有之、親類合之義ニ付異議ハ申立てず相払候へ共、甚だ冷淡之取謀なりと存ず、拙者堪忍せハ可也と黙したりし

一同十三日、中属永浜脩氏相見、此度県庁内革新ニ付諭示辭職之輩多有之候付、拙者義も辞表差出候様井上権大属より伝達有之旨示談有之、平田宗緝、永浜脩、福田耕作、大久保康、森群助も同様なり、同十四日、辞表出ス、同十八日、御用召ニ付代理として観太郎ヲ出候処、等外三等宮本亥三二、依願等外三等差免候事、明治八年八月十八日、広島県、と記したる奉書下付有之

福原一件
ニ付高木
理兵衛ヨ
リ来談

一同廿三日、高木理兵衛、福原取引一件ニ付来ル、
応対せし処凡左之通り之趣旨也

一 先年福原が被相頼金子取次、金主私名前ニ相成
居候処、私義者他より借出し口銭儲ニ世話仕候

訳故、先般高橋市右衛門へ又口銭ニ而相譲り候
処、此度出訴いたし候付、委任状出呉候様申聞

候へ共、差遣し候時者御手前様御迷惑ニ立至り

可申ニ付、此処ニ而証書御改被成候歟、或者元
利御返弁相成候歟、好き御考ハ無之哉之談判な

り、右問ニ答て

如何さま一昨年已来云々御承知之通りニ候処、

此内突然高橋市右衛門罷越、同人之申分ニ而者、
最初より私御取替仕置候処、金主名前相違ニ付

度々福原へ改正方催促候へ共等閑ニ相成居候
処、昨年之秋直一貼紙ニ致し、同人実印を割印

ニ取計貰候へ共、返弁方延滞ニ付此処ニ而利上
ケ、或者元利取結、印紙貼用之証書ニ改正いた

し可申、若し此義御承引無之候時ハ出訴可致云
々申聞候処、拙者之答ニ、此一件者運合有之事

故貴殿ニ答る之義務なし、早々片付候様野村完
兵衛へ申談、福原直一へ返答致さすへしと申聞
置候処、今日貴殿へ之答も同断、野村へ催促之
外無之云々

一同月廿六日、坂井有幸婦省ニ付来訪有之候付、井
原之為体巨細ニ申演候上、同兄保三郎君より坂井
へ取替金七拾円余有之候へ共、真之信用取替し
て証書も相添不居より、証書差出方申談候処承諾
いたし、尚井原家再興之方法も考合可致との義な
り、右之折柄より有幸之発言ニ、観太郎義ハ予テ
登坂修学いたし度存念、朋友林覚次・和田文太郎
より有幸へ相咄候趣ニ而、井原兄へ之報恩も有之
候付連レ帰り度段申聞、任其意、尤明晚帰坂候旨
申聞たり、同日、有幸ヨリ差身着一鉢土産として
持参ニ付、是へ外肴取加へ酒を出す、観太郎義者
今朝より六町目村へ参り終夜不帰候付、明朝坂井
へ決答ニ遣る事といたし、同廿八日朝、鷹匠町小
川梁作方迄観太郎ヲ遣り相談及せ候処、登坂之事
ニ治定いたし、大坂おゐて学校へ這入、修学之上

坂井婦省
観太郎登

退隱

官途に吹挙する事ニ約定せり、同日、山本卯助相見候付、觀太郎上坂之義及相談候処、觀相者坂倉又彦郎へ觀相致せ度旨ニ而考合ニ預り候処、至極宜敷段申聞候付、弥決定いたし、九月二日登坂之事ニ相成、同日者中村母子、山本卯助、益井庄七妻暇乞ニ来り、離盃之祝酒を出し、右先々并重兵衛(名飾)も餞別を到来、荷物ハ人力車ニ而送り、小川梁作方迄立寄、夫より本川の之小越舟へ乗込、船場迄見送りせし者ハ、山本徳三、中村春二、藤田三千藏、佐伯幸藏、石崎重兵衛なり、同十一日、觀太郎の書状差送り、無事登坂之旨申来ル

福原一件 一明治八年九月四日、福原直(直一)より之紙面相添、野村完兵衛の紙面ニ、来迄猶予、七日ニ者必出訴可致段市右衛門(高橋)より申出るとの事なり、右同六日、森群助并山(山本卯助)卯を頼、三人連ニ而野村へ押掛ケ、福原一条之証書、野村・井原半方ツ、之証書ニ居合せ方野村駆引せ、尚其後再応、再々一談判之末、同年十二月廿一日、元利三百七拾四円四拾四錢ヲ市右衛門より高木理兵衛へ返済、其金額ヲ市右衛

門より拙者借用之証書として相濟、尤此金之半方者野村完兵衛の拙者宛之借用証書受取事ニ相成、相濟たりしか、拙者之証書ニ証人無之ニ付、下地理兵衛宛之証書市右衛門預り置度旨申聞候付、其預り証書内へ、可為反古、再理兵衛の返書之義申立せ間敷段明文差入させ、尚理兵衛より三百余円之請取証相渡候へ共、理兵衛実印ニ無之ニ付、一応者受取置候へ共引替方申談置、此通り相成居候処、同九年金額減少返済せり、委細者明治六年三月三十一日之日記内ニ有之

一八年九月廿一日、租税課へ写字生として出勤候様申来候処、承合候へ者五六日内之事ニ付相断ル、(安芸郡)同廿二日、共済社貸付金抵当検査ニ付海田市天津東平太方へ行、其節奥海田村檜垣庄平相訪候処久ケ振とて馳走せり、同卅日、西村益三伝語学校之写字受負、十月九日、写字料壹円五拾錢送來ル
一同年十月六日、本日より印紙売捌方共済社持之処引受る

一同月十七日、退隱願出し候処、同廿日、倅觀太郎

松本喜八
一件

へ秩禄相統願之通許可有之

一同十月廿二日、手島先生御祭祀ニ付歛心舎へ拝
參、同廿四日、中村家屋流質明渡し、近所三戸流
三郎方分割家ヲ借、転宅せしニ付世話する、同廿
八日、觀太郎在坂中坂井へ寄留届并留守引受届共
差出ス、同廿九日、しづ義沼田郡安村へ服部龜
居・山本卯助・鈴木ひさ同道灸点ニ行

一同年十一月七日、寛勘太夫義廓内鎮台へ上地ニ相
成候付、六町目村旧宅売払候へ者買受度段来談有
之候付、何程ニ而可買受哉与相尋候処、畳建具付
庭内木石其儘ニ而金百六拾円迄なれハ譲受度旨申
聞候付、尚考合可及答与申置、佐伯岩藏辺承合候
処、百七拾円之実価有之趣ニ付、其段相答

一同十三日、山本徳三妻縁、之ハ山県郡戸谷村ノ囉
受候付、今晚盃ニ付家内残らず招れ行、留守番者
貞吉(中尾)へ頼置、但、妻静ハ逗留相頼れたり、同十五
日夜、山本へ行、静ヲ連帰ル

一同十七日、恵比須祭ニ付共済社詰合へ酒肴出し、
近所子供へ密柑(蜜柑)ヲ散く、同夜者若者へ酒ヲ振舞

一同廿二日、出庁中訟聴課へ出頭、之者松本喜八出
訴一条ニ付井原二七郎より答弁書差出居候付、今
日口書読聞ニ付、拙者二七郎後見人として調印
ス、但、野村完兵衛・杉崎与左衛門ハ身代限りニ
相成、松浦幾太郎・井原二七郎者無構なり、此一
件ハ豊安丸へ雇入たる松本喜八へ可差渡月給滯金
之請求ニ候処、該社失敗より難払渡ニ付、結末株
主兩人負担ニなりたり

一同年十二月一日午前三時より竹屋町出火、大原屋
より焼出し、東へ延ひ、加藤増次郎ノ熊野屋ニ而
止まる、右ニ付竹屋町村田へ飯老重見舞ニ遣ル、
当方へも所々より見舞到来

一明治八年十二月七日、平田宗緝ハ竹屋町樋ノ口ノ
旧宅より三川町共済社之裏本屋へ転住有之、右ニ
付夕方社詰合一同招れ行、一同ノ進物する

一觀太郎義大坂より姑く郵書不差越より、静相氣
遣、病氣之如く案勞候処、同十一日朝、途中ニ於
て徳三(山本)に出会、電報之義申値、直ニ左之通り取
計、○状か来ぬ、觀ハ無事の報を待つ、然ル処同

十三日、去月廿日并廿四日出之書状土手町西村恒之助より相届、且又□□□□革田医師□□□□□□下坂、同人へも書状相頼、同人直ニ来り、無事之様子伝言せり

酒店ヲ開一十二月廿九日、本日より酒類受売相始メ、店出之

事、右ニ付夕刻ハ社中へ酒ヲ出ス、服部より看祝貰ひ重兵衛(右稱)より(マ)ハミかん老俵貰

明治九年一月一日、家内無異、芽出度新年を祝す

一同五日、林半兵衛妻登坂ニ付暇乞ニ来ル、右ニ付観太郎へ委敷伝言す、同日午后より静持病差起り、夜半ニ至り殊之外相困り、きよ一人之外看病人無之、誠ニ相困り候処、医師ヲ迎んとするも未た近所ニ知己無之ニ付、近所菅復三臈方へ拙者罷越、同人ヲ迎来り治療ニ預り、晝ニ至り漸く居合たり

一同七日、煙草印紙売捌願出ス、同十五日、語学校規則写字(益三)西村(益三)受負

一同十六日、午前九時より海田新開之田地検査ニ行、海田市ニ而中飯する、同日餅米上白三斗式升

三合、石ニ付六円八十銭かへニ而買入、同十八日搗たり

一同廿二日、服部亀居之世話ニ而、六町目村旧宅加藤へ売渡事ニ相決、代価者金百六拾円ニして、同方奉還金下渡迄ハ式歩半之利付ニ而貸付る事ニなる、同廿七日、加藤権六来り手付金五拾円受取、残百拾円利付貸付之証書受取、即日地所・家屋共引渡たり

一廿二日、浅野敬吾との公債証書売払ニ付証券印紙四拾円四十銭入用之趣浅野孫夫世話致し呉られ付、疾印紙ヲ受中教院迄持行たり、同日、西村益三より語学校写字料壹円拾五銭持参ありたり

一同廿九日、沼田郡会議所へ公借証書之判届ニ行、同三十日、白浜参事病死、行年五十五才之由なり一同年二月廿四日、飯用米拾俵、石ニ付四円八拾三錢替ニ而買入、板倉へ積込置

一同廿九日、鈴木米太郎義、明日御用召ニ付礼服借ニ来ル

一同年三月一日、鈴木へ等外成飲ニ行、肴を祝し遣

山県郡吉
木へ入村

- ル、同日、山口恕一も昇給ニ付歛ニ行、肴祝し遣ル、同日、賀屋忠恕来り、道話用耳ふくろ、凡例とも八冊請ニより用立する、同八日、御祭祀ニ候処多忙ニ付不参、同十日、山本法事ニ付静并二七郎早朝夕手伝ニ行、拙者ハ夕方方招れたり、同十一日、山本法事ニ付広教寺へ参詣之事
- 一同十三日、高田郡上甲立村へ戸長之印届ニ行、黒川半助ヲ連レル、同夜吉田町へ一泊、翌十四日夜深更ニ帰宅、但、往復共人力車之事
- 一同十七日、安芸郡大屋村之田地検査ニ行、黒川半助ヲ連レル
- 一同十九日、井原アイ再嫁願書差出ス
- 一同治九年三月廿七日、本月より共済社之給料五円ニなる
- 一同年四月七日、林半兵衛妻大坂より帰着ニ付来りたり、観太郎着類并同人之写真壹枚、外ニ二七郎へ小学(連語)れんご函送りたり
- 一同八日、川野へ送籍願持参、小村へ届方ヲモ頼
- 一同廿日、明治八年六月奉還之分本日より資本金下渡ニ付、共済社株金差入候輩多人数有之、同廿七日、山県郡吉木村地所検査ニ行、同村日下部登三郎方へ宿泊ス、同三十日、吉木村相片付、戸谷村へ越、同村栗栖伴次郎方へ宿ヲ取ル、五月二日、戸谷村相片付吉木村へ帰り、日下部登三郎へ宿り、同村手残之分相片付、同三日、今吉田村へ越ス、戸長吉田次郎ヲ尋行、同夜者同村へ泊ス、同四日、吉田次郎へ面会、書入証書并両村地価等及尋、午前十時出足、帰途ニ附く、途中鈴張村(高宮郡)ニ而社之飛脚ニ逢、午後四時帰広、口入人ハ中村吉之助ニして、往復・滞在中とも同人付添周旋せり
- 一 共済社入株人多く、五月六日ニ者参万円ニ至る
- 一 五月七日、井原資本金之義ニ付、井川某お愛之苦情申来ル
- 一同十一日、東本川枝松世話ニ而同町中川政之介所有之鉄櫃、代金三拾八円ニ而共済社金庫用ニ買入たり、同十五日、山本嫁取ニ付行
- 一同廿八日、恵蘇郡貸付金ニ付区長森本脩藏并戸長共福貞亭ニ而饗応有之、取持ニ者平田・森・村田
- 一同廿日、明治八年六月奉還之分本日より資本金下

之三名行たり

一 同年六月二日、二七郎奉還金之内公債証書下付有之ニ付、石崎重兵衛へ二七郎ヲ引纏せ受取ニ差出ス

春二教員
拜命

一 同三日、中村春二義小学教員命せられ、広島十一小区ヲ受、月給金八円也、同五日、右祝ニ付夕方より招かれ、二七郎ヲ連て行

一 同十九日、山本嫁之祝義振舞ニ付山田大作へ招れ行

一 同廿日、坂井有幸帰省ニ付来訪有之、観太郎様子委敷承ル、同廿九日、帰坂ニ付守下へ行候処、延引ニ付引取候節蘇眠・又一父子差留メ酒出たり、七月一日、有幸帰坂ニ付守下へ行、暇乞してかへる

一 同十五日、酒店修繕ニ付大工兩人雇入ル、同十六日、相済

観太郎大坂ヨリ帰
一 同廿九日、観太郎義去ル廿六日大坂出足、蒸気船へ乗、同廿七日、尾道へ着、同所より和船ニ而今朝帰着せり、但、再ひ登坂之心得ニ而帰国候へと

も、都合筋も有之、其儘居留り、登坂之義差止メ候事

一 二七郎学校用弁当箱、木地ハ六町目三千蔵(推物也)へ調査せ、塗ハ広沢へ相頼候処、塗賃三銭なり、之と同様森群助娘おりう之分も相整させ、同様一緒ニ塗

相頼候処、森之分ハ九銭かゝりたり、手前之分者孫介特別ニいたし、甚気毒せり

一 同年十月五日、森之鎮守貴美靈社祭日ニ付招れ行
一 同七日、沖へ釣ニ行、山本浅吉并観太郎ヲ連れ行たり

一 同十一月一日、英語学校より之写しもの西村益三伝被頼、終日相認メ、紙数五十六枚有之ニ付夜なべする

一 明治九年十一月十一日、鞍掛久誠方へ行、同人娘山本徳三妻ニ貰受度段申入置候処、同十三日、久誠来り、娘義山本氏へ遣し度旨答有之候付、同夜山本へ報道致す、同十六日、拙者義寝冷より首ノ筋を引付廻らされハ、柿坂篤造氏ヲ迎治療中ニ候処、明日囉受之筈ニ付、媒酌人日下部政之進及久

誠を呼ニ遣り、当方ニおゐて申値、同廿四日、引越ニ付静者早朝より、観太郎者午后より、拙者ハ黄昏ト何レも山本へ行、世話致たり

一同十八日、首筋之痛癒たり、同日、青木幸三郎之依頼ニ而電信局員四名へ牛肉ニ而酒出し度ニ付、坐敷貸呉候様申聞ニ付立用す

〔徳三妻縁〕 一同年十二月三日、英語学校三年報之清書西村（金三）ト依頼ニ付写ニ着手ス

一同四日、教導職十四級試補歎之通被差免、右ニ付戸長伝届出候様達し有之

一同五日、恵比須祭ニ付共済社員へ酒肴出して例年之通り祝す

一同十二日、山本之嫁不居合ニ付離縁之義日下部より相談有之、同十三日、徳三来り、本日離縁いたし候旨申聞たり

一同十五日、林木二上京ニ付、同人兄小鷹狩介之丞当時東京住居ニ付、故井原保三郎兄之墓木標之處、石ニ取替相整度候間、小狩氏（鷹狩）ハ保三郎懇意ニも有之候へ者、世話いたし呉られ候様ニと相頼置、然

ル処其後木二帰県、共済社へ出店之節、小鷹狩へ相咄候処、目下年寄て左様之世話者六ヶ敷ニ付相断ルとの事也と返答有之、兄弟とも不人情究る人物也、兩人とも保三郎存生中者懇意ニせし人なれハ、国元とハ違ひ旅空ニ死失たる亡霊ニ対し承諾すべき筈なれども、木偶の兄弟なりと歎息す

一同夜、染中徳藏妻井山口（山本）ト来り、徳三妻ニ怨一妹たつを囉受呉候へ者遣り申度旨、怨一母よりの依頼なるよしにて相談有之、同十七日夜にもうた亦来ル、右ニ付同廿八日朝山口へ行、夕方より静山本へ行、卯助へ協議、凡治定ニ相成候処、同人病氣差重り候付、急々引越之事ニ相成り、然ル処、同十年一月十六日、結婚ニ付家内連れ山本へ行、世話いたし相済たり

一同明治九年十二月廿日夜、服部亀居・森群助并観太郎、三名登坂せり、之者共済社貸付金之抵当惠蘇郡之地所、大坂ニ金主有之由ニ而地券状持出、大坂ニ於て金取引するとの事ニ候処、不相約空敷帰県せり

明治十年

一月一日、例之通り新年嘉儀相祝し、午前十時ト自神社へ参詣、夫より諸々へ年礼ニ歩行、西向寺・妙法寺へ墓参せり

一同廿日、山口へ祝儀振舞ニ付、夫妻・二七郎共招れ行

一同廿二日夜、広沢孫介相見、同人娘むめへ婿養子之事并孫介自己死去之節諸事不都合無之様ニとの依頼有之ニ付、委細ニ請合、安心せらるゝやうに相咄し候処、誠ニ喜悅せられし

一同廿四日夜、(山志)卯助病氣差重り候段貞吉申来、静直ニ行、拙者も十時ト行見合候処、先ツ居合ニ付十二時頃一応帰宅候処、同廿五日、死去ニ付午前トり行、葬送之義見合、夜九時頃帰宅

桐硯箱成ル 一同日、(黒山)観太郎者半助同道、八本松三沢松太郎方へ催促ニ行

一明治十年一月廿八日、山本法事ニ付、静ハ早朝ト、観太郎ハ午前十時より、拙者ハ黄昏より招れ行、世話いたし候事

一同三十一日、餅搗之事、同日下午流川出火、戸数十

戸焼失、飛火ニ而上幟町岩部百平屋敷焼失せり

一同年二月五日午后三時、下柳町松野節男屋敷出火、奥栲棟焼失、雨中ニ付類焼無之

一同三月九日、浅野正(長)二位侯御来着、同十一日、下筋戦争ニ付御国方ヲ不誤様御示諭、旧家老より誓願寺ニ於て通達有之

一同月十日、山本法事ニ付招れ行、同十一日、広教寺へ参詣之事

一同廿日、檜山万太郎病死、初七日法事ニ付案内有之候へ共、差間ニ付不参、鰻頭栲箱内仏へ備、同廿一日、観太郎ヲ寺参さす

一同廿五日、英語学校浄書もの西村伝受負、昼夜かゝりて写す

一同年五月四日、六町目三千蔵(指物屋)へ桐硯箱新出来之義兼而相頼置候処、本日整頓持参せり、但、桐之古箱ニ而指したれ共、親代々之指物師故、誠ニ手際宜敷、手間賃金六拾錢相払

一同月九日、共済社役員・社員之投票左之通相決ス

議員長屋温造・田中蘭作・山口光風・安井和申

浅野千里立会之事

頭取 西村翠廬 副頭取 村上邦裕 顧問

平田宗緝 検査役 服部亀居・森群助 勘

定役兼書記 宮本亥三二・村田勘太郎 買入

田畑取締役 桑原健造

一同十九日、^(安芸郡)矢賀村小池重隆方へ行、大屋村中垣新

右衛門地所差縫之義ニ付依頼候筈之処、同人出違

ニ付紙面相認置引取候処、途中新町ニ於て重隆ニ

逢、幸なる哉、委詳相頼置

一同廿日、中村法事ニ付招れ行、亡兄蔵太郎君之七

回忌、祖先徳右衛門君之百五十回忌なり、同廿一

日、妙法寺へ参詣する

一同廿一日、^(中尾)森借屋建築ニ付貞吉ヲ住居致せ度咄有

之、同人ヲ呼寄申談ス

一同廿六日、大坂坂井有幸へ金貳拾円送ル

一同年六月三十日、公立師範学校開校ニ付、本日迄

師範学校
開校縦覧

三日之間諸人へ縦覧之事

一同七月廿七日、二七郎義癡病之気味ニ而相困候

付、柿坂之治療ヲ頼

一同村方六町目ノ竹屋町横筋へ転宅ニ付、手伝之

事、八月十三日ヨリ十六日迄荷物取片付ニ付日々

手伝ニ行、同十七日者近所披露ニ付、何角見合す

一同八月廿一日、井原伯父弥門太君の妻十年忌、保

三郎兄之五年忌法事執行、同廿二日、広寂寺へ参

詣帰り、専立寺辺見墓所、広教寺金子墓所へも参

詣、同廿三日、西向寺・妙法寺へも墓参する

一同廿六日、午後二時過より大風雨(南風)ニ而所

々損所有之、五時頃平穩ニナル

一同廿七日夜、森へ行、群助弟不所存者にて他国に

出居たるか、立復り来りたるを、群助之頼ニより

孝の道を説、人道を諭し聞せたり

一同年九月十日、共済社之二階へ観太郎并平田之僕

四方平相休居候処、同夜十二時頃観太郎声を掛

ケ、四方平よ〜と大音ニ而呼起候付、其声ニ

驚、拙者夫妻共目を覚し二階へ登り候処、火ヲ過

り候ものと相見、蚊帳并蒲団へ火付居ヲ観太郎一

人ニ而相防居候へ者、供々相防き大事ニハ至ら

す、鎮火と相成たり、然ニ四方平者放心して二階之隅ニ立居たり、跡ニ而火元素れハ、四方平義酒ニ酔て遅く帰り、提燈ヲ持乍ら二階へ登り、其儘捨置たるものと相見へ候へとも、四方平の思ふにハ消置たりといへとも、全く捨置蚊屋へ這入ル際横ニなりしものならんと相察せらる、是迎も時節大事ニ不相成ハ幸甚なり、損害せしハ十疊釣之蚊帳四分半、観太郎着用之夏羽織袴枚、蒲団袴枚、疊袴枚丈之焼失なり

一明治十年九月十四日、午前五時より七時迄大雷暴雨せり

一同月十五日午后九時、静出産、女子出生せり、早速中村姉様并貞吉夫婦、大石嬢さんとも見舞賀、母子とも無事也、同十七日、観太郎相撲ミ、名九五栄と付、其筋へ相届たり、親類・近所より見舞到来す、同廿一日、七夜ニ付産婆へ酒ヲ出し、中村・大石へも沙汰する

平川ノ証
人トナル
西郷戦死
一同月廿四日午前四時西南之賊徒大将西郷戦死之電報、同廿八日有之

一同三十日、沖へ釣ニ行、同伴者ハ村上邦裕・森群助・山口恕一・飯村樵藏・松田泰助・村田信太郎なり、丹那前之ハゼ釣りをなせり

一同年十月十六日、九五栄宮参ニ付見舞并祝し貰候方角へ赤飯を配り、十八軒分ニ而代金壹円三拾五錢餅屋へ相払たり

一同十七日、静母方之祖父中島屋某五十回忌法会ニ付中村姉様ヲ頼、くもゑを相護らせ置、広寂寺へ参詣せり

一同年十一月十一日、広島鎮台ニ於て先般西南之役ニ戦死せし亡霊之招魂祭被相行、参詣之輩群集せり、余興ニ角力等有之、同十二日ハ競馬有之、賑々敷事なり

一同十一月一日、石田先生御祭祀ニ候へ共不参、御初穂相備置

一同年十一月廿一日、平川重三郎之依頼ニ由り、万代四郎右衛門より重三郎へ金五拾円借用之証書へ証人として矢口八太夫・藤田敬祐・山内与七・平川タケ并ニ拙者共都合五名之連署承諾調印せり

但、此取引者重三郎存生中返金ヲ不果ニ付万代
之損失ニなりし

一同月廿四日、旧十月廿日、胡子祭ニ付社役并口入

人等貳拾余名来客あり

一同年十二月十四日、山本徳妻^(徳三)出産、男子出生之知

せあり

一同三十一日、長屋温造東京より帰着、予而相頼置

候村田^(張種管)ばりきせる五本購入届ケ来候付、代金壹円

貳拾七錢五厘為持遣ル

明治十一年

一月一日、例年之如く嘉義を祝し神仏へ参詣、年

礼ニ歩行

一同廿三日、中村吉之助世話ニ而白餅米三俵、石ニ

付五円九拾五錢かへニ而買入、内鈴木・中村両家

へ配分致ス、同廿七日、餅搗之事

一同三十一日、大屋村^(安芸郡)中垣新右衛門へ貸付金元利和

解之義ニ付、矢野村^(安芸郡)小池重隆来り、返金之運ニ相

成たり

一二月八日、貞吉^(中尾)平田別荘竹屋村新開之長屋へ転宅

する事ニなる

一同日、西村益三伝之依頼ニ而、中学校明治十年分

第一年報清書する

一同月十一日午前二時、中村ゆき安産、男子出生、

同十三日、名寅二と付、肴巻尾相添祝し遣ル、同

十七日、七夜ニ付招れ行、きよハ手伝、朝々行

一同年三月廿三日、共済社所有田地沼田郡中須村と

有之候処、本日頭取初め五人連ニ而見分ニ行

一同廿八日、西村へ村上初メ一同招れ行、茶席ニ而

茶之馳走、畢而客間ニ而又茶方之料理にて酒肴之

馳走ありたり

一同治十一年三月卅一日午前、矢口八太夫来訪、本

日同方ニ而会輔相催度ニ付出席呉候様申聞候付、

午后二時より出席する

一同年四月八日より静持病差起り、九日にも差込難

止、中西医師ニ治療ヲ乞

一同十一日、広島県庁新築整頓ニ付、本日^(卯)三日間

諸人へ縦覧被差許

一同廿一日、万代又右衛門方会輔ニ付午后二時^(卯)出

平川立用 席する

一同年五月十七日、山本子供初幟ニ付被招候付、観太郎一名遣ル

酒店廢業

一同廿五日、中村子^(實三)供初幟ニ付六町目佐伯岩蔵押立いたし候より、親類及び近所ヲ招き神酒出すとて沙汰有之候処、拙者差支有之候付静并観太郎・きよとも招れ行たり

一同年六月八日、出社中咽喉を痛ミ、午前十時^夕ヲ社を引相休ミ、同九日、柿坂を迎ひ診察ヲ受候処、此節流行之由ニ而治療いたし貰、同十二日、全快せり

一同月十一日、西村翠盧氏頭取を辞退ニ付村上邦裕氏頭取、岩田佐佑氏副頭取依頼之義本日相済

一同十三日、県庁第三課雇入用之趣相聞候付、長屋へ頼紙面出置候処、同十五日、観太郎義土木係へ出頭候様申来、測量為助手明後十七日より出頭候様申談有之、爾来日々同方へ出勤せり

浅野学校 一同廿四日、浅野学校(修道校)開校ニ付今明日諸人へ縦覧、并泉邸内山水をも拝見さし許されたり

一同廿五日、平川重三郎来り、予て同人立用之金拾

円返弁無之処、猶予いたし呉候様敷きありし

一同四日、酒類請売營業本日限り廢業せり、仍而明

治八年十二月より本月迄之計算を遂候処、差引五拾円之損金ニなる、尤其間一切他より買入之酒代とすれハ、格別之損亡ニも有之間敷と存らる

一同十四日午后一時より^(父右衛門)万代之会輔へ出席する

一同十七日、井上仙右衛門倅某之妻入用ニ而、立野敬之媒酌、森群助伝きよを囉受度段申聞候処、聞合之上相断たり

一同廿一日、中村辰夫追善会輔へ出席方案内有之候処、差支ニ付不参せり

一同年八月廿五日、坂井有幸井原との取引有之、貸金ニ相成居候処、是迄ニ度々遂協議、金禄公債ヲ以返金之約ニ相成候付、同人甥小川梁作方へ往き計算いたし、差引残金ハ共済社株ニいたし、一件相片付たり

一同廿七日、今晚已来中暑之気味ニ而水瀉相困り候処、幸午后二時病院分局より原田捻平田へ見舞有

二七郎附
属小学校
へ入校

之ニ付、婦リニ来診を頼、治療ニ預ル

一同年九月四日、二七郎義師範学校附属小学校へ入
校願差出置候処、本日出頭候様指令ニ依而召連レ

出頭、体格検査有之、合格せり、同六日、同校よ
り召喚ニ付出頭候処、入校許可状并規則書等下渡
有之、来ル月曜日より出校候様申談ありたり

一同年十月十九日、梅岩先生御祭祀ニ付矢口へ参ル

一同年十一月五日、辺見卯三郎高田郡書記成ニ付、

孫介(正次)為知ニ相見、同六日夕相招れ候処、差聞不参
ニ付酒肴送り来ル

一同十四日、恵比須祭ニ付、例年之通り社役等へ酒
肴出し、翌十五日者掛調卸ニ付残酒ヲ以社役へ振
舞

一明治十一年十一月十九日、観太郎義県庁雇被差
免、之者測量ニ付所々巡回候処、脚気差起り、靴
履き事不相叶より歎願せし故なり

一同年十二月一日、観太郎義社用ニ付群助(森)ニ引連ら
れ、恵蘇郡へ入組

一同九日、妙慶院頼母子講金百貳拾円鬮当りニ候

処、讓受度きもの有之旨同十一日申来り候付、猿

楽町宮野市助より十貳円五拾銭なれハ樽井伴藏引
受度申聞、同人へ讓渡たり

明治十二年

一月一日、天下平静国家安全、芽出度、元旦ヲ祝
シ神仏拝参、年礼に出車す

一同六日夜、中村姉様相見、広沢より所望ニ而きよ
を卯三郎妻ニ囉受度旨相談有之、爾来内輪協議候
処、きよハ辺見九兵衛之血筋ニ付祖先へ対至当之
縁談ニ候へ者、是非ヲ不論治定可致事ニ申値

一同八日、黒川半助可部行ニ付餅白米購入方相頼、
同十四日搗く

一同廿一日、旧十二月大三十日、大節季ニ付市中掛
取徘徊、歳暮物持歩行なり、右ニ付廿二日ハ日元
日故世上ニ応し休業せり

一同廿四日、山本法事へ招れ行、同廿五日期、広教
寺へ参詣、同廿六日、森群助娘病死ニ付早速参り
見合せ、夕方葬送之供する

一同三十一日、観太郎恵蘇郡より帰着す、同年二月

五日、再ひ入郡せり

一同二月十三日、群助より之郵書ニ、村田信太郎三
次出張中、同町中筆屋之娘内縁有之候旨ニ而、妻
ニ囉受云々之義申越たり

一同十六日正午、村田勘太郎同道、細工町五階樓へ
行、中食いたし、夫、草津梅見ニ行、先方ニ而田
中蘭作ニ奇偶、一緒ニ相楽ミ、夕五時帰宅

一同廿日、西村益三之依頼ニ而中学校用公債証書
買入方示談有之、一町目知新堂主人松浦勝左衛門
へ買入方相頼置候処、本日百円額八十九円七十銭
ニ而買入、同廿五日、同断三百円一枚、百円壹
枚、八拾壹円替なり、同廿六日、百円八拾壹円
也、三月十日、百円八拾壹円也、右夫々西村へ相
渡ス、売買手数ハ百円ニ付弍円四五拾銭也
一同年三月一日、手島先生御祭祀ニ付、矢口氏敬信
舎へ拝参する

きよ嫁入一同七日、石崎重兵衛世話ニ而、きよ嫁入用間衣六
円ニ而買入す、同十一日、中村ゆきへ南部しま壹
反弍円弍拾銭ニ而購入遣したり、同十九日、監獄

署へ詔置候簞笥并鏡台・針指・針箱・下駄箱共出
来持来ル

一廿二日朝、広沢孫介中村迄相見、卯三郎（金見）義昨日帰
着ニ付、きよ義弥囉受度段申聞、兼而薄定約之義
ニ付直ニ決答候処、来ル廿五日引越せ呉候様との
事ニ付嫁入仕度火急ニ相成、心配いたし居候処、
同夜孫介相見、今朝之約束有之候へ共、旧三月節
句ニ付廿七日之引越ニ差延度段被申聞、同日、衣
類并帶等之品々八百次より取寄せ買入たり

一同廿三日、きよ嫁入ニ付、山本よりかな道具一式
貰、外ニ長持袴棹、うた嫁入之節取替置候替り新
長持返戻あり、森より鹿兒島下駄、井上より襟袴
掛貫、同廿四日、平田より東京下駄へ襦子襟一
掛、黒川半助・石崎重兵衛ハ緋縮緬六尺、大石よ
り襟袴掛、中村ハ下駄到来せり

一同廿五日、午后広沢へ行、桑原へ欲ニ行、帰り万
代へ又右衛門死去之悔ニ行

一同廿七日、今晚きよ引越ニ付荷送りハ午后七時ニ
出し、簞笥・長持・進物駕籠袴荷、人足五人、夫

々酒肴并祝義を出、貞吉(中)ヲ才領として遣ル、同八時、人力車三挺ニ而兩親并媒酌同道辺見へ連レ行、盃取交せ等相濟、十二時ニ帰宅す、右ニ付來客者不致、真之近所・朋友兩三人、是ハ山口うた子供兩人連て來ル、留守番者山本朝吉、大石之嫗さん相頼たり

一同日、金子辰一來り、伯父清之助君七回忌法事案内之

共濟社移(中) 一明治十二年三月廿八日午后一時、卯三郎朝奔として來ル、酒肴出ス

一同廿九日、飯村樵藏方へ行、宮原之之故障相尋置、夫より辺見へ行、二七郎ヲ連レ歸ル、同四月一日、樵藏來り宮原故障一條解合不申ニ付、先ッ此場合捨置、追而時節到來せハ和解取込可申ニ付、其趣辺見民へ通知呉候様申聞たり

一同四月二日、きよ七(中)ツ目ニ付初里入ニ付妹お梅同伴し來ル、右ニ付中村親子・貞吉夫妻をも呼、酒肴を出し、夕孫介迎ニ相見たり、同日、金子法事へ招れ候付午后四時より行、同三日、広教寺へ参

詣、歸り又金子へ行

一同七日、村上邦裕氏東京へ居住ニ付共濟社役員一同招れ、大竹屋ニおゐて饗応あり、右当礼として餞別旁山藪つむき三反連名ニ而贈ル

一同九日、村上氏へ礼ニ行候処、同氏之書五六枚囉ひたり

一同十九日、田中蘭作氏より招れ、共濟社役員一同料理店へ行

一同廿八日、田中之発起ニ而、三川町ニ設置之共濟社ヲ西土手町(西本川)三茂掛持家九百九十二番邸へ移転ニ付荷送り等無滞相濟、夕祝酒役員丈へ出ス、爾來主として為替貸をいたし、地所・家屋之質を中止せり

一同年五月十日、妙慶院頼母子講三拾円之取除落札ニ相成、落札金三拾三円六拾錢受取たり

一同十七日、きよ祝儀振舞いたし候付、きよ八午前より來り、広沢夫婦・卯三郎ハ午后、其外金子辰一・飯村樵藏・林喜太郎・川野関内・山口・山本・鈴木・益井、何レも夕方相揃、盃取交せたり、料

理者森群助料理店相開候付同方へ相頼、立派ニ出来せり、差間ニ而不参之方角者海見和源太、広沢之親類両家なり

一同十八日、共済社へ出頭之役員不殘、外ニ笠間友五郎・村田信太郎・平田家内不殘相招き、酒肴者前日之通り森之料理なり

一 共済社跡四百五十八番邸へ転住、四百五十七番邸へ分割、竹内喜太郎へ貸渡し、右ニ付台所等營繕

類似コレ
ラ病
取計たり

一同六月廿一日、西村翠廬氏病死之為知あり、同廿二日朝、悔ニ行、会葬、誓願寺へ送ル

吉之助一
件
一同廿三日、高宮郡上町屋、沼田郡役所へ行、之れハ中村吉之助之依頼ニ由て八木理助より金円借用

証之証人ニ相立居候処、該抵当之地所勸解願之未曖昧なるニ付実地取糺之為め入村せしなり、依而沼田郡役所へ行、引合貰候処不分明ニ付、高宮郡上町屋村戸長役場へ行、戸長野平小六郎へ引合相頼候処、未だ書換願不出、前持主名前其儘ニ相成居、吉之助之所有ニ者無之、甚以落胆いたし、夜

十一時過、可部より歩行(車無之ニ付)して帰宅す、同廿四日、八木理助より出訴之滯借一件济口ニ相成ル、同廿六日、拙者証人之義務として負担、八木へ者拙者之借用証百六拾円并定約証共相渡置、吉之助より之書入証者拙者受取置、抵当地売払片付方吉之助と定約いたし置

一同七月四日、西村翠廬氏二七日法事ニ付誓願寺へ参詣、夕方、同方へ招れ行

一同夜一時頃、下痢ニ相成、曉ニ又一度水瀉有之候付、同五日朝、からし湯ニ而発汗する、同日者兩度通しニ付宝丹并一服湯を相用、同六日朝、下痢忝度有之候付中西医師へ行候処、先生腹痛ニ付得不逢、夫より柿坂へ行、先生留守ニ付門人ニ診察致せ候処、全く不和を生して下痢ニ相成たりと之事ニ付水薬を貰歸ル、此日午前ニ一度、午后ニ二度通し候付夜柿坂へ行候処、先生又不在也、此節者コレラ病流行ニ而日々死亡者有之候へ者、予防法ニ注意する折柄ニ付、治療不怠相加へたり、同七日朝、柿坂へ行、先生へ診察ヲ受候処、門弟之

新庄家
コ
レ
ラ

見立通りニ付先ツ安心、此日ハ前后二回水瀉あり、夕、平田より見舞ニ見ヘル、同八日、此日下痢五回有之、夕、柿坂門人見舞、水劑ヲ貰、夫よりからし湯ニ而発汗為る、同夜一時頃吐ニなる、同九日午前三時頃又吐、四時頃又吐、都合三回之吐ニ付早速柿坂ヲ迎見せ候処、殊之外重病なりと申聞、之者多分流行病ニ可相成、用心せよと、後刻広藤忠男を差越候付、同人と協議之上治療可致との事ニ而引取、右之通コレラニ変症候而者迎も死者覚悟之前ニ候へ者、死後之用意と存候へ共、筆を採る訳ニも不行、苦心之処へ胸へからしを張り、足之裏へも張り、凡一時間余苦痛候処、案内熱発いたし、正午頃広藤氏相見診察候処、此様子なれハ夕方迄過越せハコレラ病ニ者不相成との見立なり、夕方柿坂氏も見舞あり、診察之上弥氣遣なしとの事ニ付大悦せり、是より食事一切差留メられ水薬而已ニ而、外ハ葡萄酒、ブランドー酒へ(黄身)鶏卵の君を混入、少量ツ、相用ひたり、同十日、大便通一切無之、小便通るのミ、漸々快方ニ赴候

間、皆々相喜安堵せり、昨日より中村姉母子を頼、看病之手伝ニ宛、村田勘太郎・桑原健造・黒川保次郎・平田隠居(宗徳)とも見舞ニ来れり、同十四日、田中蘭作、同十五日、広沢孫介、卯三郎(辺見)ハ見舞書状、森其外も見舞ニ来り、尚見舞之物品を貰、如此ニして日々漸々快氣いたし、八月六日、快出、共済社へ出勤せり

一同年七月十三日、新庄尚太郎并同人妹共コレラ病ニ而死去之旨、川野関内が報知あり、同十八日、おあい新庄之事ニ付相談ニ来ル、同廿四日、新庄之事ニ付親類会議有之候付出席方回達来候へ共、拙者病中故相断り、該家後見人等ハ相断、外意存無之旨川野へ観太郎ヲ申遣ス

一同廿六日、藤井清右衛門二男藤義、先般世羅郡甲山ニ於て小学校教職中コレラ病ニ罹り死(つマ)死いたし候処、清右衛門忌明ニ付本日返礼ニ来ル

一同廿七日、今般已ニ病死せんとする際ニ臨ミ思ふ処も有之、来八月より当家之世帯向一切観太郎へ相渡たり

中村ゆき
コレヲ病

師範学校
出火

一 同卅一日午前五時、中村ゆき知せ之由ニ而戸を叩き来り、おゆき義昨夜以来腹痛、今朝吐ニ相成、難儀いたし候旨申越候付、早速観太郎ヲ遣候処、容体甚重く、全く流行病ニ付、からし湯并辛しを胸へ張せ置、医師を迎候処、柿坂・中西・菅復、且檢疫所へも迎を出候へ共、いづれも出違ニ付山寄医師を迎来り診察ヲ受候処、素りコレヲ病ニ而、最早惣身へ病毒充滿せし故、命之程六ヶ敷とて引取、夫を療養相尺候へ共、午前十時死去いたし候、本年十九才、昨年生之小兒(寅三)また乳無之而者不相濟ニ付、彼是困難、実愁傷目も当られぬ次第なり、午前六時頃、医案書并死去届等檢疫所へ相届、同所を医員并ニ巡查等罷越相仕舞、直ニ火葬場へ相送り、見送りへハ組合之者兩人相頼遣し候旨観太郎も申出、洵ニ可憐、むこき次第なり、右ニ付早速檜山静生来り諸事及協議、急々乳母召抱方ニ着手せし処、八月二日、観太郎心配いたし、人新より一婦連来り年給拾円ニ而召抱たり、同五日、ゆきが遺骨今晚葬式いたし、諸事観太郎配意

せり、九月十六日、四十九日逮夜ニ付招れ行、同十七日、妙法寺へ参詣、墓拙者祖母・実母(中村妻)合塔内へ又合塔

一 明治十二年九月十八日、卯三郎(幼見)帰広ニ付沖へ行たる留守へ来ル、同十九日、二七郎を迎ニ遣り、きよ(幼見)来ル、同廿三日、孫介卯三郎迎ニ来り酒肴相催、きよ引取、同廿九日、きよ来ル、同三十日、きよ帰り候付人力車ニ而連レ行

一 同年十月一日、益井へ行、之者海見和源太後妻ニ行戻りおつる囉受度き依頼ニ由り相談ニ行

一 同年十一月十日正午十二時十分、向川場町師範学校寄宿舎二階より出火、西北風強、教場并土蔵共焼失、一ノ教場一棟并書記蔵老棟のミ相残ル、類焼竹屋町四戸、円隆寺小路三戸、其外焼失同様之分も有之、鎮火午后四時なり、此日時雨有之、雨中故火ノ子(火)ノ患なく、近所之幸甚也と悦たり、此火事ニ付所々見舞ノ人多く、且見舞品到来

一 同月十六日、招魂祭被行、例之通り競馬・剣術・花火等あり、衆人群集せり

一同廿二日前十時頃、中町中学校教場ストーフより
出火、一棟焼失せり

菅沢村へ 一同廿六日、佐伯郡菅沢村へ出張之黒川半助(佐伯郡)紙面
出張

差越、派出之義談有之付同廿七日前六時発車、五
(伯郡)日市へ七時二着、飛脚有田禎次待合せ、夫より保
(佐伯郡)井田村通り十文字村へ十二時着、同所ニ而弁当ヲ

遺ひ、夫より下河内村通り猿越へ田尾百飛、午后三
時菅沢村へ着、宿者野田文次也、半助(佐伯郡)多田村へ
村故宿無之、木賃宿ニ而商人而已ヲ六疊一と間へ

雑居、炬燵一ツへ蒲団一枚ツ、敷ふとん無く、
蒲団とても実ニ破れはたけたる、しらみまぶれし
物也、食物も甚不浄、乞食宿といふて可也、外ニ
宿所無之故、致方なく両三日を堪忍する心得な
り、実ニ生れて初ての衣食住の難義なれハ、平常
の恩ヲ知りたり、同三十日、取引相片付、午后一
時より発足、七時(佐伯郡)草津村へ着、夫車(脱力)ニ而帰宅す
一同年十二月三日、旧曆十月廿日、恵比須祭ニ付、
例年之通り役員及株主惣代へ酒肴出し賑々敷、同

四日ハ掛鯛卸ニ付残酒ニ而振舞

一同月十一日、広沢孫介娘せん嫁入ニ付、帯一筋巻
円三拾銭ニ而買入、祝し遣ル

一同十三日、観太郎義広島日報編輯長ニ被相頼、昨
日より出ル

一同廿五日、共済社用ニ付恵蘇郡大月村へ入組候様
談有之、外ニ八木菟久次郎・飯村樵蔵・檜山静
生・中村吉之助も一緒ニ出足する事ニなる、八木
者大月村へ連行、中村・飯村・檜山者三日市へ入
込せ、小作米不納催促ニ着手する筈なり、同廿七
日(高宮郡)前七時発車、可部町(高宮郡)へ十時着、后一時上根(高田郡)へ
着、宿所者藤井和三郎方ニ而中食いたし、午后五
時吉田町へ着、拙者ハ直ニ辺見へ尋行候処、きよ
一人留守居、無程卯三郎(辺見)帰宿、本日者御用召ニ而
十三等ニ昇給、恰度好き時ニ立寄呉たりとて、卯
三郎夫婦ハ大悦ニ而祝酒ヲ出、飲酔て眠ニ就く、
同廿八日前十時乗船、午后五時(三次郡)三次町へ着、同所
吉田屋へ泊ス、但、飯村・八木同舟之処、八木ハ
別宿へ行、明後三十日大月村へ向ヶ候筈也、同廿

九日午前十時、三次町発足、午後一時(意縣郡)三日市へ着候処、桑原ハ昨日帰広ニ付甚不都合、直ニ郵便ヲ出ス、同三十日前九時発足、大月村へ午后四時着、中食(意縣郡)湯木村岡村詰方へ立寄馳走ニ会、大月村ニ而宿者畑中愛三郎方へ予而山尾止より仕構いたし居たり、同三十一日、旧五小区貸付金取約メ方、山尾止者終日宿所へ相詰る、本日之雪者凡ソ壹尺五寸計降積、八木者午后五時来着す、へ大三十日何の世話なき旅枕

明治十三年

一 一月一日、元旦ニ付朝食ニ雑煮餅ヲ出て賀義を祝す、此辺田舎といへとも朝旨を遵奉し、新曆を用ひ、家毎ニしめ飾をなし、老若男女着替して農業を休ミけり、山尾止年礼ニ来ル、同二日、計算ニ取掛ル、山尾より百九拾円余納金する、同三日、岡村詰義三吉惣右衛門地所受取ニ付立会として来ル、八木菟久次郎へ山尾止附添出張いたし、受取方相済、同四日より八日迄日々計算、取立金相纏メたり、同九日午前十一時、三日市へ滞在、桑原

健造より留守状三通態飛以届来ル、書面之趣ニ而者、去ル四日より静持病差起り難儀候処、観太郎義者土木係之成(意縣郡)凶を受負、日々出勤候よしニ而看病人無之旨申越候付甚相気遣候事

一 同十一日、八木差帰候付、当地之景況并欠金取約メ方頭書ニして相渡、集金三百四十余円持帰らせ、其便ニ留守状ヲモ相托ス、同十二日ハ十九日迄前同断日々取約メ、余程相片付、同廿日留守状、十三日・十四日両度出之郵便本日一時ニ相届、静持病再発相困り候由、くもへハ朝晩大石へ相頼、観太郎一人ニ而看病手届兼候へ者、人屋へ申遣り雇女いたし度旨申越たり

一 同廿二日、八木再入郡候付、諸般同人引継置、同廿四日前七時、大月村出足、三日市へ正午ニ着、共済社定宿国原角助方へ一泊、桑原・中村・長東・檜山詰合中ニ付該連中ハ免一足料理して馳走(意縣郡)ニ出る、同廿五日前九時、三日市出足、尾引村(意縣郡)三王迄歩行、同所ハ人力車ニ乗、十一時三十分、三次町(意縣郡)へ着、十日市重光代五郎方ニ而中食いた

し、吉田迄引取心得ニ候処、人力車之都合もあり、且雪空ニ相成候付、一向明朝之事ニ相決、同方へ一泊、同廿六日前八時、三次町出發、人力車ニ而同十一時三十分吉田町^(高田郡)へ着、辺見へ行、中食いたし帰広之心得ニ候処、雪ニ相成候付同方へ一泊ノ事とし、鶏一羽購入、夕より卯三郎^(辺見)を相手ニ鍋焼ニ而一盃催す、前八時吉田町出足、上根屋ニ而可部町^(高宮郡)まで歩行、同所より人力車ニ乗り午后七時帰宅せり

一同三十日、孝明天皇祭ニ付、休日ニ付年礼ニ歩行、此日餅搗候事

一同年二月十五日午后一時より矢口へ集会、心学道話再興之義申値、集会之人員者水野忠恕、平川重三郎、藤田敬祐、万代四郎右衛門、会主矢口八太夫、及び拙者之六人なり、会議済、矢口より酒肴出たり

一同廿一日、地米三斗入儀、石ニ付八円四拾五銭ニ而購入す

一同年三月廿日午后六時、平田宗緝氏^(辛中)そつちう病相

発し、言語不叶、治療之効なく九時ニ死去せり、仍而内外世話いたし、同廿二日午后四時、西寺町檀寺へ葬送ニ付見送たり

一同廿五日、出社中帖合之義ニ付副頭取田中蘭作と争論ニ及、同人怒て退店し、翌廿六日も出社せず、仍而同廿七日、村上・森兩人之仲裁ニ而出社する事ニ相成、拙者よりも争論せしを謝罪せし候処、此一件より発りて其爾来無ニ之愛友となり互ニ打解、内外を相談する事となりたり

一同年四月三十日、花女十回忌、四月廿三日省三五回忌ニ付、両霊取結、本日軽法事執行せり

一同年五月二日、きよ里行いたし、孫介・卯三郎^(正成)相招、其序ニ中村姉・川野あい共相招く、恰度益井家内も来合、一緒に饗応す

一同治十三年五月六日、実父東護院君^(中村彌志)二十五回忌相当(旧四月三日也)ニ候処、中村方出費六ヶ數ニ付拙者より上ヶ物等出費いたし、軽き法会執行せり

一金貨と紙幣相場違より米相場上昇、石ニ付拾貳円

ニなる

一同年六月三日、共済社株主惣代集会、投票有之、
森群助・村田勘太郎退職、拙者并桑原健造勤続、
村上頭取辭退ニ候へ共、惣代より強而依頼ニ付其
儘勤続、田中(福作)・古田者未満期ニ付票之數ニ不入

し、一件相済たれ共、拙者より繰替、八木へ相払
候利子、貳拾八円八拾錢之元利貳拾壹円相払、殘
金拾三円丈ケ不足ニ候処、是ハ外算用合有之、外
金より入戻たり

一同年七月一日、共済社ニおゐて役員互ニ集金いた

明治三十五年十月抜萃之

知水居士

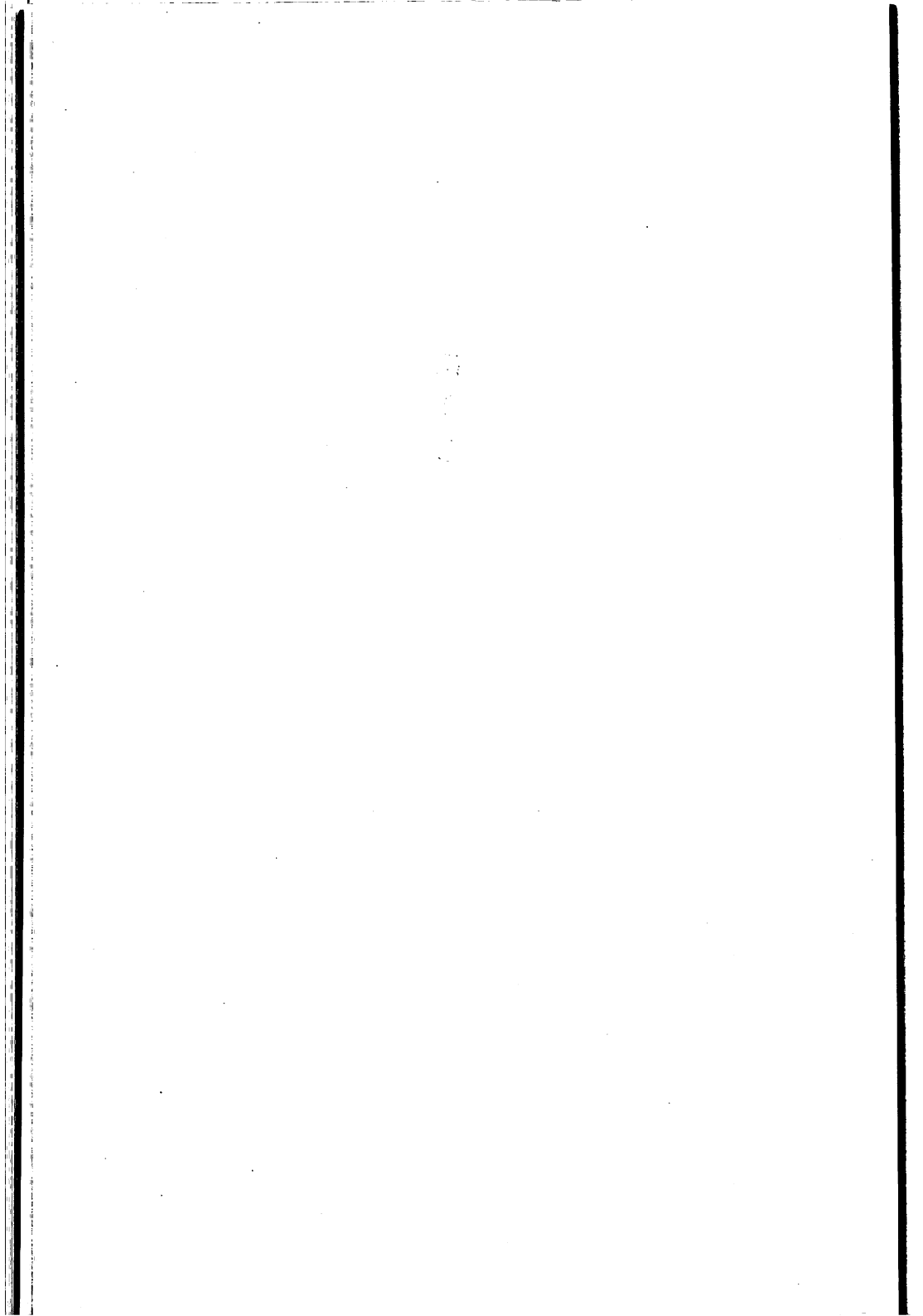
し貸付取計居候共因社金此度返金相纏り候付、各
員へ分配いたし、拙者分六拾余円有之候処、去年
已来病氣并物価高直より漸々ニ取戻し、差引殘金
八円四拾錢受取、同日、五右衛門風呂不用ニ付森
へ貳円ニ而讓ル

一同九日、昨年之本日者病氣ニ而相困り候処全快い
たし、其節ハ中村姉様及貞吉(金也)之世話ニ相成候付、
内祝として相招き、酒肴を出す

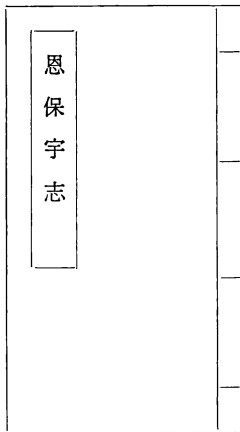
吉之助一
件
一同年八月三日、中村吉之助ハ八木理助へ係ル取引

ニ付、吉川巳之助計算ニ来り候処、吉之助より不
条理申立、六拾円余巳之助より出金せされば地券
書換ニ不至より、八木へ元利之内節減方相歎、元
利金百四拾九円五拾七錢五厘之内拾円丈ケ節減遣

恩
ほ
う
し

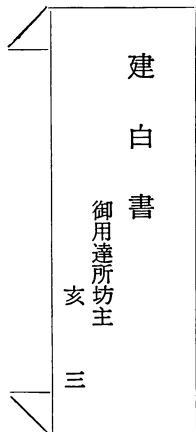


(表紙)
(竪一八・六センチ 横一二・七センチ)



建白書扣

一慶応四年戊辰六月六日、御国体之義ニ付心付之廉々左
之通相認、於政事堂掛リ大御目付岡村辰之進殿ニ差出
ス(未タ言路洞開之儀不被仰出以前ニ付窃ニ出タリ)、
後日同人殿ヨリ承タレハ、即日若^(淺野長惣)公エ被差上候処、
心付申出候段神妙ノ旨御言葉有之候趣也



今般御一新ノ折柄御改革被為在、万民其処ヲ安シ再
ヒ蘇生仕候心地ニ罷成、千万難有御事ニ御座候、就
テハ為報恩乍聊御為筋ト奉存候件々、愚蒙不肖ヲ不
顧左ニ申上候、自然万分ノ一モ御政事ノ一端ニ御加
用被為成候義ニモ候ハ、本懐ノ至奉存候

一御一新ノ御趣意ヲ熟得仕候トキハ、是迄昇平打続キ上
下共ニ怠惰ヨリシテ利欲ヲ貪リ、放逸驕奢盛ニ相行ハ
レ候テヨリ、其流遂ニ戦争ヲ興起シ、過激ニシテ正義
ヲ名トシ一己ヲ立ンコトヲ謀リ、大ハ小ヲ奪、強ハ弱ヲ
犯ントスル勢ニ殆ト立至リタリ、座上ノ議論ハ至理当
然ニ候ヘトモ、事実ハ変シテ情欲甚シ、免角言行不一
致ナレハ其旧弊ヲ一新セヨトノ朝命ナリ、変革トハ旧
染ノ汚ヲ変テ固有ノ赤心ニ革ルヲ云フ、所謂大学ノ三
綱^(綱)領八条目ニ若カス、上下至善誠意ニ無之テハ仮令富
有剛兵ニシテ天下ニ対闘スル者雖無之、是皆血氣之勇
ニシテ元来人欲ヨリ生シタル小勇ナレハ、人民不服命
令不屈、遂ニハ滅亡ナセルモノナリ、古ヨリ和漢トモ
ニ其例シ多シ、誠ノ大勇ト申スハ、智仁勇ノ三徳全カ
故ニ其汎天下ニ充滿シ、大昇ノ雲霓ヲ望カ如ク、万民

善化ニ帰服シ赤心ニ立復ルナレハ、兵備金穀自ラ集ルヘシ、以力服人者、非心服也、力不贍也、以德服人者、中心悅而誠服也、ト孟子ニ見ヘタリ、如此上下一度至善ニ止トキハ、本朝ハ申ニ及ハス外国ニテモ其御威徳相輝キ、常倫ノ明ナルヲ窺見テ服從致スベシ、道ニツ仁ト不仁トノミ、何疑ン善ニ福ヒシ惡ニ禍スルハ天道ノ常ナリ、然ラハ昇平ノ旧染人欲ノ私忽チ去テ、本然ノ善ニ基キ候様御变革有リ度コトニ御座候、右等之義委細新ニ不申上トモ委細經書ニ出タレトモ、其事ヲ知テ其意ヲ不知ハ益ナシ、孟子ノ一書只是心上ヨリ説来ト楊氏ノ説ニモ見ヘタリ、古今共ニ誠心正意ノ他ハナシ、然トイヘトモ元來固有ヲ放心セシモノナレハ、押付誠実ニセヨトノ命令アリト雖トモ、表ニハ誠実ヲ顯シ候共是ハ名聞ニテ内ニ不実ヲ含ミ、中々以テ放心ヲ求ル者稀ナルベシ、依テハ乍恐御上ニ是ヲ御好遊サレ候ヘハ、士ハ云ニ及ハス、自然ト万民其流ヲ汲テ善ニ化セラレ徳沢四海ニ光輝セン、上清ケレハ下濁ラストモアリテ、首尾八条目ニアリテ明德ヲ明ニスルコト肝要也

一賞罰ハ勸善懲惡ノ基ニテ、少ニテモ偏頗アルトキハ万民疑惑シ、甚シキニ至テハ御上ヲ侮リ命令ニ逆ヒ、公事訴訟ノ族出テ来リ自ラ惡人ヲ生スルナラン、過テハ改ルニ若カジ、当今ハ尚更統テ命令ヲ信用セズ、相背候族不少候ヘトモ、僥倖ニシテ御咎ヲ免カレ、且誠実ヲ守リシ者モ亦不幸ニシテ賞譽ヲ蒙サル者モアリ、天道ハ是カ非カ、寧ロ正直ヲ守ンヨリハ奸謀シテモ差向利ヲ得テ快ク奢ンニハ若カズトノ一念ヨリ、大切ノ人性ヲ失ヒ忠孝モ行ヒ損トナレリ、其外御役義ニ關係ナセル大小ノ吏モ亦如此、智識出テ誠実ニ事ントセハ佞人ノ多勢ニ蔽レテ遂ニ退ラレ、免角誠実ハ愚トナリ、巧言令色ナル者ハ賢トナレリ、諺ニ一疋ノ鼻アル猿カ千疋ノ鼻欠猿ニ笑ヒ殺ル、トハ是等ノコト也、御米銀ニ關係セル者ハ別テケ様ノ類多シ、御上ノ為筋ヲ表ニ顯セトモ実ハ忠信ヲ尽スニアラズシテ利欲ヲ貪ニアリ、其中ニモ泥中蓮花ノ如ク忠信ヲ踏ヘ廉直ナル者モアレド、雲霧タナヒキテ是非不分明ナル歟、却テ姦吏ニハ不当ノ御賞アリテ、質直ナルモノハ何トモ御沙汰ナキヨリ、賢者ハ捨レテ隠ル、モアリ、御咎メニ逢ハス

トモ退ケラル、モアリ、又姦吏ノ為ニ莫太ノ御損亡ヲ備へ、且臨時ノ御物入等差濫ヒ御勝手向不宜故御借リ米等ヲ成サレタリ、御大儉ハ度々出ルト雖モ更ニ相行ハレズ、皆名聞トナレリ、何レヲ是トシ何レヲ非トセン、紛紜トシテ商家ノ利ヲ貪シカ如シ、是皆人欲ノ私ニシテ、其源ヲ探索スルトキハ中間ニ雲霧アリテ己カ貪利ノ心ニ比シテ利潤サへ備レハ富国強勇ノ基ナリト相心得、出スヘキヲモ出サズ、取ルヘカラザルヲモ収メ、利得ノミニ心ヲ入レ會テ仁慈ノ心ナシ、右等ノ訳ハ勿論御上ニ御承知遊サレタルコトニハ無之候へトモ、ケ様ナル執政アリシ時節モ有之候へハ、勿体ナクモ利欲ヲ御貪リ遊サレ候事ニ立至リ御不徳奉備候段実以恐懼義ニ御座候、古語ニ上盜ムトキハ下必盜ト也、何卒上下一致誠実ニ相成、緩急能不能ヲ計リ、烈シキハ増シ緩キハ減シ、能ヲ挙テ不能ヲ憐ミ、至当ノ御所置被為建、其上ニテ私スル姦吏ハ速ニ刑ニ処ラル、時ハ自然ト忠吏顯レ出ルモノ也、尤賞罰ノ兩端ハ可有之候へトモ賞ハ重シ罰ハ輕シ、舜王ノ惡ヲ隠テ善ヲ揚ラレンシ如ク、忠臣孝子ハ勿論、惣テ正直ヲ御用ヒニ

相成候へハ令セズシテ善人顯レ、姦佞ハ其化ニ服シテ誠実トナルベシ、徳不孤必有隣、素リ人性ハ善也、教化サヘスレハ善ニ立復ルモノナリ、願クハ御教令被為在度御事ニ御座候

一民ハ国ノ本、々固ケレハ御国安キ道理ナリ、即今ノ民ハ強テ堅固ニモ無之、窮民多故欺御上ヲ疑惑シ、一ツニハ姦吏ノ所置ニ不明モ御座候へトモ、其綱領タル処ハ人道ヲ知サルユヘ也、是ヨリ遊民ヲ生シ、食足サルモノアルヨリ商事ニ携リ、農業ヲ廢シ、甚敷ニ至テハ市中へ店ヲ出タリ、他国へ奔走シテ中次商人ヤウナル者トナリ怠惰ヲ好者多シ、如斯ナル時ハ農民減シテ産物ハ少ク、開ヘキ山林モ草木生ヒ繁リ、実以無益ノコトニ御座候、依之以來百姓家トシテ商事ニ携リ、且広島住居縁組等堅ク御禁止ニ相成、自然相背候族ハ蔽刑ニ被為処度キコト也

附タリ、郡村ノ長役タラン者役威ヲ笠ニ着テ利欲ヲ貪ル族多シ、約ル処ハ民ノ疾苦ト相成居候由ニ候へトモ、是等ヲ御咎メ在ラサセラレ候迄尽期無之コトニ付、夫ヨリハ先ツ善化ヲ本トシテ質直ナル者ヲ御

賞ニ相成候へハ、令セザレトモ放心ヲ求ムヘシ、元
來凡民ノコトナレハ相当ノ尊師ヲシテ(善師ノコト
ハ末文ニ記ス)郡中一統へ道ヲ御聞セニ相成、且志
有之者ハ旧染ノ穢ヲ去ルコトヲ修セシメハ、悪事ハ
心アシク善事ハ快キコトヲ自得シ、弥以御国恩ノ難
有事ヲ可奉感戴ト奉存候

一町新開共人家多ク候へトモ農業并職人等ハ少ク、商人
多キモ其元ヲ尋レハ農ニ比スレハ甚骨折少クシテ金銀
ヲ儲ルモノ故終ニハ怠惰ヲ好ミ、農工ヲ止テ商トナル
モノナリ、然ルトキハ米穀諸物産少ク故、他国ノ産物
ヲ取寄セ今日ノ用ヲナスナリ、金銀ハ出ル計ニシテ入
ルコト少キハ、則産物ノ少ク商多カ故ナレハ、商ヲ減
シ農工ヲ増スノ良策ナクンバ、御国ノ疲弊如何トモ致
方無御座候付、三十歳以下ノ者ニハ必農工ノ職ヲ手ニ
入サセ、成丈ケ商ハ不仕様岐度御布告相成候へハ、追
々ニハ商減テ農工増シ、産物殖テ御国用足り、余リ有
レハ交易ノ一助ト相成申ベシ、惣テ市中ノ人氣ハ郡中
ト違ヒ、質直ナルモノ稀ニ候へハ、免角御上ニ逆ヒ禽
獸ノ交仕候者不少、互ニ利ヲ貪リ、金錢ノ為ニ大切ノ

大道ヲ踏外シ、家業ヲ忘レテ浮雲ノ如ナル、大利ヲ得
ンコトヲ望ミ却テ遊民ニ陥ルモノ多シ、当今ハ別テ人
氣荒々シク、庶民拳テ御上ヲ疑惑シ報恩ハ万分ノ一モ
知ラス、父母ノ如キ御上、子ノ如キ万民モ不一致、上
下互ニ隔心トナリ、幾度法令出ルト雖トモ更ニ是ヲ守
ル者ナク、虚言偽ヤ謀計事ハ世間ノ常トシ、大切ノ人
性ヲ備テ居ナカラ狐狸ニ勝リシ行ハ実以可慙ノ至ニ御
座候、依テハ子ノ如キ万民、父母ノ如キ御上故、御仁
慈ヲ以導師ヲシテ教諭セシメ、一度彼カ誠実ニ立復孝
悌忠信ナルトキハ御一新御変革ノ御趣意ニテ、上下戮
力弥以強國ノ御基ナルヘシ

一当今ハ郡町共兵隊相結ヒ御厄難防禦ノ一端ニモ相成
リ、至極御都合ノ御事也、然ト雖トモ中ニハ正義一偏
ニ固リ、御上ノ御所置振ヲ誹謗シ、一己ノ私念ヲ以農
商家へ踏込、不正ヲ咎テ暴動シ手疵ヲ負セ、甚シキニ
至テハ天誅ト唱人命ヲ絶族モ有之、是カ為ニ人民恐レ
テ迷惑シ渡世ノ妨トナリ、御制度ノ不行届ヲ怨ルナラ
ン、全体不届ナル族ニ御座候、是ニ乗シテ盜賊起リ、
隊中ノ者ト唱へ農商家エ押入、不正ヲ名トシテ暴動ニ

及ヒ、又ハ金穀等ヲ押買、或ハ奪取抔トスル族出来ルベシ、ケ様ノ義ハ第一御上ヲ犯シ、且其筋ノ官吏ヲ踏付タル次第甚以不宜コトニ御座候、仍テハ諸隊ノ者ヘ岐度御教諭在セラレ、右等ノ族ハ御召捕ニ相成、相当ノ刑ニ処セラレ度、郡中町新開共其筋ヘ仰付ラレ、隱目付ヲシテ見届ノ上不正不実ノ者有之候ヘハ御咎ニ相成、性直ニテ正路ノ行アル者ハ至当ノ御賞譽ニ相成候ヘハ、右等ノ義絶テ有之マシク安民ノ御基ナルベシ

一即今改テ申上ル迄モ無之候ヘトモ、遊民多クアレハ自ツト米穀ハ申ニ及ハズ、諸物品ニ至ル迄喰費シ、甚以無益ナルコトニ候、荒増是ヲ数レハ僧尼或ハ戲男女、其外拳テ名付カタキ者有之候ヘハ、是ヲ更改在サセラレ、僧尼ハ一ヶ寺ニテ兩三人ニ過ズ、其余ノ僧尼ハ各帰俗サセ、相当ノ職ニアリ付シメ、且賢才アル者ハ相当ノ役義ニ御遣ヒ成サレ然ルベク、尤片輪ナル者ハ其義六ヶシクニ付、寺社抔至当ノ場所ヘ落付セ、満足ナル者ト入カヘ然ヘク、其外戲男女等拳テ名付カタキ遊民於テモ各職ニ付シメ、今日ヲ無益ニ暮サズ、人ノ汗膏ヲ貪ラサルヤウ相成、且非人乞食ノ類ニテモ人並ノ

人体ヲ備ヘシモノハ山林ノ拓地ニ御遣ヒ相成候ヘハ、渠ハ喜悅シ田畑ハ殖テ富国ノ一助ナランヤト奉存候

一文武ハ左右兩翹ノ如ク、文ナクンハ武不具、武ナクンハ文不整、故ニ文武兩道相行レテコソ治国平天下ニ至ベシ、賊ヲ防ニハ武ニ若ハナシ、道ヲ覺ルニハ文ニ若クハナシ、今文学相行レ候ヘトモ武ニ比スレハ余程衰ヘタラン、乍恐御上ニ先ツ御好被遊候ヘハ自然ト上達ノ者出来ルベシ、尤博識計ニテハ聖賢ノ大道ニ闇シ、相成ヘクハ聖意ニ貫徹セシ儒者御撰在セラレ、御家中并末々迄聖人ノ道ヲ教諭為サセ、固有ノ性ニ立復ラシメ、尤真儒ハ稀ニ候ヘハ其筋ヘ仰付ラレ、經学ヲ御学セニ相成候ヘハ真儒余多相調可申、又郡中并町新開ノ人民ニハ石門ニ(一ニ心学ト云朱子学也)上達セシ導師をして忠信孝悌ノ行蹟ヲ説テ性ノ善ナルコトヲ知ラシメ(世ニ心学道話ト云)、是ヲ導クニ致知格物ヲ基トシテ手近ク手引ヲナシ工夫ヲ凝ラシメハ、貫通シテ手ノ舞足ノ踏所ヲ知ラサルニ至ラシム、尤導師ハ人少ニ候ヘハ志有之者ヘ被仰付、其道ヲ脩練仕候様仰付ラレ可然、自然御採用モ在サセラレ候ヘハ巨細口演

ヲ以可申上候

戊辰六月六日

御用遠所坊主

亥三

一慶応四年戊辰七月上旬、言路洞開ノ義從朝廷被仰出候付テハ、於御城上下応対之間兩ケ所御構相成、御為筋之義心付有之候ハ、無伏臆申出候様被仰出、同月廿日郡風建直方心付有之候ハ、無伏臆頭書ニシテ申出候様、御代官初調役ニ至迄モ順達ニシテ郡御奉行所ヨリ相廻サル、右ニ付同月廿九日左ノ通りノ書面御代官伝郡御奉行へ出ス

建 白 書

勤中物書役並
知郡局調役御代官所附

宮 本 亥 三 二

今般御一新之折柄郡風建直方之義ニ付見込有之候ハ、無伏臆可申上旨御申談之趣奉畏愚考罷在候処、素リ昨今当役被仰付候義ニ付土風事実ハ相心得不申、乍去郡体ノ肝要タルヘキ処ハ古今不二ニ候ヘハ、及

ハズ乍ラ心付ノ儘左ニ申上候

一郡風御建直之義ハ勿論御一新ニ付テノ義ニ候ヘハ、万端トモ弊風ヲ御变革被為成度御趣意ハ必定ニ御座候、郡体之肝要古今不易ナルハ御仁政ニ若カズ、道二ツ、仁ト不仁トノミ、一新トハ一ハ誠也、新ハ始也、革也、变革ト申スモ旧染ノ惡風ヲ変シテ固有ノ善風ニ革ルヲ云敷、然ハ建直方ト申テモ、別ニ新法ヲ建郡体ヲ御仕法可被為在ニハ有之マシク、從來被為建置候御良法ノ規矩ニ順ヒ、中ニモ不仁ノ所業ニ流タル事件ハ速ニ廢絶、第一郡掌初附屬ノ者ニ至迄モ清廉ナルトキハ郡村ノ小吏ニ至迄モ其風ニ化シ、百姓共ニ於テモ自ラ質直ナルベシ、上清ケレハ下濁ラズ、郡村ノ弊害ハ郡掌ノ過、郡掌ノ過ハ国君ノ過、国君ノ過ハ臣下ノ過也、孟子曰、仁ハ仁也、義ハ人ノ道也、其清廉潔白ハ人ノ生レ付ニ候ヘ共、人欲ニ蔽レ候ヨリ固有之本心ヲ放心セシモノナレハ、蔽威理諾ヲ以テ善風ニ化セシメ、一旦伏服イタシ候迪モ臭物ニ蓋シタル如ク、馴染ノ人欲ハ消滅不仕ニヘ、時トシテ暗昏ナルヘシ、故ニ孟子又曰、学問之道無他、求其放心而已、心ハ一身ノ

主タレバ也、上下共一度此放心ヲ求ルコト能ハザレハ
 辻堂ニ人ナキカ如ク、亡屋同前ナレハ、万ノ裁断善悪
 混シテ過不及多シ、其流終ニ弊害ヲ醸シ(念)工事訴訟ノ類
 ヨリ甚シキニ至テハ戦争等モ是ヨリ起レリ、依テハ郡
 風建直方ノ見込迎別考無之候ヘトモ、一度郡中清廉ニ
 至リ御安慮ヲ備奉ランニハ、先ツ善ヲ勸メ悪ヲ懲シ
 メ、現在ノ活談ヲ以説得スル外ハ有之間シクニ付、心
 学道話ヲ以テ不絶廻村ニ相成候ヘハ一番手近キ教諭ニ
 テ、良民ハ勿論姦民トテモ良民ト可相成ハ必定ニ御座
 候、此学风ノ義ハ御承知ニモ可有御座候ヘトモ、元祖
 ハ石田勘平先生、丹羽(念)在ノ産、京都ニ住シテ専ラ知性
 ヲ基トシテ衆ヲ教諭セシガ、其始メ大学ノ致知格物ヨ
 リ孟子ノ尽心知性ノ工夫ヲ凝シ、何方ヲ師家トモ定メ
 ズ諸方ニ遊歴セシニ、或時隱遁ノ導師ニ出会数年来ノ
 疑ヲ晴レ、一旦豁然トシテ貫通ナセルヨリ、終ニ聖人
 ノ道統ヲ見得シ、致知格物ヲ基トシテ手近キ手引ヲナ
 シ衆人ニ性ヲ知ラシム、仍之文学アル者ハ従来ノ学効
 活働シ、文質彬々ノ君子トナリ、文盲且ハ婦女子ニテ
 モ志アル者仮令経書ハ不誦トモ我心ノ蘊奥ヲ会得シ、

前後始終ノ疑惑ヲ晴レ、是ヨリシテ怠ラス修業スルト
 キハ、小人ハ賢人トナリ、賢人ハ聖人ニ至ルノ大道ニ
 御座候、性ヲ知ル時ハ五常五倫ノ道ハ其中ニ備レリ、
 中庸ニ、所謂天命之謂性、率性之謂道、性ヲ知ラスシ
 テ性ニ率フコトハ得ラルベキニアラズ、素ヨリ怪キコ
 トヲ申上ルニハ曾テ無之、堯舜万世ノ法トナリ玉フモ
 是只性ニ率フノミ、故ニ心ヲ知ラ学問ノ初メト云也、
 然ルヲ心性ノ沙汰ヲ除キ外ニ至極ノ学問アルコトヲ
 承ラズ、万事ハ皆心ヨリナス、心ハ一身ノ主宰タレバ
 也、故ニ其主ヲ知ルヲ心学修業ノ眼目トイタシ、道話
 ヲ以テ衆ヲ集メ忠信孝悌ヲ諭シ、且志シ有之者入学ヲ
 乞ヘハ則致知格物ヲ基トシテ手引ヲナシ、工夫ノ功ヲ
 積、豁然トシテ貫通シ、手ノ舞足ノ踏所不知ニ至ル、
 此心ヲ知ルトキハ生死ハ云ニ及ハズ、名聞利欲モ離レ
 易キコトヲ知、怠ラズ脩練スルトキハ、終ニハ意必固
 我ナキ地位ニ至ルヘシ、タトイ修業ハ中絶ストイヘト
 モ、一旦本心ヲ知タル者程ハ御厄介相備候事ハ稀ニ之
 レ有ヘク、学問ヲシテモ却テ悪業ニ沈ミ、不忠不孝ト
 ナル者田舎ニハマ、多キガ故ニ、学問モ格別ハサ、ヌ

ガヨキト思フ者モアレド、畢竟經書ハ聖人ノ心ナルコトヲ不知、文字計ヲ教ルヨリ起レリ、子曰、行有、余カ則以学文聖人ノ学問ハ行ヲ本トシテ、文学ハ枝葉ナルコトヲ知ラズ、仮令博識ニシテ詩文章ニ達シ、口ニハ正義ヲ唱ト雖トモ行跡ハ変シテ主親ノ疾苦トナリ、郷里ノアザケリヲ受ル族アリ、ケ様ナル者ヲ学者トハ云ハズ、文字芸者ト云モノナリ、物有テ後ニ名アリ、名アツテ后ニ文字アリ、故ニ文字ハ余程末ナルコト明カナリ、子夏曰、賢賢易色、事父母能竭其力、事君能致其身、与朋友交、言而有信、雖曰未学、吾必謂之学矣、聖人ノ道ハ心ヨリナス、文字ヲ知ラズシテモ親ノ孝モ成リ、君ノ忠モ成リ、友ノ交モナリ、文字ナキ世ナレトモ伏羲ハ聖人也、文ハ道ヲ乗ノ器ナレハ、器計リヲトラヘ居テ何ソ聖意ノ知ラルヘキ、一陰一陽之道ト云、繼之者ハ善ナリ、之ヲ成ス者ハ性也、古哥ニ古ヘモ今モ變ラヌフイゴメガ、己レヲ知ラデイツモブウク、子曰、吾道一以貫之、此ノ一ヲ知ラズシテハ何ノ益アラン、民日々ニ之ヲ用テ知ラズ、人々己レニ貴キ者アリ、思ハザル而已、此ノ本心ヲ知ルトキハ令

セズシテ行レ、^(念)工事訴訟ハ勿論 既ニ先年豊田郡田万里村来湧、百姓共多人數凝塊リ種々嘸候ヘトモ所詮難居合、最早御吟味ニ相成候外致方無之場合、田万里村吉郎兵衛思案ヲ付、夫トナク心学道話仕、人倫ノ道、堪忍ノ事杯説聞セ候由、^(念)彼ノ差モツレ一条ハ手ヲ不入シテ自然ト解合平和仕候由及承候、其外小事ニ付テモ心学、不忠不孝、罔ヒ又ハ入牢ノ功驗何程歟可有之ト奉存候、綱領ノ親民ニ合ナイ、上下戮力弥以可奉備御安心良策ヲ仰キ、生死ヲ忘レテ耕作イタシ申ヘク、所謂大学三ナラン哉ト奉存候

附タリ、罔又ハ牢舎ノ者共ヘ知性ノ手引ヲ致シ置、絶ズ道話ヲ聴聞仕セ、精々工夫ヲコラシメハ、終ニハ固有ノ本心ヲ会得イタシ可申ニ付、先非ヲ侮テ善ニ立復リ元ノ良民トナルベシ、然ル者共ハ罪ノ輕重ニヨリ一二等ヲ減シ、下文ノ拓地遠島場所ヘ追放ト申スコトニ相成、又罔留等ニテ未タ罪科ノ決セサル者共ニ於テモ善ニ立復リ候時ハ己カ悪キコトヲ懺悔シ、御仁徳ノ厚キヲ感シテ、無伏臆速ニ白状可仕候付御吟味モ早ク相片付、何程歟御都合宜カルベシ、追々郡中一途ニ治ル時ハ罔ヤ牢モ不用トナリ、御厄

介事差備候者ハ稀ニ相成ルヘクト奉存候

一賄賂ノ義ハ兼テ從朝廷被仰出候趣モ有之、堅キ御法度ニ候ヘトモ此弊風ハ去リカタキモノ歟、矢張相行ハレ候モノト相見、惣テ郡掌初メ附屬ノ御役々ニ至迄モ此道岐度差留ラレ度義ニ御座候、第一郡村ノ小吏ハ是ヲ以己等カ不筋不届ヲ補ントシ、是ヲ受ル輩ハ又私欲ニ蔽レテ不筋不届ナルヲモ頭ヲウナツキテ餅ハ団子トナシ、約ル処民ノ疾苦トナリ、御不仁恵ノ御基ナルベシ、統テ上下共賄賂ノ道相行レ候テハ清淨潔白ノ御政事ハ行レ難シ、故ニ此旧弊ヲ去テ質直ニ變化ナサシメ度、併シ乍ラ彼ヲ免シテ是ヲ代ヘ、彼ヲ罰シテ是ニ委スルヤウノ御仕法ニテハ中々以テ其弊去難カルベシ、依テハ先ツ郡局ノ小吏等ヘ以前ヨリ被下置候御取替米有之候ヘハ、是等ヲ充分ニ被下置、其上ニテ清廉ノ者ハ御引上ケ御賞誉等モ賜リ、貪欲ナル者トモハ差免サレ、賞罰正シク行ハレ候トキハ速ニ賄賂ノ道止ムヘシ、然ルヲ当益季御仕向ノ義ニ付局中ヘ御順達ノ趣一応奉畏候ヘトモ、ケ様ノ義被為成候トキハ賄賂ノ弊ハ中々以テ止ミカタク、益々盛ニコソ相成可シ、畢竟少

録者今日ノ勤務ニ閑暇トテハ之レナク、内職ノ業六ケシクヨリ無止不筋ナル金錢ヲ借り、貪欲甚シク遂ニハ盜臣トナル詛ナレハ、是等ヲ御憐察成サセラレ、往昔ヨリ相当ノ御仕向被下候半歟、惣テ此義ニハ限ラス、上ニ御貪リ成サレ候ヤウノ事實有之候トキハ姦吏ハ絶ヘ申マシク、是ヨリシテ莫太ノ御物入トナリ、御存亡ヲ相備、渠ハ利ヲ得テ御役得ト称ヘ衣食住ニ奢ラナシ、不届千万ナル不忠者出来湧可申、約ル処肝要タルベキハ徳ヲ本トシ、国ヲ利スルコトハ末ニ成サセラレ候様仕度、大学ニモ、徳者本也、財者末也、外本内末、争民施奪、是故財聚、則民散、財散、則民聚云々、何卒不奉穢君徳候様ノ御政事被為行度奉存候

附リ、郡中上金銀(一ニ献金ト云)ニ付役格ノ御賞有之候ヘトモ、是等ハ全体不宜事ニ御座候、金銀ノ為ニ役格ヲ御進メ成サセラレ候トキハ、事ハ変レトモ本文賄賂モ同様ニテ、金銀ヲ捧ケテ役格ヲ売買スルニ似タリ、此道相行ハレ候トキハ役格ハ金詮議ト心得、常職ニ力ヲ入忠勤スル者之レナキ様可相成ニ付、彼是以御廃止相成度奉存候

一 拓地ノ義ハ嚙御判断可被在候ヘトモ、何分莫太之御物入ニ候ヘハ容易ニ相調申間敷、依テハ拓ヘキ土地有之候ハ、追々其地へ人家ヲ移シ候ヘハ自ツト拓地ハ独手ニ相調可申、尤彼ノ地へ移転ノ雜費并小屋建入費及農具等ハ御下渡シニ相ナリ、相遷リ候人民ハ郡中町新開へ拓地ノ義仰セ出置セラレ、彼ノ地へ住居仕度モノハ願出候コトニ相所居候へハ追年田畑相拓、且遊民減少可仕奉存候

附、罪科ノ者罪ノ軽重ニ由リ御領分・御城下・居郡・居村へ追放ノ刑ニ候ヘトモ、本文拓地相行レ候へハ、可拓浦島ヲ御撰、其場所御構ニ相成、追放ノ者共ハ悉皆此処へ御放ニ相成候へハ、第一御仁恵且増農ノ一助ト可相成歟

右不願愚蒙薄慮ノ儘心付相認メ差出候間、過不及御推恕可被為下候、敬白

戊辰七月廿九日

勤中物書役並
知郡局調役御代官所附

宮 本 亥 三 二

一 慶応四年戊辰八月八日建白書左ノ通下応対ノ間ニ持

参、大御目付松村乙次郎殿伝ヒ差出候処、同人殿口演ニ、直ニ入御覽候間承知可有之、心付申出ル志感入候、扱モノノ神妙也トノコト也

建 白 書

勤中物書役並
知郡局調役御代官所附
宮 本 亥 三 二

先般心付ノ廉々頭書ヲ以申出仕候処、右書面ニ遺漏仕候件有之、尚又左ニ申上候

一 儉約ノ義ハ先年ヨリ度々被仰出候ヘトモ、己カ為ナルコトヲ知ラスシテ、奢ニ長シ分限ニ過タル衣食住イタシ候ヨリ、士ハ俸禄ニ不足シ、農工商ハ今日ノ働ニテ足サル故、互ニ高利ヲ食リ道ナラヌ賄賂ヲ取扱ヒ、ナラヌ儲ニ力ヲ尽シ、甚ニ至テハ山事ヲタクミ、諺ニ所謂懐手シテ高利ヲ儲ルモノ多シ、夫カ為ニハ諸色弥增高価ト相成、万民ノ疾苦不少、中ニモ四支ノ置所ナキ窮民トナリ路頭ニ立モアリ、又悪心増長シテ御厄介相備

候者モ有之、実以可憐次第ニ御座候、畢竟儉約ノ大意ヲ知サル故行フ所名聞吝嗇トナリ、内外昼夜ノ隔ヲナシ、生涯ノ節儉天地国土ノ恩報ナルコトヲ知ラズ、依テハ此度御一新ノ折柄上下ノ大儉被仰出、各分ヲ相守、入ヲ計テ出スコトヲナシ、仮ニモ奢ケ間敷コトヲ成サル様屹度被仰出度、且儉約ノ大意石田勘平(庵)ノ著述セシ齊家論獻備仕候、是ハ珍カラヌカナ文ニ候ヘトモ、意ノ深キコトヲ御熟味被為在度奉存候、右節儉被仰出候ヘハ、成丈ケ下品ニテ日用相濟セ、上品物ハ堅ク御停止ト申ス事ニ相成、先ツ乍恐御上ヨリ御節儉被為遊、上下志ヲ一ニシ、民ト憂樂ヲトモニスルノ聖代ニモ恥サル様知足ヲ弁スル事肝要ニ御座候、依テハ節儉ノ仕方荒増左ニ申上候

一乍恐御上御武用ノ外、御召物ヨリ御諸道具ニ至迄一円上品物ハ御用不被遊、御召物モ寒暑ヲ御凌被遊候マテニテ美ヲ不被為尽、御召上リ物ハ御空腹アラサセラレズ迄ニテ美味ヲ御好遊サセラレズ、御住居ハ雨風ヲ御防被遊候迄ニテ曾テ美麗ヲ不被為好、衣食住共御嗜被為在候ヘハ、御家中ハ申ニ及ハズ、末々マテモ自ツト

奉感戴、御仁徳御永統ノ御基礎ナルヘシ

一御家中ヲ初メ御小人ニ至迄モ衣食住ノ階級無之、一様ニ御上ヘ順シ万事無益ナル失費不仕候様被仰出度

附リ、武用ノ外金銀絹布類無用之事

一町新開ヨリ郡中ニ至ル迄モ衣食住御上并御家中ヘ准シ相行ヒ、別テ商家ハ無益ナル驕奢イタシ候ヘトモ屹度相嗜、万事足事ヲ知り僭上不仕、力一盃相働、繁栄致シ候様被仰出度

附、金銀絹布無用之事

一御家中ヲ初郡中町新開ノ末々迄、吉凶或ハ用談等ニテ集会致シ候トモ分限ニ応シ飲食イタシ、前条御上ヘ准シ、心得違有之間敷事

但、法事ニハ禁酒之事

一御上御広式ハ勿論、御家中末々ノ婦女子ニ至迄髮飾ニ金銀又ハ縮緬之類、都テ高金物相用候事禁制之事

一座頭盲女ノ外三味線彈候事無用、惣テ百姓町人ノ子供

三味線亦ハ舞ヲドリ等ヲ習セ候事堅ク禁制ノ事

附、酌女芸子ノ類一切無用、尤蔽島・尾道・御手洗

ハ格別ノ事

付箋

本文盲女追々ニハ盲目相当ノ職業可仕候へト

モ、差掛ル処稽古子供無之トキハ忽難渋可仕、

渠義ハ愚痴一涯者ニ候へハ氣動可仕哉モ難計ニ

付、少々宛ノ御救米銀之内被下置度奉存候

一幟・雜飾・破魔弓・羽子板・タノモ等ノ類固ク禁制ノ事

右相行レ候へハ御家中并末々ニ至迄モ其分ヲ不憚、万

事足コトヲ知り、名聞利欲ヲ離レ、無益ニ天物ヲ費ズ

故、自ラ天地生々ニ合フベシ、自然相背候者有之ニ於

テハ屹度敵科ニ可被処、御見通シ相成ラズヤウ成サセ

ラレ度、節儉ハ常中ノ事ニ候へハ、何年之間ト期限不

被仰出、常々相守リ候様御示之御書付ヲ以被仰渡可然

義ニ御座候

一五穀ハ勿論、草木雜器ニ至迄他邦へ積出候事ヲ禁ラ

レ、自然内証ニテ積出ス者アレハ屹度罪科ニ処ラレ、

其替ニハ御国内ニテ買捌ク義ハ勝手次第ト申スコトニ

相成、国用ノ有余ハ諸物御買上ケノ御場所建置ラレ、

相当ノ価ニ御買上ケ、尤以前ハ生産御買上ケニ付テハ、

其筋ノ姦吏御上ノ威ヲ笠ニ着テ不当ノ代価ニ買取候ヤ

ウノ義モ有之候へトモ、ケ様ナル不筋無之様其筋へ差

置レ候小吏ニ至迄モ民ノ父母タル国君ノ御撫育ヲ心底

へ相踏へ、御不仁惠ニ不相成様民ノ疾苦ヲ推量仕、其

品相応ノ上直段ヲ以御買入ニ相成(御定通りノ銀札七

十二匁相場ノ金ニテ御買入可然カ)、御上ノ御一手ニ

テ他邦へ積出シ、今日必用ナクテ叶ハヌ他産ハ御買入

又ハ交易ニ相成、右御場所へ貯置レ、其筋ノ商家へ

御売下ケ相成リ候へハ(代金上納方ハ右同断、金一两

ニ付銀札七十二匁相場ヲ以銀札収ノコト)、商家ノ私

ニ他邦へ仕入イタシ候コトハ一円ニ御制禁成サセラレ

度、左候へハ他国産物ノ入船ハ必右御場所へ訟候上御

買入又ハ交易等ニ相成、尤商船出帆ノ節ハ右御場所ヨ

リ印鑑御下渡ニテ川口御番所ヲイテ御改、無印鑑之分

ハ必私ニ積出シ候品ニ付御取上ケニ相成可然、并他国

産物御売下ノ分ハ必押印イタシ候上御下ケニ相成候へ

ハ、下方ニテ私ニ交易又ハ買入等イタシ候者無之ニ

付、自然ト商家ノ人氣引立、正直ノ商売致シ候様罷リ

成、産物ハ多出、平等誠実ニ相成申可キ歟、如斯相行

レ候トキハ下方ニテ正金ノ入用毛頭無之、丸テ銀札ニ

テ相済可申ニ付、令セズシテ札場兩替モ稀ニ有之ベク、畢竟金銀内相場ヲ建、諸色高直ナルモ因テ来ル所ハ、正金ノ御貯蔵如何ヲ計リ札場兩替ノ御所置振ヲ疑惑スルト、世上ノ驕奢ヨリ他邦ノ産物ヲ積入ル、トノ二ツニ有之候ヘハ、前章御大儉被仰出候トキハ旁以テ諸色下落シ、正直ノ商業可仕哉ト奉存候

一右之通ニ相成候トキハ、川口ハ申ニ及ハス四境へ関所ヲ御造營、出入ノ荷物ヲ御改、敵島・尾道其外浦辺島々至当ノケ所エ生産ノ御場所御建構ニ相成、他邦出入ヲ御改メ、細少ノ物タリトモ私ニ出入不仕候様諸関所ハ印鑑ヲ以出入相成可然、且又産物有余御買上ケ相成候トキハ、是迄相行レタル諸運上改等ハ一円御廃止相成度奉存候

一前条御大儉被仰出候ヘハ、御国中ノ婦女子子貯へ居候髪飾ノ金銀類無用ノ品ニ候ヘハ夫々御取上ケ、相当ノ価ニ御買上ケ、悉皆潰ニイタシ、竿金銀ニ被成置候ヘハ非常ノ節御用立可申歟、尤此際被仰出候トキハ氣動ニ障リ可申ニ付、一先ツ儉約ノ御趣旨隅々迄モ行届、其上ニテ居テ御監察御取謀相成可然奉存候

一生産物御買上ケ相成候トキハ、浦辺島々他国米ヲ以相凌キ候ケ所モ有之、且御城下トテモ御国米計ニテハ不足致シ候付、是等へ当リ候テハ成ヘク丈ケ御国米ヲ以テ御売下ケ、不足ノ処ハ生産ノ御融通ヲ以テ他邦米御買入、御国中へ御売下ケ相成可然、尤近来御米不自由ニ付テハ、御米蔵ヲイテ建米ノ義六ケシキヨリ御差紙相場殊ノ外下直ニ相成、加之諸色ハ高直ニ付御家中ノ面々殊之外迷惑難洩ノ次第ニ御座候間、右御売下米ハ御差紙ヲ以テ建米相調候ヘハ双方トモ都合ヲ得、兩全ト奉存候

一敵島・廿日市・尾道・三原ノ富座御廃止被為成度、全体此富ト申スモノハ不正実ナルモノニテ、衆財集結シ鬪取イタシ、天理自然ノ利得トハ申ス条、元来浮雲ノ如クナル僥倖故、一方ハ勝手善ケレトモ一方ハ勝手悪シク、夫カ為メニハ万民僥倖ヲ好、何ソト云ヘハ富々ト浮雲ヲ当テニ亡ル所以ノモノヲ楽トシ、今日ノ職業ヲ怠リ遊民ニ陥モノ多シ、彼是以テ速ニ御廃絶相成度奉存候

一長崎近村切支丹宗門ノ者諸国へ配当、説諭ノ上赤心ニ

立復候者ハ其罪御許容、納得不仕者ハ殿科ニ処セラレ候哉ニ伝承仕、朝廷之御趣意難有御仁恤ノ至ニ御座候、既ニ此御方様ヘモ御預ケニ相成候哉ノ趣ニ候処、渠義ハ元来切支丹宗門ニ放心イタシ凝固リタル族ニ候故、説得方ニ当候テモ殿威理詰ニモ不驚、亦スカシテモ威シテモ中々信実無妄ニ落着候事ハ六ケシク、乍去朝命ノ御趣意ニ応候ヘハ可成丈ケ本心ニ立復セ、全キ人体ニ不相成テハ難叶、依テハ説論ノ策種々ト工夫仕候ヘトモ、卒爾ノ計ニテハ難相整事柄ニ付、先ツ山奥ニテ人家遠キ場所ヘ渠計相集置、導師一兩人ヲ遣シ、右ノ者共ヘ悉手引ヲイタシ置、晝夜道話ヲ聴セ幾日ヲ経ルトモ工夫ヲ凝シメハ、己カ固有ノ性善至妙ヲ覚悟シ、忽變シテ善ニ化シ申ベク、左モ無之一通りノ説論而已ニテハ、一応畏リ屈伏イタシ候共、本心ヲ知ラスシテハ再ヒ切支丹ノ徒トナルベシ、呉々モ知性ノ工夫致セ度奉存候

附リ、郡町トモ有罪ノ者ニ当リ、切支丹宗門ノ者モ同様ノ義ニテ、糺明叱嘖スト雖トモ中々以テ善心ニ立復ルモノハ稀ナリ、尤重キハ必定死ヲ免レサル者

ナレト、輕キハ助命シテ追放・閉門・追込ノ刑モ畢竟善懲惡ノ御趣意ニテ、止ヲ得ズ処ラレ候訳ニ候ヘハ、御仁慈ノ御趣意ヲ感シ、前非ヲ悔本心ニ立復ルヘキ筈ニ候ヘトモ、一旦獄屋ヘ這入候者ハ却テ惡心増長シ、又候御厄介相備候者モ不少、都テ此入牢留ノ者共ハ必一癖有之モノ計ニ候ヘハ、其徒ニ交レハ先非ヲ悔ルコトハ扱置、惡計ノミヲ見聞イタシ候ニ付、左程ニハ無之モノモ惡心ヲ増シ、下地ヨリハ惡業ヲ相働候モノ多シ、仍テハ右等ノ者ヘ当リ候テモ切支丹ノ者同様知性ノ手引ヲイタシ置、不絶道話ヲ聴聞仕セ工夫ヲコラシメハ、終ニハ固有ノ本心ヲ会得致シ可申ニ付、先非ヲ悔テ善ニ立復リ本トノ良民トナルベシ、然ル者共ハ罪ノ輕重ニ寄リ一二等ヲ減シ、拓地遠島場所ヘ追放ト申事ニ相成、又留留等○ニテ未タ罪ノ決セサル者共ニ於テモ善心ニ立復ル時ハ、己カ惡シキコトヲ知り、御仁徳ノ厚事ヲ感シテ無伏臆白状可仕ニ付、御吟味モ早ク片付、何程敷御都合宜カルベシ、右様行レ候ヘハ再御厄介相備候者ハ稀ニ可有御座ト奉存候

○付箋

〔本文遠島場所ノ義、郡風建直方ニ付郡御奉行中
ヘ心付申出候書面ノ内ニ委細ニ有之候事

一 今般御一新ノ折柄誠実ノ御政事行セラレ候処、是非紛
紜区々ノ風聞有之候ヘトモ、実以奉恐入候御義ニ御座
候、全体其義心付候ハ、疾ニモ申出可仕筈ニ候ヘト
モ、蔭ニテ免ヤ角ト誹誇仕候族ハ不届ノ至ニ御座候、
旧来ノ処ニテハ御政事ニ依怙偏頗被為在、執政ノ権甚
キヨリ脈脈知音ヲ舉ルノ弊風有之、賢者ハ隠レテ姦佞
起り出、諺ニ所謂ソノ蔓ヲヒクト申スヤウナル汚世モ
御座候ヘトモ、即今年去御賢明ノ御政事被遊候義ニ
付、ケ様ノ旧習コソ御变革可被為在ハ勿論ノ事ニ付、
曾テ有之間シク御義ニ候ヘトモ、天視自吾民之視、天
聽自吾民之聽、諺ニ所謂天ニ口チナシ、人ヲ以テ云シ
ムト、前頭ノ風説モヤガテ御聞流ニハ成サセラレカタ
ク、就テハ勿体ナクモ奉汚君徳候様押移候テハ奉恐入
候次第ニ御座候、冀クハ仰テ天ニ愧ズ、伏テ人ニ恥
ズ、万件公議ヲ遂サセラレ、御実効顯然可被遊候様慎
テ奉懇願候、恐惶謹言

戊辰八月

勤中物書役並
知郡局調役御代官所附

宮本 亥三二

一 明治二年己巳二月、別紙「一」印之通諸郡御代官中ヘ

郡御奉行ヨリ被相達候付、同廿三日「二」印口上書之

通り知郡局吟味役植木助六郎殿迄差出置候処、翌廿四

日道話被行方并人名等委細口演ニテ申出候様同人殿ヨ

リ示談有之候付、「三」印頭書之通翌廿五日差出ス

〔一〕^(朱書) 諸郡

御代官中

御領民教導筋之義ニ付テハ連々御世話被成下、既ニ教
訓道しるべ等年々読聞セ候事ニ相成居候ヘトモ、真之
式正姿ニ相成、全体忠孝・長幼・辭讓等之道ヨリ深ク
相心得セ、民心を偏ク淳朴ニ導キ、郡風厚ク教化行届
不申テハ、御政道之可行届筋ニ無之ニ付、此度教導方
更ニ御手厚ク相成候間、第一村役人共ヲ初メ社人・医
師・僧侶ニ不限強チ文事有之者ニ不拘、惣テ行状等モ
宜敷、郡村之龜鑑トモ相成、右等教訓出来候モノ人撰

早急取約御申聞可有之候事

二月

(朱書)
「二」口上之覚

御領民教導筋之義ニ付教訓出来候者人撰取約被申出候様御代官衆へ御達御座候処、民心ヲ淳朴ニ相導キ、御郡政之補佐共可相成義ハ不容易大業ニ御座候へ共、論シ易キ説得ナラデハ元來凡民ニ候へハ得聞分ケ申間敷、仍テハ心学道話ヲ以テ教道仕、郡中一途ニ被相行候トキハ、第一勸農ハ勿論、忠孝奇特ノ領民相育チ候基礎共罷成可申敷、尤心学道話之趣意合等之義ハ去ル辰七月郡風建直方ノ義ニ付心付申出仕候書面之中へ委細加筆仕置候間、嘸御判断可被為在候得共、自然御採用ニモ相成候へハ、素リ郡村之龜鑑ト可相成程之者共ニハ無御座候へトモ、同志之者六七人御座候付、被相行方并人名等之義ハ委細口演ニテ申出可仕ト奉存候、此段心付之儘申上候、以上

二月廿三日

宮 本 亥 三二

(朱書)
「三」頭書

一心学道話之義ハ御承知ニモ可被為在候へ共、聖賢ノ証

語ヲ題トイタシ、俗談平活ニ説諭仕、専ラ心ノ沙汰ニ及ヒ、忠孝奇特者等ノ引咄ヲ以テ本文ノ意ヲ分リ易キヤウニ説聞セ申候付、仮令一文不通ノ婦女子タリトモ聞取り易キ事ニ御座候、其中ニモ志ヲ立入門ヲ乞候者共へハ善導手引ヲ仕、心理ノ修業仕セ候事

一被相行方ハ郡中一途ニ相成、郡々へ御示談被成置、心学道話ヲ以テ郡中教諭被遊度ニ付、志有之候郡村ハ早速申出仕候様御代官衆ヨリ割庄屋共へ布達相成居候へハ、引受申度郡村モ候ハ、申出可仕ニ付、別紙人名ノ内ヨリ手分ケ仕、其郡村へ入込廻村教諭致シ、自然道々盛ニ被相行、郡中無残行届実効も相立候へハ弥以テ御手厚ニ被相行、農間ヲ見計ヒ精々廻村仕候コトニ相成候様仕度候事

一講師廻村之節ハ一郡ニ付前講・後講兩人罷出候事

一道話之節席内見合之世話方兩三人入用之事

但、役人共之内ヨリ罷出可然哉之事

一廻村中賄等ノ義ハ調役廻村ノ振合ニ被成下可然哉之事

但、酒出シ候事ハ堅ク停止之事

一是迄道話之節席料・音物等一切請不申仕来リニ御座候

事

一道話之節入用之品左之通

繩床 此へ全体持込候品ニ候へトモ、何レ寺院等へ講席相構可申ニ付、高座等ニテ取合相済可申哉之事

見台

騶虞

湯飲

香建

男女分席仕切

燈油 此油一夜凡式合位、尤席ノ広狭ニヨリ多少有之

炭 此五日間ニテモ昼夜ニテ凡半俵位入用

右八筆御見合ノ為記載候へトモ、出先ニ於テ取合相済

候見込

一道話ノ節施印差出候義ハ、婦女子へ教訓ノ為メ以前ヨ

リ差出来候処、此度教訓道しるべ被差出候哉ノ折柄ニ

付、乍序申出加へ置候事

以上

人名書

後講

善導教授

測量方
小太郎父

坂田万味

煙草屋

重三郎

豊田郡下竹仁村

醫師

文珪

會計局支配足輕

賄方詰

中村辰二郎

右之者共京都本舎ヨリ印鑑相渡居候付、諸国へ罷越道

話仕候テモ不苦義ニ御座候

付箋 本文印鑑為御見合別紙差出申候間、御見合

○ 濟、追テ御返戻可被下候事

〔朱書〕
「三舎印鑑ハ出シタル儘不戻、
本書写×印ノ通り也」

中講

善導助教

御歩行組格

御軍艦附

兒玉小平太

嘉仲太殿弟

賀屋 忠 恕

浅野和光殿家来

藤田 敬 祐

勤中物書役並

知郡局調役御代官所附

宮本 亥三二

右之者共教授同様後講兼勤仕候付、何レへ罷出道話仕候テモ不苦義ニ御座候

前 講

侍 座

右ハ相勤候者共モ有之候ヘトモ、同道仕候節人名申出可仕候事

都 講

付箋

○ 本文人名筆頭先輩
次第二付不同有之

阿波屋

与 兵 衛

田 上 新 平

横田屋

四郎右衛門

○

三国屋

清右衛門

御歩行組

會計局詰

矢口 八太夫

茶屋

陽 次 郎

右之者共従来心学諸事取締世話方仕候者ニ御座候

〔朱書〕
「X」京都三舎印鑑添状写

表書

印

安芸国広島敬信舎

中村内蔵助

右者故石田先生門人ニ相違無御座候、於其御地御発起次第心学道話等御頼可被成候、右印鑑添状如斯御座候、已上

京都明倫舎

文政十二年丑九月

都 講

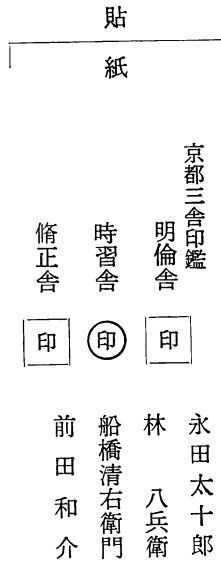
老 友

諸方心学

諸舎御都講中

印

裏書



覚

一御領主様ヨリかねて被為仰出候御法度之類早々為御知

可被成候事

一滞留中一汁一菜之外御馳走御無用之事

一夜具木綿類御用可被成、絹夜具類御無用之事

一酒宴遊興楽舞之席へ御同伴御無用之事

一金銀貸借御無用之事

右之通御心得被成、間違不申様ニ御取扱可被成候、以

上

○

一明治二年己巳、郡御奉行中ヨリ拙者へ示談有之、郡中

へ教訓之為メ施印差出サレ度ニ付案紙取組差出ベク候

様被申談、左ノ通書試差出置候処彫刻ニ相成タリ

書 試

宮本 亥三二

人は此世へなにしに來たぞと尋ねて見れば、士農工商おのれ／＼のつとめがありて、忠と孝とは素より正直正路に勤るが天の命ゆへ、怠りてはずまぬ事なれど、つとむる人の甚た少のふておこたるものが多いじやによつて、古哥に

牛はうし、馬はむまぞと呼るれど

人のみ人とよばれかねぬる

ついに朝ねして、にわとりもなく、今日は休ミたいといふて牛馬もなし、人知らぬ深山桜じやとて、じだらくにまさかず、米が表にも変らず、皆形だけの受前は怠らず勤れども、人と生れて人のつとめができぬといふは、牛むまにたいしても恥しい事にあらざや、古哥に
うりの蔓にうりのなるにもはぢよかし

人のたねとて人ならぬ身は

一日ひもじいめした事もなく、雨つゆにもぬれず、暑ければあついよふ、寒ければさむひよふ、自由しざいに寝起して、老としよるまであんらくにくらさるゝといふは

此上もない仕合のよい事にて、その本をよく／＼たつね見れば、殿様のおかげがあればこそ、山奥のすみ／＼までもおじひハ届き、おせわなされて下さり、夫から又先祖や親のおじひにて、悪ひことさへせねば誰一人もさわるものハない、其の大恩ハ山よりも高く、海よりもふかき故、いかにしてなりとも此御恩を報したきものなり、よし夫ハならずとも、せめて御上へ御厄介を備ぬよふ、親兄弟のかほをよごさぬよふ、百姓は百姓らしういたし、農業に精を入れ、一粒にても多く作り出し、御年貢にそまつのないよふ、成たけ早く皆済いたし、御法度を守り、主人や親にそむかぬよふ、夫婦和合く兄弟いさかいせず、他人の交は信実をつくし、すべて目上なる人には順ひ、みんななかよく暮すならば、直に御上を敬ひたてまつるいふものなり、夫ハ云わいでも知たことなれど、此しれた通りの外には道と云ふものハない、古哥に

道といふ其名に迷ふことなかれ

朝ゆふおのがなすわざと知れ

忠臣孝子奇特者とてもてはやさるゝも、此知れた通りをよく勤るはかりじや、又不忠不孝やぬす人となりてそし

りはづかしめらるゝも、此知れた通りを六つかしうおもひ得勤ぬのじや、只こゝろの持やう一ツにて善くもあしくもならるゝなり、古哥に

ふり挙るにぎりこぶしが開れば

かわいとさすると同じ手のさき

おなじことならば、人ハ人といわれて後ろ指をさゝれぬよふにせねばならぬ、油断をするといつの間にやら犬猫の仲間入して家内不和合、けんか口ろん(念)工事訴訟、大酒ばく多きなど何のことやら訳の分らぬ者となりて、己れも人じや／＼とおもふて居ても、夫れハかほかたち計が人にて、心は犬やら猫やら知れぬじやに依て、日々夜々にこわし／＼とつゝしまねはならぬ、忠孝奇特の者どもへ御ほうびを下さるも、悪人を御咎め成さるも外の事じやない、どふぞ主人や父母を大切にし、正直正路をとり失ぬよふ、下々のめい惑にならぬよふ、今日無事安楽にくらさせてやりたいとの御仁恵なれば、おじひの程をいたゞき、うか／＼せづに精出して信実誠をつくさねばならぬことじや、古哥に

絵に書たもちは喰れぬ世の中は

誠でなくばまにはあわぬぞ

○

一 明治三年庚午正月、安芸郡船越郡府へ勤番中受郡御代官佐藤保太郎殿へ左ノ如紙面出シ置

奉別以来益御機嫌克可被成御勤務奉敬賀候、然者此間被仰聞候下方教諭筋之義被相行方、別紙之通り愚考書試差上申候間、尚御賢慮宜敷御取成可被下候、尤兼テ之御含ニテハ差向処一両村へ御布達ニ相成、月々定日ヲ約し不絶被相行候様被成度趣ニ候へ共、定日等之義者先ツ御見合ニ相成、此鼻一と通り巡村致し、下方之居合御監察之上月々定日等御定相成可然哉ト奉存候、自然御採用被成下候ハ、一日も早く御手始メ被為成度、夫と申スモ、旧臘已来除害法も被相行、就而者此間中御名代巡在も有之、民心一途清廉ニ至り、婦服仕居候折柄ニ御座候へ者、其機ヲ不失内道話ヲ以性善無欲之本体ヲ説得仕候時者何より以テ良薬ト罷成、屹度御実効相頭可申哉と乍見越、愚考仕候ニ付早々御判断被為在、割庄屋共へ御布達可被成、尤別紙ニ御座候通り賄等之義モ有之、

且教導方人撰之義モ被仰出居候ニ付、旁以テ一応郡御奉行衆へ御達被為成候而者如何可有御座哉、心付之儘無伏臆申上置候間、宜敷御賢考可被下候、此段申上候、已上

頭書

一 講師招待之義ハ割庄屋共ハ駆引セ可申哉之事
一 廻村中之賄銀者御銀出相成可然哉之事

但、調役廻村之振合ニ仕、一賄米三合払、荷物夫等も右ニ准し可然歟、亦者一円郡足不相成様人馬賃錢・賄銀共一日何程ト申様御銀出可然歟、且前

講之者召連候節者賄銀等講師同様之事

一 道話中一村五日ト見テ昼夜一席ツ、都合十席、此油・炭入用左之通りニ候処、村割ニシテ可然哉

一 燈油 五六合

一 炭 半俵

一 講師賄方者朝昼香のもの、夕沓菜付之事

但、有合鹿菜ニテモ不苦、珍味無用之事

一 酒出し候事ハ堅く停止之事

但、入用之節者講師ハ代料差出し、購入方依頼有

之筈ニ付、相構ニ不及候事

一道話之節席内見合之世話方両三人差出候事

但、役人共之内ハ罷出可然歟

一御印付御代官所据り之釣燈、役人共好ニ応し御下ヶ
之事

一道話中割庄屋彦人、村役人共ハ不残出席之事

以上

○

明治三年庚午六月十五日、権大属池谷栄殿伝差出タル建

白書左ノ通り也

建白書

郡中教導筋之義ニ付、去己巳ノ二月諸郡へ被仰達候、
就テハ心学道話ヲ以遍ク教導相成候テハ如何可有御座
哉ノ旨、心付之儘植木助六郎殿伝ひ申出仕置候処、被
相行方等巨細ニ書付ヲ以申出仕候様御示談御座付、其
節委細申出仕候間、素リ御承知可被為在御決議濟ニモ
可有御座歟、若御採用相成可然義ニ御座候へハ、一刻
モ早急御藩内無遺漏博被相行度奉存候、乍恐当今藩知
事之御新職ヲ被為蒙、王民ヲ御委任被遊候事故、御支

配下之万民万一徒党強訴、或ハ不忠不孝之族モ有之、
御職掌不被為立候様之義出来湧候テハ奉恐入候御義ニ
御座候へハ、第一是ヲ防之策ナクテハ叶ヌ事ニ御座候、
国家之存亡盛衰ハ有道無道之ニツニ有リテ、万ノ弊害
御厄介筋モ皆無道よりして事起候へハ、上下共有道ニ
シテ修身ニハ若カス、然ハ郡中村々之隅々迄モ偏ク教
諭シテ忠信孝悌ニ基カシメ、何レモ安処シテ耕作仕候
様相成度、既ニ沼田・安芸・高田・高宮郡辺ニハ昨春
以来心学道話講師招待之義下方ハ歎出、賀屋忠恕殿御
差向ケニ相成候処村々一統感服仕、羞惡之心ヲ発シ善
道ニ相復候者共モ不少趣ニ相聞、右一兩席之講話ニサ
ヘモ如斯押移候へハ、況ンヤ不絶被相行候時ハ自ツト
姦民悔悟、良民相育チ、御厄介筋減少仕候義ハ眼前ニ
御座候、右心学之趣意合等之義ハ兼テ申出仕置候通朱
子学ニ相違無御座、講話ヲ以テ孝悌忠信ヲ論シ、専ら
心之沙汰ニ及候故、世人拳テ心学ト名付候ヨリ通称ニ
相成候由古来ヨリ伝聞仕候、然ルニ老荘釈氏或ハ陽明
揚墨之類杯ト評論スル者共可有之哉ニ相聞候得共、右
様紛敷教ニハ曾テ無御座、元祖ハ石田梅巖先生ニテ、

勿論新ニ設タル道ニハ無之、道ハ聖人之道、聖人之道ハ天之道、天の道ハ人之道、舜ハ仁義ニヨリ行フ、仁義ヲ行ニアラス、堯舜孔子程朱之証語ヲ基本トシテ尽心知性ノ工夫ヲ凝シメ、一旦豁然トシテ貫通スルニ至テ堯舜ノ執中、孔子ノ一貫、孟子ノ性善、浩然ノ氣ハ当歎不当歎、虚力実カト省察シ、如何ニモ至理当然ニシテ、符節ヲ合カ如ク相覓、聖賢ノ証語ヲ磨草トシ、日々ニ新タニ戦々兢々ト修身齊家、治国平天下之大道ニ御座候、石門之学風委細都鄙問答ト申ス書ニモ相著候ヘトモ、此書ハ同志之者ヨリ建白書ヘ添ヘ下応対ノ間ヘ差出候趣候ヘハ、此度ハ別冊聖賢証語国字解相添、為御見合差出申候間、得斗御熱覽被為下、石門之学風ニライテ自然御懸疑共被為在候義ニモ御座候ヘハ、何卒御対面御切磋被下度、左候ヘハ同志之者共中ニモ古老之者モ御座候間、直ニ差出申度奉存候、右之通ニ御座候ヘハ、仮令一文不通之者タリトモ五常五倫之論シ易キハ心学道話ニテ、実ニ郡中町新開トモ博ク被相行、可然布教ニ御座候間、神速御裁断可被成下候様仕度、素リ私情ヲ狭^(歎)ミ申出仕候義ニハ決テ無御座、

即今御浮沈之御場合故、於御上者勿論信義ヲ被為立候ヘ者、下万民ニライテモ赤心ニ相復、上下戮力一致ニ至リ、一度御武運被為盛、御藩内掌ヲ運す如ク平治仕リ、奉備御安心候様押移候ヘ、哉ト奉存、為国家聊寸心申出候義ニ御座候間不惡御推察被成下、自然御採用ニモ被為成候義ニ候ヘハ、被行方并講師之配当方等之義ハ重テ申出可仕候、右心付之儘不顧愚蒙此段申上候、以上

庚午六月

宮本亥三二

一 明治三年庚午七月三日、「イ」^(朱書)印ノ通建白書權大属佐藤保太郎殿伝差出置候処、三次郡司郡所勤番中同年八月十二日「ロ」^(朱書)印ノ通指図有之候付、「ハ」^(朱書)印ノ通書面差出候処、「ニ」印ノ通り再応差図有之候付、「ホ」^(朱書)印ノ通書面差出、尚「ヘトチリ」^(朱書)印贈答ノ通り相連タリ

「朱書」
「ロ」

宮本亥三二

此義殊勝之義ニハ候ヘ共、兼テ御人配手詰之処身

前差支等有之間敷哉、今一応考合可申出候

八月 印

〔朱書〕
「イ」

郡中教導筋之義ニ付、心学道話ヲ以偏ク被相行候テハ如何可有御座哉之旨兼テ申出仕置候処、昨春以來賀屋忠恕殿御差出ニ相成、沼田・安芸・高田・高宮・世羅・三谿郡辺者一ト通り廻村説論御座候処、下方一統感服仕、羞惡之心ヲ発シ善道ニ相復候者モ不少、実効相立候趣ニテ、所謂徳不孤必有隣ト隣郡隣村ヨリモ相慕、追々郡懇望仕候様押移候哉ニ相聞、右一兩席之講話ニサヘモ如斯善化ニ相復候ヘハ、況ンヤ此機会ヲ不被為失不絶被相行候時者、自ツト姦民悔悟、良民相育チ、御厄介筋減少仕候義ハ眼前之理ニ御座候、乍去广大之郡中ニ候ヘハ、忠恕殿一人ニテハ中々以テ行届申間敷候ヘハ、兼テ申出仕置候通、同志之人員モ御座候間、此鼻何レヘナリト御差遣ヒ可被下、勿論為国家ニ御座候ヘハ一入尽力教諭可仕ニ付、先ツ為御試兩三月廻村被仰付、下方氣受等モ宜敷、衆民感服、実効相立候事ニ候ヘ

ハ、重テ御差遣ヒ可被下候、即今教諭ニ預リ候程之郡民ハ何レモ道話ヲ相慕候情態ニ押移候趣、固リ善道ヲ相好候義者人性ノ常ニ御座候ヘトモ、氣稟人欲ノ壅蔽有之カ故、不教シテハ氣質變化之理無之、容易ク善ニ復セザルモノニ候間、偏ク教諭シテ道ニ由ラシムルニハ若カズ、然ト雖モ相当之講師無之歟、又講師之レ有ト雖モ御採用無之時ハ遂ニ被相行候期ハ有御座間敷、然ルニ当今ハ幸ニシテ不及乍ラモ五六輩之講師モ有之、且時機相応シテ下方懇望仕候折柄ニ候ヘハ、旁以御採用ハ此時ニ可有之候間、此機ニ乗シ博ク被相行度奉存候、尤道話ヲ以治民可致ト申スニハ無御座、勿論郡村ハ申ニ及ズ、町新開トモ其筋夫々御人備モ被為行届候義ニ付、別ニ教導御入用ハ有之間敷訳ニ候ヘトモ、善政不如善教之得民也ト、僧侶之勸化ニヨリ惡逆ヲ変シ良民ニ立復テサヘモ御政事之一助ナリト称美仕候義ニ候ヘハ、況ヤ聖人之大道ニ由リ、一度旧染之汚ヲ去テ固有之赤心ニ相復、新民トナリテ忠信孝悌ニ相基キ、加之御厄介筋減少仕候時ハ実ニ上下之美事不過之、何レモ所

希ニ御座候間、相与ニ戮力勉勵、勸善化導可仕、右之趣自然御採用被為在候義ニモ御座候へハ、御判断之一端ニモ可相成ト奉存、為國家聊寸考心付之儘此段申上候、以上

庚午七月

宮本亥三二

〔朱書〕

此義令承知候へトモ、外人別ニ当リ候テモ何ソ御遣被相成候共差箇等無之処ヲ以今一応考合、至急可被申聞候

八月廿九日

〔朱書〕

口上之覚

郡中教導筋之義ニ付心付申出仕置候処、御付紙ヲ以被仰下候趣承知仕、如何様御人配御手詰ニ付其儘教導筋へ御差遣被為成候時ハ、忽御人配差支可申義者勿論ニ御座候間、外同志之者共御差遣被下度奉存候、尤偏ク郡中へ被相行度ヨリ、其筋之人員へ御加用ニ付テノ御義ニ候へ者、御遣口之御都合ニ拠リ其筋へ御差遣被為成候共吐口申上候義ハ曾テ無御座、乍不及飽迄モ勉強仕、奉備御都合度心中ニ御座候間、

可然御裁断可被成下候様仕度奉存候、先書相添此段申上候、已上

九月

宮本亥三二

〔朱書〕

口上之覚

先般教導筋之義ニ付心付申出仕置候処、再応御付紙ヲ以被仰下候趣承知仕、左之人別夫々及押合候処、小三・辰二郎兩人ニ当、素リ今日之勤仕御座候得共、御人配之御都合ニ依リ其筋へ御差遣被為成候共渠身前ニ於テハ何モ差支筋無御座、万味義者老年、近来多病ニ付廻村難仕、外ハ別ニ当候テハいつ御遣ひ被為成候共更ニ差支筋無御座候段申出仕候間、余者可然御判断可被成下、此段申上候

坂田 万味

煙草屋

重三郎

豊田郡下竹仁村
醫師

三善 文珪

中村 辰二郎

児玉 小三

沼田郡後山村
醫師

藤田 敬祐
木村 嘉蔵
横平 三有

以上

十月八日

宮本亥三二

〔朱書〕印へ附屬ノ書面

人名書

石門善導教授後講

同善導助教中講

坂田 万味
煙草屋 重三郎
三善 文珪
中村辰二郎
賀屋 忠恕
児玉小平太
宮本亥三二
藤田 敬祐

同前講

木村 嘉蔵
横平 三有

以上

○ 本文兩人義昨春差出候人名ノ内ニハ無御座候へ共、當時出精仕候付加筆仕置候

〔朱書〕

前略、兼而之御建白書一条ニ付委曲被仰下候趣逐一承知仕、早速探索も仕、(八太夫)矢口士も(重忠)忠恕殿伝ひ種々探索有之、何も角も能相分り、就而者矢口を委細御駈合相成候之処、亦候付紙差函之趣右同人殿へ被仰越候、依而者再応之御申出も夫々当人へ被押合、一昨八日齋木愛三郎ヲ以差出、いつれ不日何免角差函ニも相成可申、何様先ン付紙もの係り衆を権大属へ之押合与者粗語(重忠)いたし居候処、再応御身前へ之押合ニテ能相分り候得共、其实先ン付紙之趣ニ而者御身前之差問有無与外ニハ被存不申候得共、是等中途ニ而之取捨敷、或者過敷、何分係衆を之押合へ左之通ニ

御座候、係辺之心中ニハ被行度志ナキニシモ非スト被相考申候、猶細々之義者矢口殿御駈合可有御座ニ付筆略仕候、真之貴酬芳勿々、以上

九月十日

笠間勇之助

宮本亥三二様

此義殊勝之義ニ候へ共、入用方并人員之内身前差間等ハ無之哉、今一応考合可被申聞候

〔ト〕
〔朱書〕

前略、然而彼ノ一条へ附紙押合之義委細被仰聞当惑仕候、色々愚案中ニ御座候処、賀屋氏先月廿五日帰郡ニ相成、早速御来状入披見、周旋相頼、あれ是へ参り被呉、大意様子相分、尚笠間氏も請方之処探り囉ひ候処、意味合能相分り候付、已ニ様子御報知可仕与存候処へ後ノ御状九月八日到来、直ニ御草案之通り相認メ、笠間伝ひ齋木へ出し呉候様相頼置申候、然ル処無子細受込ニ相成候様子ニ付御安心可被下候、尤小平(宛志)太義改名小三ニ相成、万味病氣ニ付廻村難出来ニ付、御草案之中へ加筆仕差出申候間、右

様御承知可被下候、賀屋も一昨八日出足、高宮郡へ

出浮、藤田同伴いたし候、聊之在宅ニ付兼而白神組道話催も得いたし不申よし、尤東辺都講大分はづ

み、已ニ広教寺ニおゐて去月廿四日廿六日迄続道

話相催、是ハ来応追善被相催、廿七日ニハ於愚宅会

輔相催申候、又当月三日廿五日迄於同寺賀屋一人へ

相頼、聴衆多く相欲申候、尚石井稽古場ニテモ文珪(三書)

八月廿七夜廿四日之間相勤候処、是も人数多参り候

よし、惣体人心御道ニ寄候様相見へ、此趣ニ而ハ御

建白通相行レ可申与奉存候、全ク上ニも其心組御座

候而こそ人別身前之義押合も御座候事与勇之助共相

咄候事ニ御座候、下略

九月十日

矢口八太夫

宮本亥三二様

〔チ〕
〔朱書〕

前略、然而御口上書封去ル八日矢口殿へ小廻りヲ以相届置せ候処、当日昼後御口上書清書笠間氏拙所持参御座候付、即時森榮之進殿へ差出受込相成申候間、左様御承知可被成候、下略

九月十日

齋木愛三郎

宮本亥三二様

〔朱書〕
「リ印笠間紙面者略ス」

一 明治三年六月、権大属佐藤保太郎殿と談有之、左之通り書試入内見置タリ

書試

心学道話之義ニ付一昨秋已来度々申出仕置候処、自然御採用被為在候義ニ候へ者、左之者共御遣ひ被為下、一下之通被仰付可被下候様仕度奉存候

一 石門善導
教授

堺町二丁目
煙草屋

重三郎

豊田郡下竹仁村
医師

三善文珪

卒属
會計局御賄方

⊕ 中村辰二郎

嘉忠大殿弟
賀屋忠恕

○ 本文人名筆頭貴賤ニ不拘先輩次第ニ御座候間、次第不同ニ御座候事

△

本文之通被仰付候へ者、左之者へ当候而ハ左之通り被仰付可被下候得者、大ニ御用弁筋罷成可申、且重三郎・三有兩人へ当り候而者、ケ成ニ取統渡世仕来候者共ニ候へハ、差懸ル処何も頂戴不仕候而も差支有之間敷奉存候へ共、文珪・敬祐ニ当り候而者困窮者ニ御座候間、相当之禄米御擬可被下候様仕度奉存候

一 格式

煙草屋
重三郎

一 名字帯刀御免

一 禄

一 帯刀御免

三善文珪

一 禄

藤田敬祐

一

右同断

助授

御軍艦附
⊕ 児玉小平太

郡政局書記補
⊕ 宮本亥三二

浪人
藤田敬祐

×

本文私義ハ即今当職被命居候へ共、心学御採用専ら被相行候時者、人数乏クテハ難行届ニ付、不願非力人員揃之為メ不得止加筆仕置候義ニ候間、可然公平之御裁断可被下候様奉願候

D 本文④印三人ニ当、入郡不仕節ハ銘々職掌相務可然義御座候間、御役其儘ニ而員外ニ被差置可被下候様仕度奉存候

一 右同断

加り

無役卒族

木村 嘉藏

沼田郡後山村

医師

横 平 三 有

今 一 卷 人

右之通断然被命候へ者、右人数ニ而十六郡受持、一手式人ツ、配当、巡郡ニ交ル〱廻村相行れ試候上、自然難行届候ハ、其節御人増申出可仕奉存候、且廻村之節御賄之失費凡左之通ニ御座候

郡中農間卷ケ年式百六十日ト見テ、

一米五拾式石

其間日々拾人ツ、入郡、卷人ニ付米

式升ツ、式百六十日分、本文之通り

一同七斗八升

右同断、雜用米卷人ニ付一日三合ツ

、式百六十日分、本文之通

〱五拾式石七斗八升

記

右御決議之端ニモ可相成与奉存、為御見合此段申上候、以上

六月

宮本亥三二

記

本文御賄米等入費自然御銀出難相調候ハ、郡割ニ相成候而も、左之通聊之義ニ付御差支筋者有御座間敷敷、為御見合申上候、已上
一五拾式石七斗八升
此郡中割御高四拾七万五千石ト見テ
高百石ニ付卷升卷合卷勺余

一 明治二年己巳六月、安芸郡割庄屋沢原繁太郎ヨリ心学道話懇望願出ニ付、講師被差出方等書面ノ写左ニ扣置

沼田郡

御代官中

此義承届候間、御賄銀渡り方之義ハ御勘定奉行中へ被示合、宜御申談可有之候

六月

横地代太郎
植木乙十郎
佐藤保太郎

覚 沼田郡

一心学道話講師御差向方之義委細別別之通り願出書面之趣も御座候処、幸イ賀屋忠恕并木村嘉藏高田・高宮郡此節廻村中ニ御座候処、右両郡相濟次第賀屋忠恕義引続当郡江廻村道話御座候へ者、於当

郡ニ調役宮本亥三三付属廻村仕セ候へ、都合可
然与申値仕候間、此筋へ神速宜被仰談可被下候、
別紙相添此談申出仕候、已上

巳六月

一左ノ触達者慶応三年卯四月之事ニ候得共、為見合書拔
タルヲ其儘扣置

態申遣

「心学道話郡ニ寄役人共申値講師引受相催候哉ニ相聞
一段之事ニ候、有志之者共幾日招請いたし候共不
苦、依之講話日数之内百日分ハ伝馬旅籠ニ而御銀出
ニ被成下候条、有志之者手寄之講師引受度候ハ、
猶様子申出候様組合村々役人共へ得斗相論可置もの
也

月 日 何郡

御代官所

割庄屋共

一慶応三年六月、惠蘇郡救済米繰上ケニ付可部町へ出張
中、惠蘇郡油木村与頭亦太郎へ遣ス示シ書

前略、扱引続キ琢磨之御修行可被成候へ共、無御油

断御工夫御上達御頼申候、兼テ御示談いたし置候通
り、本心を知るは私案分別なき赤子の心に立復りた
るを云なれハ、是迄のながく敷なじみの剛氣をハ
速ニ暇を遣り、りきみなく何事も打和らき、随分人
々へ仁心を御加へ可被成候、我身をひねれはいたみ
を覚へ、撫れハこゝろよく、其痛く快きハ我も人も
同し事なり、此心を万事へ押広め行ふを忠恕と申ス
なり、斯く云も別の子細ありて申すにハ無之候へと
も、此もと御話中貴様の御行振り、御引取後之処に
て何ソとなく風聞相聞へ候処、格別よき評判も無
之、善人といふも悪人と云も跡の沙汰、極楽へ行か
地こくへ行かハ死たる跡の人の沙汰にて、能知るゝ
ものなりと、古人の説によりて考見れば、誠なる哉、
貴様の取沙汰善なれば小子の喜悅かぎりなし、あし
ければ小子の示教不行届と存、かなしく存候間、呉
々も屹度志を御立、是までの行跡を御改め、何事も
本心のさしづによりて御行ひ可被成候、人ハ仁心無
之候てハ万事調ハぬものにて、剛氣は不仁の本にし
て、家内を治る事も成かたく、家内のきふくせぬな

らば、他人ハ素り帰服せぬものなり、左あらハ御役望の叶わぬハ身の行ひの悪キよりと、腹の中をよくく吟味いたし、さらに人を恨むへきにあらざ、貴様の質ハ三ツあり、一に血氣、二に我欲、三に暴言、本心を知と雖も此三質を止めざれば詮なき事にあらずや、早く此免を追放し本心といふ誠の尊主のさし込に順ひ、時々刻々慎み敬んで暫時も忽にすべからざる事肝要なり、古哥に

勇氣とは我人欲の私に

ちつともまけずかちぬくをいふ

剛氣にて人を見下し威を張るは

勇にハあらで我慢高まん

欲深き人の心と降る雪は

積るにつけて道を失ふ

つゝしみを己か心の根とすれば

言葉の色もみごとにそ映く

右之通心付之儘あらく申進候間、不悪御氣取弥以言行共に屹度御嗜み、昔にかわり神仏といわるゝ程に御上達之程厚御頼申候、自然右之通御勤被成かた

く義ニも候ハ、石田先生之門人ニ而者無之候間、過日御渡し申置候琢磨札ハ御返戻可被下候、右等得斗御考合之上何れと御様子御聞せ被下度、此段要用迄申進候、已上

六月二日

宮本亥三二

惠蘇郡湯木村与頭

亦太郎様

一 明治三年庚午九月三次郡司郡局へ勤番中、権大属根尾半殿へ附属廻村之節演説之扣

毛上見分条目根尾半殿演説

一 従朝廷被仰出候御書付之趣ハ不及云、速ニ申付候御

法度之条々堅相守可申

一 忠孝ハ人の人たる目的ニ而、父母に孝行致し家内睦

敷、親類并友百姓之因ミ合厚キハ孝なり、耕作を精

出し、御国恩之難有を忘れず、御年貢を大切ニして

分限を弁へ、家業を真実に勤るハ忠義なり、役人共

を初常々身を以先ニ立、教訓道しるべ不断読聞せ、

百姓之手引して組々村々治り宜、上へ御安心を奉

備、其身も安穩なる、是忠孝之ニツ全くするにて、

肝要に心得べし

一 社倉之義者飢饉変年之手当にて、他国ニハなき所もあれども、当御国者先々より厚き御仁沢之御趣意にて被行候へ者、一統之一命も綱レ候、いづれも難有事、得斗相心得、役人共者尚更正道ニして弥御手篤相成候様心掛へく候

一 工事訴訟不風儀ケ間敷事ハ皆々銘々欲心より起りて、却て銘々の入用ニ掛り迷惑ニ陥る、堅く致間敷、其内申出度事柄ハ統能く申出候へ者迷惑ニも不成、御厄介も少く、却テ上之御都合筋ニも相成事も候、心得違申間敷候

一 郡中之者共御家中ハ勿論、他国之人たり共武家へ対し無礼致間敷、行逢候節者冠物を取りいんぎんニ可仕、当時惣而供連を初メ手輕ニ致候義も全く郡中之入費を省キ候御趣意ニ候へハ、難有心得、尚々不敬無之様役人共常々可申聞候

一 百姓ハ第一耕作を専とし、此余暇ニハ諸産業を可心掛、産業者他所他邦より求る事ニ無之、其土地ノニ皆備りたるものニ而、奥筋ハ鉄山、又桑あれハ畜

をか、柏・ヘンダ・チナイ・山柝（榎）杯木ノ実ニ油アリ、雁皮・楮等紙になり、麻を作り、糸をうみ、食物ニハ粟・葛・りよふぼ・たんば・茸・わらび、種々の草木之根葉深山ニあり、是等皆天より夫々ニ御こしらへ置被下候義ニ而、里郡ニ而ハ表・さつまいも杯烟物よく出来れ共、栗・くづ・りよふほ等の品ハ不自由、鉄山もなし、山に桑もなく、いつくいづれニ而も二ツよき事もなけれハ、又何も出来ぬ、立行出来ぬ事ハ天よりあてがい不被下候間、天より御あてかい被下候ものハ少も油断不致、取り用ひ不申時者凶作ニハ忽飢饉ニ至候付、常々覚悟第一之事、百姓の飯用ハ奥里共米麦計を用ひ候事ハ致さぬ事ニ而、雑食を多分ニいたし、気を安らかに骨を折事第一ニ候、是等之道ハ役人共第一ニ心を附ケ、其所々ニ而あの品この品と導き可申聞候

右廉々を申談する義ニ而、其第一ハ質素ヲ尽し万事実意正道を以可相勤もの也

庚午九月

毛上見分条目者略

亥三二演説

只今権大属様ヨリ被仰談たる通り、此御条目の意ハ役人中初メ百姓ニ至るまでも常々能心得て、第一自身先づに踏行ひ、後にして他人を教訓せは徹底も宜く、よく帰ふくするものにて、何事も其人を手本とし見習ひ聞習ひ、忠孝敬礼之道も行われ、其外御制禁之廉々に当りても、手を入れずして互に能守るやうになります、古哥に

己れよく正しき時はおのつから

消にけらしな人のあく心

然るを此寄セ村々の内にハ有間敷けれども、中ニハ村内不居合、又者工事訴訟、喧嘩口論博奕等の起るハ、互に向へばかり目を付、我はよし人は悪しとおもひ、役人中がハ百姓をあしく思ひ、百姓は役人中が無理じやおもひ、双方我が手元のあしき事の見へぬ故にて、ある古哥に

よしあしの移る姿の影法師

能々見れば我見んなりけれ

我かよきに人のあしきかあるものか

人の悪しきは我あしきなり

畢竟平常腹の中の掃除の足らぬ故なれば、其旧るく染込たる己れかゝの心をハ早くはき出し、清廉潔白なる赤子の心に立かへり、互に打解、丸裸にて隔てこゝろなけれハ、打向ふ人々が其真実を感じる所より自然と家もよく治り、村内も居合宜敷、上之御恩も能知り弁へる様になります、古哥に

夕涼み屋の暑さは忘るとも

君と親との恩をわするな

其御恩といふは、皆々先祖より子々孫々の今日に至るまで御世話被成て下されハこそ、皆々取続て安穩に耕作して、忠も孝もできる訳、この様な山奥に住ても誰ぞ人指をさすものもなく、よしあしともに夫々御世話を下されてこそ、腹ふくとして寝起が出来るといふものでござる、古哥に

箸とらば天め地ち御代の御恵ミ

君と親との恩を味しおふ

既に昨年凶作ニ付而者、何れも進退相究り、如何共可凌業無之場合なるを御見捨玉ハず、鯛へさせてハ

不愍と思召、不容易御駆引ヲ以莫太の御貸下ケ米銀被成下、やつとの事ニ飢餓をしのぎ、惜しき命を捨ハせ下されたれハこそ今年の様な豊熟の秋に逢われる訳にて、実に難有事じや、古哥に

霜枯と見しも恵のつゆを得て

ミどりにかへる庭の若草

此高大無遍の御恩沢ハ文字や言葉に述かたく、山よりも高く海よりも深き故、中々以て報し尽すべき様もなく、有かたき事共なり、然らハ寸分ノ一、聊の報恩ながら斯ル豊熟の秋なれハ、責てハ昨年已来の御貸下ケ米銀ほとハ返納致さねハ天地へ対ても済まず、又是等を能弁へねば人に生れ出たる甲斐もなく、犬やら猫やら知れぬ、左様の者共は老人として有る間敷ニ付、何れも能々勘味致さねばならぬ、尚又当秋豊なればとて気ゆるみ致ましく、昼あれハ夜となり、豊年あれバ又凶年あるゆへ、みたりに衣食住に遣ひ果さず、御年貢は勿論、御貸米銀返納相済、残あれバたゞの売合でも貯置度心中ニなり、第一質素儉約をむねとせねばならぬ

一此度喰延方等之義ニ付厚き御趣意ありて御触出たれハ、皆々承知之事ニ候へ共、第一喰延の義は当夏も諸草木取溜之申出有之通り、不相変年々心掛ケ貯置ねはならぬ、是等ハ役人中の所ニ而よく説諭あり度事でござる

一諸職人等ハ農間職の事故、互に供稼なれハ、雇われたる迎おごらず、又雇たる者も同様簞食致し、又下女下男ハ分限に応し召使ひ申べく、去年之凶作にも拘らず、遣われし者ハ尚又命の親なれば大切ニおもひ、恩義を忘れず、当年ハ作方宜ければ召遣ふ者ハ相当の給料を出し、随分いたわりて使ひ、遣ふものも遣わるゝ者も互ニ信実に致たさねはならぬ、古哥に

かれはさぞ使ふところそは思ふらん

つかわれて世を渡る猿引

一役人中を初め豊かなる年じやとても居宅に不相応の普請致さず、別て百姓分ハ敷もの・建具等も先はむしろ敷にむしろだれといふ方が古風にて、是に准じ奢かましき事を致さず、此風儀を失ざる様にせねは

ならぬ、古人の戒めに

食は山海の珍味にあらざれとも、飢へされば即よし

衣服はあやにしきにあらざれとも、こゝろへざれ

ハ即よし

家居ハ唐大和の珍しき木を集めずとも、雨露に

ぬれざれば即よし

古哥に

寒からず飢はずハよしとおもふべし

欲心にかきりのある身でもなし

事たれば足るにまかせて事足らす

たらずで事足る身こそやすけれ

右御談じ申す廉々一同得心あるべきやう致度く、尚不

審あらば尋出られたく、先つ是迄

庚午九月

辞表

一私義、去明治六年二月五日教導職試補被命候処、近来

多病、其上痰咳ニテ、説教等ハ勿論、教義上事務難相

尽、目今病症ニテハ終身従事可仕義モ無覚束奉存候

間、乍不本意教導職試補御差罷メ被下候へハ、退テ養生相加、快全ノ上勉強仕度、此段相整候様奉願候、以

上

明治九年十一月十日

神道第三部
広島県第一大区五小区
安芸国広島向川場町居住
士族

宮本 亥三二一印

大教正稻葉正邦殿

○

心学道話再興之義ニ付伺

抑心学道話ト称スルハ人々固有スル性理ノ学ニシテ、程

朱ノ流ヲ汲ミ、論孟其他ノ経書ヲ講ス、其講タルヤ、一

文不知ノ村老野人、婦女子ノ聰クニ易キヲ主トシ、天性

具備スル所ノ倫理ヲ覚悟シ、神仏ヲ崇敬シ、家業ヲ勉勵

セシムルヲ始終トス、其創メ、丹波ノ国桑田郡ノ産石田

勘平ナル者京都ニ講席ヲ開キ、貞享年間ニ歿シ、門人

京師ノ産手島堵庵ナル者其伝統ヲ継キ、以来京師ニ明倫

舎ト唱ル本社有テ、学フニ規アリ、講スルニ則アリテ、

門生ノ修業上ヲ試験シ講師ト成ルコトヲ許ス、此講釈ヲ

心学道話ト称シ、東京ニ参前舎ト唱ヲ始メ、諸国ニ数十舎有り、就中当広島区内ニ於テハ歛心舎・敬信舎ノ二舎アリテ、御一新ノ頃迄行レ来リシニ、神仏ノ二道ニ教導職ヲ置ル、ニ際シ、講師番皆神道教導師ニ補セラレ、其後教導職ニ非レハ説教ヲ為ス能ハサルノ成規トナリシヨリ、心学道話ナルモノハ自ラ廃絶ノ姿トナレリ、然リ、而シテ彼ノ教導職ハ終身教義ニ従事スルノ保証ヲ以テ其職ニ補セラレ、是ノ道話ハ有志者職務職業ノ余暇同志ト俱ニ学ヒ、或ハ人ノ需メニ応シ講釈ヲ為スモノニシテ、其説所ノ精神モ神仏二道ニ異ナルヲ以テ素リ神道教導師ニ適當セサル者アリ、或ハ事故モアル有テ、往々教導職ヲ辞スル者アリ、依テ多年該学ニ志ス者、先師ノ遺伝廃滅センコトヲ歎キ、従前ノ心学道話再興ヲ図リ、既ニ京都府ノ本社明倫舎ニ於テハ、其筋ノ許可ヲ得テ先前ノ規則ニ復シ、心学道話ノ名称ヲ以テ講釈ヲ開キ、随テ諸国ノ旧舎モ再講開設セシ趣キ、先般京都明倫舎ヨリ通報之レ有リ、右ハ別冊国字ニ解スル如ク愚夫愚婦ヲシテ性理ニ本ツキ倫理ヲ明ニシ、職業ヲ勉励スルヲ奨ムルノ講説ニ止リ、人民ノ小補トモ成ヘキナレハ、当御県下ニ於テ

モ同志ノ者、職務職業ノ余暇心学道話ノ名称ヲ以テ講釈仕候義ハ差支申間敷哉、此段奉伺候也

但、本行国字解卷冊ハ御閱見濟御下付被下度候事

広島区紙屋町九番邸

平民

藤井清右衛門印

明治十七年四月七日

同区銀山町九番邸

同

田上新平印

同区竹屋町六十九番邸

士族

矢口八太夫印

同区上流川町六十番邸

平民

田上陽次郎印

同区橋本町四十八番邸

同

万代四郎右衛門印

同区鷹匠町百三十七番邸

士族明弟

賀屋忠恕印

同区天神町百四十九番邸

平民

藤田敬祐印

同区三川町七十六番邸

士族

宮本亥三二印

印割

広島県令千田貞曉殿

朱〔采書〕「伺之趣指令スヘキ限ニ無之候条、却下候事」

此儀指令スル之限ニアラス

〔采書〕

「明治十七」年「四」月「十一」日

広島県令 千田貞曉印

此指令アル本書ハ各員ヘ回覽セシトキ何レヘ留置タル
ヤラ回戻ラズ、仍テ記憶セシ儘ヲ記シ置也

一 明治廿六年三月、心学挽回方ニ付京都明倫舎贈答左ノ
通り也

未得御意候得共、被為揃御健勝可被成御座候半与奉敬

広島区竹屋村外三ヶ町

戸長 今井盛吉印

同区鷹匠町

同 滝戸古純印

同区材木町外五ヶ町

同 田中千次印

同区八丁堀外五ヶ町

同 山本改一印

同区猿楽町外十二ヶ町

同 木本源之進印

賀候、然而小生共義従来石門之学ニ志し、維新前後迄

ハ修学罷在候処、廃藩置県之際ヨリ道話者勿論、初入

之輩も絶而無之候へ者、欲心舎・敬信舎両舎共舎号ヲ

存スル而已、加之都講老友ハ星霜ヲ経ル毎ニ遂ニ遠逝

致シ候間、二十有余年ノ長歲月漸次斯ノ道ノ衰頹ヲ来

シ、今日ニ於テハ世人心学之何物タルヲ知ルモノ無

矣、嗚呼、斯道ノ衰ル素リ時勢之変遷ニテ、人為之然

ラシムル所ニハ無之トハ申ナカラ、道ノ行ハレサルハ

銘々共之未熟不徳ノ致ス所カト思ヘハ、誠ニ遺憾千万

ニ存候、抑斯ノ道ノ衰頹ヲ挽回スル策ヲ講スルハ小生

共之素務ニシテ、若シ既往之如ク放任致置候テハ、奉

対故先生其素務ヲ尽サルモノト相成、甚以不相濟義与

存候、依テ明治廿五年突然再興之念慮ヲ起シ、初入ノ

輩アラハ善導手引ヲ為シ、故先生之御取次仕リ、一人

たり共知心脩学ノ有志者出申時者、報恩之万分ノ一ニ

モ可相叶与存シ、同志ノ者集合致シ候テ之レカ方法

如何ヲ申值候処、恰モ当日ハ三月十七日（陰曆二月九

日）、（手島）堵庵先生之御忌日ニ有之候間、将来斯道之盛否

ヲトセシ為メ、可否ノ字ヲ記シタル關ヲ御霊前ニ備へ

相伺候処、即チ可ノ鬪ヲ得候ニ付、断然意ヲ決シ再興ニ着手致シ、新聞紙ニハ心学ノ何物タル訳ヲ掲ケ、善導手引ノ広告ヲナシ、心学教会ト申ス懸札ヲ門前ニ出シ、初入之来会ヲ試ミツ、アルモ、未タ修学熱心之門生ヲ得ズ、尤右再興ニ着手ト同時ニ座談ヲ依頼シ来候者モ有之、修業旁引続キ出席道話致候様之次第ニ御座候、抑我石門ノ学タル、塵芥中ニ捨置ヘキ学风ニ無之、加之德育ヲ重スル今日斯道ノ挽回ヲ企図スルハ何ヨリモ必要ト存候、且斯道ノ衰頹一度挽回スルニ於テハ御国体ヲ維持スル大良法不可過之モノト存候、然ルニ御地者素リ東京・大坂、其他ノ地方ニ於テモ心学ノ心ノ字モ曾テ新紙上(聞脱)ニ相見ヘ不申候ヘハ、定シ心学者ノ無之、広島同様ノ姿ニ可有之歟ト感慨ニ堪ヘ不申、乍去御地者他ノ地方トハ異リ、必ス之ヲ同一視スヘキモノニハ無之ト万々信候間、其辺之状態巨細相同度候ニ付上京、諸先生ニ拜話仕度候所、存シ候得とも経済上差障之廉も有之、心底ニ任セ不申故、無止左之一点書ヲ以御尋申上候間、乍御手教御報答被下度奉御依頼候、草々頓首

明治廿六年三月廿二日

広島県下広島市心学社友

藤田敬祐

宮本亥三二

西京明倫舎都講

上河源右衛門様

御問合ノ条件

一 明倫舎外両舎共現今之模様

一 都講老友并善導講師之有無

一 府県下之心学者ヘ対シ試験之上許諾之証タル三舎印

鑑下渡之有無

一 府県下ニ於テ三舎印鑑所持、又ハ都講老友存在セザ

ル時者断書并会友・輔仁・善導・都講・前中講之諸

印鑑者御地ニ於テ試験之上御渡可相成乎、果シテ然

ラハ無印鑑ニシテ善導手引并道話ヲナセル事ヲハ禁

止之有無

一 心学ニ関係之書物・著述類何人ヲ問ハス、勝手ニ版

権ノ免許ヲ請候共三舎ニ於テハ御構之有無

一 心学挽回之御企既ニ御着手相成居候ハ、時勢ニ応

シ心学者一般申値規則等之有無

一入学者ノ束脩及ヒ会費又ハ講席費共、目下講舎并都講無之地方ニ於テハ出方無之候処、矢張り旧慣ニ由ル歟、或者集財スル歟、取謀方ノ可否

一道話之服裝従前者継上下、又ハ十徳相用來候へ共、

御一新已来区々相成居候処、定規服之有無

一道話之後ニテ天下之御高札ヲ誦聞セ来候へとも、

御一新后ハ自ツト廢滅候処、是ニ換ルノ掟書等之有

無

以上

京都返書

拝啓、向暑之暇ニ御座候処、御地御舎中様御揃益御清適可被遊、珍重不斜奉存候、次ニ本舎一統無異、乍憚御休神可被下候、誠ニ過日者御大祭之砌御献香相成忝、且御遺稿送附之砌御受御叮嚀奉存候、然者御問合之儀早速御返事可申上筈之処、先般モ御断申上候通り、跡勘定其他ニテ取紛居、意外之延引ニ相成候段御免可被下候、実ニ御志御立被成下候趣定而故先生茂御満足ト一統大慶奉存候、然処当地事兼而御聞及ニモ可有之

ト存候へ共、教導職等者相受ケ不申、本府へ相願心学

道話講席之名義ヲ以許可相受設立致居、総而会友大旨之通り相行ヒ、維新前トハ少モ変リ不申候得共、先輩追々死亡仕、盛大ト申許ニハ無之、残念ニ存居候次第

ニ御座候、則御尋之義左ニ

一明倫舎外両舎共現今之模様

右本舎ハ

年頭三ケ日 一月七日誦初 八朔

三月九日 堵庵先生御祥忌 但一月後レナリ

十月廿四日 石田先生御祥忌 同

十一月廿四日 和庵兩先生御祥忌 同

月並道話 毎月 十一 十二 十三 三夜

前訓 毎月 三 十三 廿三 三屋

會輔 毎月 廿三日

修正舎ハ 月並道話 毎月 十七 十八 二夜

右不相変相勤居、聴衆相応ニ御座候

時習舎ハ当時休講致シ居候

一都講・老友并善導講師之有無

右本舎ハ総テ有之候

一府県下ニ於テ三舎印鑑所持、又ハ都講老友存在セザ
 ルトキトキハ、断書并会友・輔仁・善導・都講・前
 中講之諸印鑑ハ御地ニ於テ試験之上御渡可相成乎、
 果シテ然ラハ無印鑑ニシテ善導手引并ニ道話ヲナセ
 ル事ヲハ禁止ノ有無

右断書・印鑑等者今ニ試験之上相渡申居候、断書御
 受無之候テハ故先生之門人ト見做シ不申、印鑑無之
 候而者自然学派相違致候ニ付、手引導話等ハ禁止致
 居候、乍去維新後他国社中之内印鑑以外ノ人大成教
 管下ニ相成、教導職相受神道説教被致、其席上心学
 ノ講釈致サレ候ヘ共、右ハ本社ニ於テ致方無之、打
 捨置候テ本舎ノ関係ニ無之者ニ候

一心学ニ関係之書物・著述類何人ヲ不問、勝手ニ版權
 ノ免許ヲ請候共御構之有無

右者本舎ノ名義御用ニ御座候得者一応閲覧可仕、御
 勝手ニ被成候ヘ者其本ニハ関係無シ、相構ヒ不申候
 一心学挽回之御企既ニ御着手相加居候得者、時勢ニ応
 シ心学者一般申値規則等ノ有無

右ハ前申上候通旧来通ニ付新規則等無之候

一入学者ノ束脩及ヒ会費又ハ講席費共、目下講舎并都
 講無之地方ニ於テハ出方無之候処、矢張り旧慣ニ由
 ル歟、或ハ集財スルカ、取謀方ノ可否

右当地者旧慣ニ依リ一切相受ケ不申候、只会輔料ト
 シテ毎月中ノ出金仕相賄、若シ不足等出来候節者
 其都度相談致候得共、地方之御都合ニ依リ可然御取
 計可被成候、乍去故先生御開講御旨趣茂有之、講席
 費者御取集無之方奉願上候

一道話之服装従前者継上下、又ハ十徳相用來候得共、

御一新以来区々相成居候処、定規服ノ有無

右ハ羽織袴ニ致シ居候、老人ハ十徳之類

一道話之後ニテ天下ノ御高札写ヲ読聞セ来候得共、御

一新后ハ自ツト廢滅、是ニ換ルノ掟書ノ有無

右ハ一新后拝読致シ不申、又是ニ換ル掟書等ハ無之
 候

以上御答申上候通当地ニテ相行ヒ居申候、乍去土地相
 応之御都合ニ有之候事故、御考之上御取謀可被成下
 候、先者右乍延引御答迄如是御座候、已上

明治二十六年七月十日 明倫舎都講 木村治輔

山鹿泰三

中島彦一

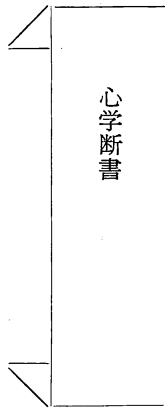
前田和助

藤田敬祐様

宮本亥三二様

副伸、上河氏ハ都講ニテハ無之、都講者前記四名ニ御座候、此段御心得迄ニ申添候

一心学入門以来受領セン諸印鑑等左ニ記シ置



表書 断書

一古先生諸人に性を知らしめ給ふハ其性にしたかハしめんがためなり、各此度性を御知り被成候上ハ、心のうちに不善ある時ハ直に古先生の勘当と可被思召候、形を以て古先生の門人とハ不申候事

一古先生の門人中若不行跡有之とき、其事御見聞被成

候ハ、其人ハ無御不審古先生勘当の人と可被思召、

古先生の門人と申ハ名と形とにてハ無御座候、善成人ハ門人、不善成人ハ破門と御心得可被成候、已上

宝曆十四年甲申二月

番房敬白

裏書 知本心者可守之大略

一本心を知り候ハ誠に入レ徳の初にて、未熟の故にこれを初心と申候、此度初て現在我か身なき事を御明らめ被成上ハ天心ばかりにて候、其天心ありとも無とも亦有無を思はぬとも思はず知らぬ故、仁とも虚とも中とも申候、これ少しも私なく方の思案をはなれ、何事にもかたよらざる故の名にて候、然ハ此私なき心を常住に失ハざる様に守り、身を動かす時ハ腹の内に願て私はせぬかとぎんミして身をはたらくべし、かくのことくするを敬心直レ内義以方外とハいふなり、かやうにして一生怠らず、心身ともに無意無事にならんとねがひ勤るを学問とハいふ也、されハ我身ハなきものなれハ、此後第一人に奪り我まゝをいふべきいはれなし、天心ハ善の円無垢なり、すべて悪ハ身より発るもの也、少しも悪念発らば即

我身出来たりと弁へ、はや本心ハ失ひたりと知り給ふへし、これつゝしミの肝要にて候

一初心にて道を人に示し説きかす人ハ、必我本心を守るにうとき故也と聖門にてハ甚きらひ給ふ事に候、勿論僧俗とも学匠の人に対し本心を知りたり顔にて万事議論に及ぶ事大なる不覚に候、智者ハさやうの人ハ直に見とり申候、其ゆへいかなれバ其我慢ハ本心を失ひたる者の相にて候、誠に恥かしき事なれハきつと慎ミ申度ものに候、又志なき人に強て道をすゝむるハ甚よろしからず候、また志あるを善に誘いざなざるもよろしからず、其弁へ有へき事に候

一神仏を拜する事、尤あつく慎ミ敬ふべし、即本心の御すがたなり、尊きの至也、すべて真実一体なるものハ自然に差別あり、貴賤上下分明なる理を我身に引くらへて弁ふべし、身一体なれども首ハ上ミにありて尊く、足ハ下にありていやし、目鼻口に至ても各次第ありて浄不浄も自ら混ぜべからざるにあらずや、これ近きしるし也、本心を明らかにしハ何の故ぞと考見給ふべし、其畢竟ハ五倫の交りをよくし、各

天命の家業を怠らず勉め、心身の無意無事にて安樂ならんがためなり、一念あやまりて我身を建立すれハ万のくるしミ忽にきたる也、恐れても恐るべく、つゝしミても猶あまりあるべく候

右ハつゝしみの大略にて候、日用万端に候へとも所詮ハ本心に具に立願て御つゝしミ御勉なされ候へハ、あたらずといへども遠からずして、終にハ本心の全徳習熟して申候歟

明和九年壬辰十月 手島 信 敬白

口上

天下泰天の御恩を難有奉存義最第一也、然れハ御冥賀のためせて人々身をつゝしミ奢らす、家内一門和合して暮すべき事なり、尤下々の身御恩を奉存などと申ハ恐れ多く、憚あれバ心底にありかたく奉存て相慎候事也、それ故別に口上を以て申候、已上

石田先生名、興長、字、勘平、号、梅巖（号）、丹波桑田郡東縣邑（郡）人也、及、長居（居）ニ于京師（京）、篤志（志）ニ聖学（学）、從遊之士日衆、所著有、都鄙問答・齊家論等、既行ニ于世、延享甲子九月二十四日病終ニ于家、

享年六十、葬_ト于城東鳥辺野阜上_ニ云

門人 手島 信 謹識

手島先生、名_ハ信、一名_ハ番房、字_ハ応元、号_ニ東郭_ト、初称_ニ嘉左衛門_ト、後改_ニ堵庵_ニ、家世々平安_ノ之人、其先_ハ蓋_シ出_ニ於源姓_ニ、父_ハ蓋岳先生、母_ハ上河氏、以_ニ享保三年戊戌夏五月十三日_一生、及_レ長而師_ニ事_フ梅巖石田先生_ニ、老後唱_ニ道_ヲ於京師_ニ、從遊之士日衆、所_レ著有_レ知心弁疑及理学津梁前訓等凡_ニ二十有余篇_一、既_ニ行于世_一、天明六年丙午、春二月九日病_テ終_ニ于家_一、享年六十九、葬_ト于城東鳥辺野阜上_ニ云

副書

手島先生の曰

御高札の表へ勿論、何事茂御法度急度慎而可相守事

一 神明を尊ひ、儒仏の教によりて直道を可守事

一 主君の心、父母の心に相背申間敷事

一 其身の家業を太切に可勉事

一 驕吝をなすべからざる事

右学者万事の慎へ不申及候、たとひ何事にても道理に合たるやうに思召候とも、此五大事におゐて相背候事へ堅くいたさぬ事と御心得可被成候

○ 道_ニ先生、名_ハ義道、中沢氏、称_ニ久兵衛_ト、平安_ノ人也、以_ニ享保十年乙巳秋八月十五日_一生、性固_リ好_レ学、雖_ニ家貧_ク無_ニ余暇_一、孜々_{トシテ}不_レ已_マ、嘗_テ疑_ニ妙法_ノ之義_一質_ニ宿儒_一問_ニ高僧_一、後_チ自_ラ有_ニ發明_一、及_レ長尊_ニ石田先生_一之教_ニ於_レ是師_ニ事_ニ手島先生_一、遂_ニ究_ニ性理_ノ濫_ニ樂_一、歳五十有五剃髮号_ニ道_ニ、来_ニ於江戸_一混_ニ說_ニ三教_一專_ニ為_ニ俚解_一名_ニ道話_一、其說大_ニ行_ニ、從遊之士日衆_一、筆_ニ記_ニ先生_一、口授_ニ而名_ニ道話_一聞書_ト一伝_ニ于世_一、享和三年癸亥六月十一日病終_ニ于参前舍_一、享年七十九、墳墓_ハ在_ニ本所猿江妙寿寺_一

○

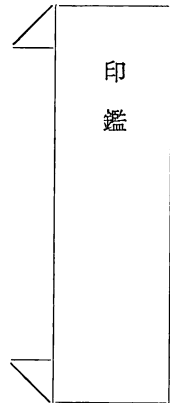
世間に我こそ本心を知りたれ、我則神なり、仏なりなどいひて神仏を籠略に思ひ奉る者これあるよし、これはいふに及ばぬ以外の邪見なり、兼て申ごとく本心を知

りたりと思ふハはや邪見の相也、正道といふハよく本心を弁へぬれば、毫厘すこしも私なき故上を上としてうやまひ、下ハ下として背かず、貴賤明らかにわかりたるをいふ也、一体といふハ私なき天理の渾然たるうへをいふなり、流行発用のうへにいたりてハ神仏にも格別その位次第あり、眼前分明にあまねく知る所也、されば我先生の門人たらん人ハかやうの邪見努々存すべからず、我国ハ神の御国なれハ殊更に神明を重んじ奉るべし、人倫を存ずるものハ父母の心を以て心とすへし、孝子ハ親の尊ぶ所を尊ひ、親の愛する所を愛すると有り、されハ生土神うぶすなのかみハ先祖父母の重んずる所、檀那寺におるてもこれ又おなじ、仏法ハ一方の守護たり、故に先考の帰依する所聊麁略有まじき事肝要也、儒に帰するもの我國の道理不明なるハ三宝さんぼうを蔑如へつじよするにいたる、これ大に神慮しんりょに辜負こふせらるることはとけのこないかしらなにかしらり、民家たらん身ハわけて此道理を能々弁へつゝしせんとうくにそむくミテ守るべき事也

天明八戊申年

中 沢 道 二

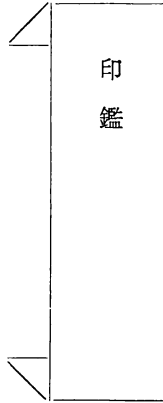
万延元庚申九月廿四日



会友 歆心舎



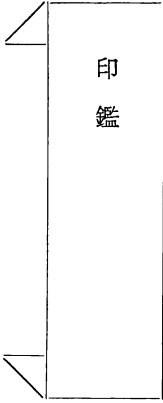
中村亥三二殿



中村亥三二

一 右自今前講之義御頼申候、以上

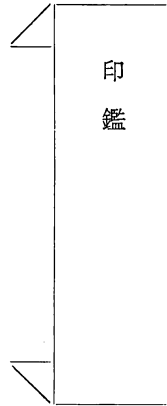
文久元辛酉年八月五日 敬信舎 (印)



輔仁

宮本 亥三

慶応三丁卯年二月九日 敬信 舎 印



一 宮本 亥三二

右自今善導之義御頼申候、以上

明治二己巳年二月七日 敬信 舎 (印)

広島県實屬
士族

宮本 亥三二

教導職十四級試補申付候事

明治六年二月五日

(長良)

代理

少教正 浦田 長民

今般神道部分被定候ニ付三部所管ニ被属度趣承諾致候

条、事務上之義者従前之通相心得、猶一層神道興隆之実
功ヲ奏候様尽力之程希望候也

明治九年

四月廿五日

神道第三部引受

大教正 稻葉正邦

(印)

教導職試補 宮本 亥三二 殿

宮本 亥三二

別紙辞令書及送達候条、可致拜受候也

明治九年十二月四日

少教正 浅野 忠

(印)

宮本 亥三二

依願教導職試補差免候事

明治九年十一月廿五日

大教正 稻葉正邦

備後国三谿郡兩熟田ノ事

覚

三谿郡

向江田村

当村与岡田村境筋積年及差纏、下方ニテ濟寄不申、既

ニ一昨年御吟味被為遣、追々御問訊も可被成下御場合御受置ニ相成居候処、今般權大属様右論所濟方之義御手厚ニ御説諭被為仰付候趣ニテ、村中不殘御呼出委細御示談被成下、誠ニ以御趣意難有奉感戴候、且者此内心学御道話拜聴仕候処ニ而者、仮ニも論義等取結、御厄介筋差備候様之義仕候而者難相濟御義も、愚昧之身前何も感服仕、斯投出申候上者如何様御判断被為成遣候共申上分無御座候間、宜敷被仰上可被下、為其村中連印之一札指出申候処相違無御座候、已上

午

四月

百姓豊平ヨリ庄屋格社倉五人組頭取
喜右衛門迄弐百拾壹人連印

当分庄屋

世良保平殿

右之通一同感服仕、連印之一札指出申候所相違無御座候間、余者宜敷被仰上可被下候、已上

午四月

当分庄屋

庄屋
世良保平

篤太郎

庄屋格
与頭

次助

割庄屋

連名殿

前段之通向江田村百姓不殘感服仕、連印書付差出申候ニ付取次奉差上候、余者宜奉願上候、以上

午四月八日

割庄屋

世良保平

同

後藤応助

同

原田淳二

同見習（下巻）
信助

三谿郡

御役所

覚

三谿郡

岡田村

一当村与向江田村境筋、去ル慶応二寅ノ春右ケ所向江田村ノ打開居候所等見取米附ニ相成候趣ニテ（以下

凡同文意ニ付略

午三月

百姓 幸松より社倉十人組頭取和藏迄
廿八人連印

庄屋

寿一郎殿

与頭

嘉造殿

右云々

午三月晦日

庄屋・与頭 連印

割庄屋

連名殿

前段之通云々

午四月

割庄屋連印

三谿郡

御役所

両熟田河原配当申渡

此度此河原ヲ以開地せしめ、永く百姓共安氣ニ農業為
致度趣意ニ而、両村者素り并ニ近辺外村へも鬪取ヲ以
配当せしめ候付、銘々思ひ通り之地所へあたる当らさ
るハ可有之候得共、弥以熟和申値速ニ植付可致、年久
敷論有而是か為ニ植付をも施さず、然ル処両村志宜申
出、仍而春者麦、秋ハ稻能実り熟するの吉事を以両熟
田与名付しむ、差向受引之義者割庄屋共へ申付ルもの
也

庚午四月十五日

(朱書)

「三谿郡両熟田碑文

碑面之文申値之上定之事

朱書ノ通り河野小石先生撰レタリ

鹿レテ標無トナル事

此ノ地ノ草茫茫トシテ広原タルコト二百五十有余年、
向江田・岡田ノ兩村地界ノ争アリテ今ニ至マテ開墾ノ功ヲ施スヲ得サル也
余輩開拓シテ五穀ヲ植エ、民ヲシテ安カラシメンコト

ヲ思フ、年久シケレトモ今日ニ至ルユエンハ、向江田
村ト岡田村経堺相争テ不決、今春心学セル賀屋忠恕并

ニ木村嘉藏官ノ允ヲ得テナル人広府へ請得テ五倫忠孝ノ道ヲ説ケ

ルニヤ、兩村ノ民感激シ、四海ノ内皆兄弟、況ヤ隣

近キ争論スヘケンヤト思ヘリ、余輩亦從テ争ノ末、徳ナル事ヲ懸諭セシカハ、

村ト経堺之論益ナキコト思フ時、余等亦経堺ノ論和漢

多ト雖トモ天理ニライテ益ナキコトヲ理解シ、数日不

出シテ後來協和センコト裏面ノ如ク請出スル、公ノ徳

遂ニ兩村并ニ此地附合ノ村ヲ加へ、鬪ヲ採リ、土ヲ分テ、速カニ墾治ノ功ヲ成

及民多年ナリト雖トモ、民ノ速カニ和セシニ感シ、兩

村又此地附合之村ヲ加へ鬪取ヲ以配分スルユエンハ、

農熟スルノ義ニ取ルナリ、状ヲ具シ上達シ、事ヲ記シテ石ニ勒ス、抑公ノ徳民

地ヲ以テ兩熟田ト名付ケンハ、兩村争論協和シ春秋稻

麦永ク熟スル義ニ取り、石碑ヲ建シメント始終上達セ

シ処許容アリ、希クハ後世習レ之テ広く経堺ノ論ナカ

ラシメント云爾

明治三庚午三月 三谿郡 権大属

右之通凡寺田土卜申値置候事 正之

裏面

前浜 正之 坂村政之助 割庄屋

吉田権之助 鶴岡 龜太 世良保平 後藤応助

寺田清十郎 伊藤栄次郎 原田淳二 信助

向江田村岡田
村役人#連印
ノ百姓不残書
入可申モノ敷

○

房州日本寺隠居寂庵心学に入発明の時よめる

性も元は空となかめし妄想も、はれて今宵の月のさやけき

見渡せは花も紅葉もなかりけり、よし野竜田の雪の明ほの

雪ふりて山も河原も白砂の、なかより通ふ庭の梅か香

右同人と徳水大人問答の事

問て云、扇子か見る音が聞くと申す時、我身体何ものそ、示し玉へ 予答、扇子か見る音が聞とは何故に知られ候や 云、物あらされハ見事なし、音あらされハ聞事なし、見るにあらず、聞にあらず、知にあらず、思

ふにあらず、識心ともに無なり、故に不審 予云、其ものいふ物は何物そ 云、不識 予云、是先哲の見

なり、汝は如何 暫時黙座して後言を改て云、当時寺

儀隠居の身に罷在候へ共、悟道安心に不至ハ恥しき事ニ

有之、老年に至り善智識を尋ね隨身苦行ハ素り勤かた

く、然れとも四十年来悟解も難仕義ハ所謂仏縁の薄きと

可申敷、彼是の妄念弥増難去、依之御示しを相願也と云

予拳を出し、是何物そ 云く、白隠も示す隻手の

声 予問、是予か掌中に握れる物ハ何物そ 寂庵又

暫時黙座す 予又云、夫それを工夫し知り来れ、示さ

ん 退て行住座臥、終夜工夫、見識皆放下し三界唯一

仏体と知る、依て来りて参前し、如斯と述て示しを乞ふ

予拳を出して問、是何物そ 云、拳のミ 予

云、ものいふ物は何物そ 云、一仏体 予云、昨日の

拳は一仏体に有、今の拳ハ爰にあり、又仏心何れに有や

云、無 予云、掌中にあるものハ如何 又暫時

黙座す、爰において予掌中を開き見すれハ紙の握れるあ

り 即大悟して声を発し歎て云、嗚呼、世尊の拈花迦

葉の微笑も是にありくといひ、身を動して歓喜し、感

涙頻にして手拭を濡し、又鼻水をかミ三拜九拜して泣き、暫時有て語りて云、世尊代々祖師血脈の仏心あらたなるを拝する事、心学の教によらずんば我身此儘妄想の地獄に墮はすべきものを、師の恩難報といふ 予又語りて云、昔し恩戒を行する僧あり、或もの試んとて鉄鉢に馬糞を入れけれハ、唯何となく取捨ける、彼の男又鉢を取投捨けるを、僧少し笑ひてこぼれたる米をひろひたり、僧につこりと笑ひけるによつて破壊せりとあり、是ハこれ迷也、加葉ハ拈花に微笑し玉ふハ悟なり、笑ハ一つにて迷悟何れにありや 云、煩惱即菩提心

○〔朱書〕

「是ヨリ×印迄一冊ノ書物也、三舎印鑑受授ノ節添渡センモノナラン」

各本心ハ御發明之通ニ而、唯上をうやまひ下を憐ミ、主君へ忠義を尽し、父母へハ孝養を致し、夫婦は睦じく、兄弟ハ中よく、召仕ふ人ハ子におもひくらべて信実の慈悲厚く、恵ミ有て天命の家職を怠らず勤る外なし、如此申せは事多き様なれとも、先第一御主人様へ忠節を御尽し、御奉公を大事になされ、御両親様方へハ機嫌よく御孝行に御事へ被成、何れにも御心の御安堵被成候様にと思召候へハ、自ら御家業も太切に被成候故、御繁榮にて

御身体持も宜成候道理ニ候、左候得者世間の人も目を付居候衆中ハ天然と感心いたされ、道をも学ぶ志しも出可申候、然ハ一人ニ而も道に入られ候へハ、故石田先生の御本懐にも少しハ相叶ひ可申かと奉存候儘、故先生への御報礼と思召、各御社中様方御示し合被下候而、御主人様へ、御両親様へ之御事へ御出精被下候様ニ偏ニ奉希候、右御頼申上度如此御座候、已上

安永九年庚子八月

手島 堵 庵

社中順講心得定書

一 惣而京都・他国とも御社中方御互に御自身心徳を磨く
 慎薄く相成、只諸人を引廻し候事而已御心懸被成候様
 ニ相成、其ゆへ御講釈・御座談とも雑話ニ相成、所々
 間違ひの筋も御座候様追々承知仕候間、以来は京都・
 他国とも御社中之外へ為御聞被成候御講釈・御坐談とも御無用ニ被成可被下候、畢竟御講釈・御座談被成候も偏ニ古先生之道を弘め申度存念ニ御座候処、右雑話ニ相成候而ハ還而古先生を奉穢候様ニ相成歎敷奉存候間、自然無拗義ニ付京都并他国において御講釈・御座談共御勤被下候ハ、其時々ニ都講へ御申出可被下

候、其上ニ而御旧友方御相談之上治定いたし御頼申上候上ニ而御勤可被下候

一京都・京近辺・他国とも御社中方御互ニ会輔席ニ而御講釈・御座談共御出情被成可被下候、是以雑話ニ相成不申候様御慎被下、此後ハ猶以人々一分を極上磨ニ致度候間、是迄之古き友達方を御互に厚く御世話、御引廻し奉頼上候、此上ハ弥物柔に和合し猶々親ミ厚く成候様御頼申上候事、勿論御稽古も被成度思召も御座候ハ、無御遠慮明倫舎・時習舎へ御出席被成、都講へ御届ケ被成御説キ可被成候事

一御商売用并御親類方為御見舞田舎へ御下り被成候御社中、右買用御兼被成、彼地ニおゐて御社中の外へ為御聞被成候御講釈・座談共御無用ニ被成可被下候、尤御志しの御初入も御座候ハ、明倫舎へ御登被成候様御世話可被下候、御頼申上候、又御志も無御座御方へ強て御進被成候事御無用ニ被成可被下候、右之通厚く御慎ミ可被下候、御頼申上候、以上

天明二年壬寅四月廿二日

手島 堵 庵

諸方へ道話ニ御出之朋友中御心得大体

一仁言、不_レ如_二仁声_一、之_レ入_レ人深_ニ

孟子尽心上ノ九丁

右の御語を以思ひ見るへし、何程善言をよく口上に述るとも、人の行跡実に善によくかなひしに感ずるにハ大きにおとるとの玉ひしなり、しかれば御互に真実に心徳に恥しからぬやうに身を勉へき事誠の志なるへし

一能以_二礼讓_一為_レ国乎、何有_ニ

論語里仁
廿八丁

不_レ能_下以_二礼讓_一為_レ国、如_レ礼何_ニ

一人而不_レ仁、如_二礼樂_一何_ニ

同八倍三丁

一為_レ国以_レ礼、其言不_レ讓、是_レ故晒_レ之

同先進十九丁

右の御語を以て考へ見るへし、礼ハ讓を実体とす、其実体不仁にてハあらハれず、不仁とは私あるなり、私意なき時天地分明なり、天ハ天、地ハ地、人ハ人、松ハ松、柳ハ柳、水ハ水、おの／＼を願ハさるは他に譲りて、おのれか分限にあんする、是辞讓の実体なり、しかれハ朋友の間たりとも随分／＼人様の御世話にすくなく成やうにと心かくべき事なり、御互に世話もし世話にもならねハならぬゆへ、別して此心得甚入用なり、惣して御互にかり物ハ何に限らず少しも間違

なく、失念なく返済の算用厳密にいたすへき義肝要なり

一会輔きはめの通いつかたにても

四書 小学 近思録

都鄙問答 齊家論

右の書を先表として御よミ可被成候、此外著述類の書も手前にて内きんミいたし候ものゝ外は御相談なく御よミ御無用ニ候、諸方にて御話も右の書物の趣にたよりて御物語然るへく候歟、先ハ御ふきんミ成御話ハ御無用、たとひ志ハよろしく候ても心得あしく候得者、思ハす妄談にも成ものにて候、此御心得違ひなきやうに第一に御たのミ申候

右定の外著述類の書物此方ニ而きんミ致置候、其余の書物ハ明倫舎へ御持參被成、御旧友かたと御相談之上苦しかるましく御申被成候ハ、御よミ可被成候、若御旧友方にて相済不申候書物ハ此方へ御尋可被下候、此方ニ而得与吟味之上ニ而御返答可被下候

一田舎へ道話に御出之御方ハ堵庵方へ御断御届ケ仰聞られ、帖面に御付被成候而御出可被成候、勿論初て御出

方へハ手寄より御添状付可申事、勿論琢磨札御失念なく御持參可被成候、此札御互の証拠に成候

一田舎へハ御覚有方よりの添状持參なく候人ハ此方の朋友にてハなく候段申遣し置候、たとひ添書有之人にても琢磨札持參候や御尋候て、御印形御きんミ被成候上にて御引請被成候やうに申遣し置候事

右此度御頼申上候道話心得の大体、田舎御会輔中へも申通し候へ共、別而右の一ケ条の趣き書中にて相達し置候得共、尚亦行届さる方も可有之候間、御手寄の田舎へハ右之段兼而御申入置可被下候

一別して分て申遣し置へき事、此方社中ハ何にてもかり物・札物等うけ申事申合かたくいたさず候事

一心学初入の道話の事ハ、是ハ常の話にハ致さぬ事にて候、心学に志あつき望の人ばかり別に御よせ候て、格別ニ御物語可被成候、是秘し候と申にてハなく候、心学に志なき人うけたまはり候てハ反てためあしく候、其段御心得可被成候

右之一通りにていつれも様諸方へ御出、心学御伝へ被下候御志ハあつき思召入故迎の事に、御志よく達し候やう

にと卒爾なから野拙存念あらまし相したゝめ御たのみ申候、猶思召も有之候ハ、御遠慮なく仰聞られ可被下候、いよ／＼此通り然るへく思召候ハ、御朋友中へ御手寄り御申達奉頼上候、以上

天明元辛丑四月

手 島 堵 庵

御社中方追々御多人数ニ相成申候故折々間違之筋も出来仕候ニ付、先達而安永九年庚子秋以来段々申合之書付差出候得共得与行届不申候哉、今以折々間違之筋御座候趣承知仕、氣之毒ニ奉存候ニ付、今度老友方へも御相談之上取メ仕候、尤都鄙社中申合之儀ハ順講心得之定書ニ委く御座候間、及ニ復重ニ候義も有之候得共、今度相改大略を書付申候処左之通ニ御座候間、此段御承知被下、以後間違無之様急度御守り可被下候

申合之事

一 御銘々之御自身を御慎、本心御長養肝要ニ候、尤其手寄之会輔場へ御寄被成、輪講会誦等御勤可被成候、且又都鄙遠近共御社中方御閑暇之折々御互ニ御往来被成、睦しく成候様御心掛可被下候

一 断書之事、都鄙遠近とも明倫舎四九之修業日ニ御出席之上御もらひ可被成候

一 毎月会輔度々ニ講釈并ニ論議等之後、会輔之内一条ツ、と会輔中可守大事之条与御誦可被成候事

一 断書ハ年ニ兩度ツ、二月十五日、九月十五日明倫舎ニおゐて講談可有御座事、并ニ所々之会輔之席ニ而も年ニ兩度ツ、御誦可被成事

一 順講心得定書も年ニ兩度ツ、二月廿八日、九月廿八日御誦可被成候事

一 社中之外へ御聞せ被成候講釈・坐談等、明倫舎、時習舎、脩正舎、其手寄之都講へ御断なく御勤被成候事御無用、但し御朋友方計御寄り被成候会輔ハ、京都其外とも其所々ニ而御勤被成候ハ御届ニ及ひ不申候、若他所へ御出被成候ハ、会輔とても御届之上御出可被成候事

一 講釈又ハ座談与称へ申候与、会輔与称へ申候与名義差別能々御弁被成、間違不申様ニ可被成候事

一 都鄙共ニ会輔場御営被成候ハ、前以明倫舎へ御届被成、老友方与御相談之上ニ而御営可被成候事

一四九心学修業日右御世話被仰合、御出勤頼申候事

并ニ講釈前訓女訓等之節も被仰合、御出勤御世話御

頼申候事

一御著述物并施印等被成候思召御座候ハ、明倫舎へ御

相談可被下候、無御届被成候事御無用

一都鄙御互ニ諸事通達之義ハ、兼而相定置候取次へ向ケ

何事も御申遣し可被成候事

右十一条

附録

一京都申合右之通ニ御座候間、隣郷隣国へ講釈・座談等

ニ御出被成候儀ハまつハ御無用ニ御座候、尤講釈并ニ

座談等被成候御志も相立候ハ、兼而京都へ御登り被

成、京都ニ而数度御講習之上堵庵指図御受被成御動可

被成候、尤他所へ御出之度毎ニ京都へ御届ケ可被成候

事

一他所々社中之由申参候衆御座候ハ、兼而申合之通添

状御持参被成候哉、御尋之上印鑑御吟味被成、紛敷義

御座候ハ、御断御申被成候而、早速京都へ御申越可被

成候

一金銀等貸借之儀急度被成間敷事

并ニ礼物・音物等一切受不申候間、此段得与御承知

可被下候、但し、儒業体之人は格別之事

一平常ハ勿論、講釈・会輔等之節惣而何事ニよらず目立

候事無之様ニ被仰合、御慎可被成候事

右四条

天明四年甲辰七月

手島嘉左衛門

他所へ講釈并ニ座談・会輔等ニ御出之節別而都

講が申入候条々

一御公儀様御法度急度相守候儀ハ不及申、其御国々之御

作法有之候へハ此儀得与御尋合被成候而、少しニ而も

御差支可有之義ハ急度御慎可被成事

一御講し被成候書ハ

四書 小学 近思録 都鄙問答 齊家論

右之書を先表として御よミ可被成候、此外堵庵著述の

書、其他之書ニ而も兼而内吟味いたし候書ハ不苦候、

其外之書類ハ御無用ニ可被成候、尤雑話ニ相成不申候

様御慎肝要之事

一心学初入之話ハ別而志有之人計御寄被成御はなし可被

成候、且又婦人心学初入善導之儀ハ御社中之内女之功者成人御頼可被下候、万一人無御座候而御下聞被成候ハ、外ニ耆人御付添被成候而御兩人にて御下聞可被成候事

一講釈之節聴衆御多人數ニ相成候義を專一ニ思召候ヘハ自然与雜ニ相成候間、何分御人數ニ御構ひなく御篤実ニ御成り被成候様ニ御心懸、御教誠可被成候、尤御世話人へも右之通御頼可被成候事

一添状并印鑑・琢磨札無御失念御持参可被成候事

一礼物・音物等急度御受被成間敷事、但儒業体之人ハ格別之事

并ニ他ノ勸化ケ間敷御世話御頼被成候共御断被仰候

而、御世話御無用ニ御座候事
一借用物等御失念なく早々御返済被成、算用厳密ニ可被成候事

成候事

右七条

附

已来新規之所ニ会輔相勤リ候箇所出来候ハ、右申合之条目并順講心得定書等早速ニ遣シ可申事

会輔場御宮被成度旨御申出被成候方ヘ申入候条々

一御公儀様御差支之儀無御座候哉、得与御考被成御念可

被入候事

一会輔場費用、御志厚方々計御申合候上ニ而費用出来いたし申候ハ、御宮御尤ニ御座候、格別御志も無御座方迄も御勤被成候様成儀ハ急度御無用ニ御座候事

一御社中和順いたし、私之申分無之様第一之御慎ニ御座候事

一先年ノ定置候会輔場法度書之類御渡可申候事

右四条

〔朱書〕

印

○

心学書籍目録

一堵庵先生善導口義

写本

一安楽問弁

同

一道哥集

同

一矢口先生初入晰

写本

一都鄙問答 上下

木版

栗原先生著
一秋の寢覚

同

一莫妄想

写本

一齊家論

木版

一聖賢証語国字解

(心学承伝之図添)

同

一私案なしの説

同

一朝倉新語 上下

同

一知心弁疑

木版

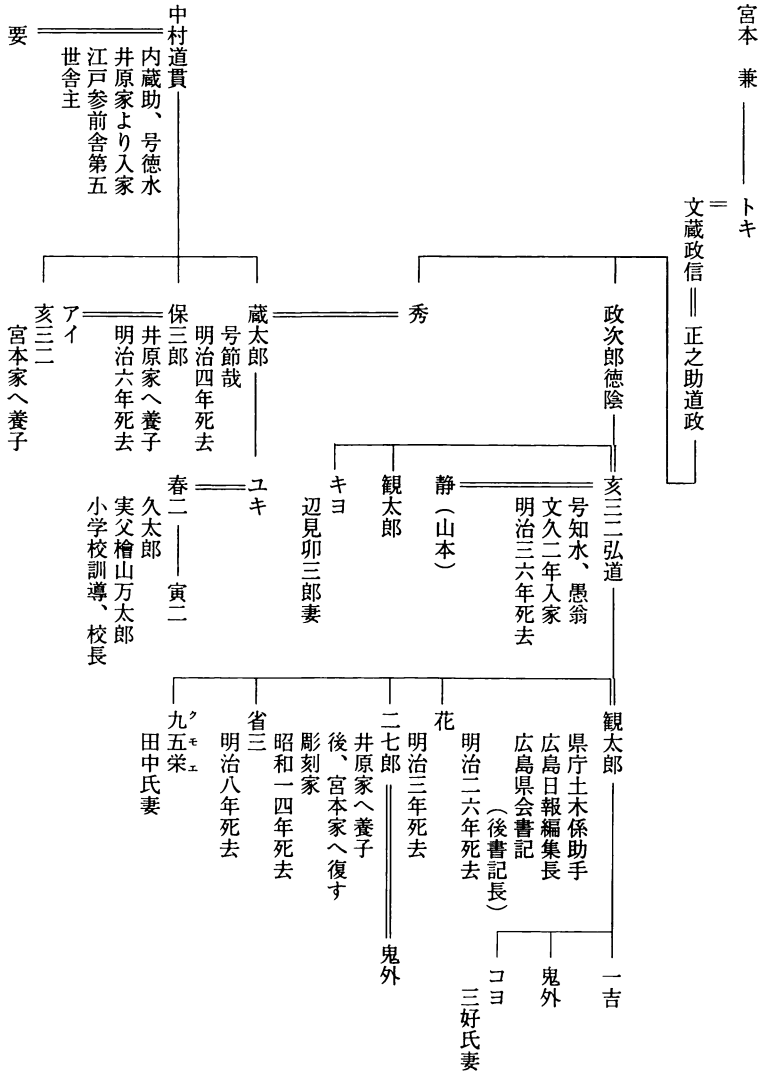
一心学道しるへ 上中下	同	・ 一道二翁道話 五篇	同	一心の花実 上中下	同	・ 一心学忠告弁書 写本
一かなめ草	同	・ 一道二翁童蒙訓 上中下	同	・ 一深造こゝろ元帥 同	同	・ 一道徳問答 <small>(慈音尼の著)</small> 木版
・ 一我つゑ 上中下	同	・ 一松翁道話 五篇	同	一民の繁栄 五卷	同	一ねむりさまし 同
大島有隣先生著		・ 一鳩翁道話 五篇	同	・ 一石田先生遺稿	木版	一座談隨筆 同
・ 一心学手引草	同	・ 一心学道の話 八篇	同	・ 一朱学弁	同	一臆隠居 同
同		一心学一夕話	活字	・ 一目なし用心抄	同	一女教訓石田先生著 同
同		一心学和合哥	同	・ 一和庵遺稿	同	一あつめ草 <small>(数十冊アリ)</small> 同
一心学教諭録 三篇	同	一雨のはれ間	木版	一本心鬼か挿杖 上中下	同	一身体柱立 同
一花間笑語 春夏秋冬	同	・ 一石田先生事蹟	木版			
一男子 一女子 前訓	同	・ 一手島先生事蹟	同			
一諸国舎号録	同	一五用心慎草	同			
一案山子草	同	・ 一塵とり 上中下	同			
一売卜先生糠俵 前後	同	一理学津梁 一名新実語教	同			
一本心近道真一文字 上中下	同	一鬼は外	同			
・ 一手島いろは哥	同	一学あすも見よ	同			

明治3 (1870). 1.24 2.29	32	郡政局書記補を命じられ、三次・恵蘇郡へ転郡する。 三次・恵蘇郡救済米(明治2年凶作に対する)繰場御用のため可部町へ出張する。
7.28 12.8		中継所の三次郡出張所三次町へ勤番する。 使部を命じられ、農務附書記補、御調・甲奴・世羅・三谿郡専務となる。
明治4 (1871). 4.1 7.24	33	神社調査のため4郡を廻村する。 三原出張所へ勤番する。
10.13 11.21		広島県等外出仕を命じられ、高田郡吉田村へ出張する。 戸籍係当分出勤を命じられる。
12.10		戸籍・社寺等の調査のため4郡を巡村する。
明治5 (1872). 2.17 5.15	34	県庁附属県掌の事務取扱を命じられる。 等外四等出仕租税課出勤を命じられる。
明治6 (1873). 2.15 5.5	35	東京参前舎より教導職十四級試補を命じられる。 宇品港船監交番を命じられる。
8.23		給禄はそのまま、士族に編入される。等外五等出仕を命じられる。
明治7 (1874). 1.10 2.4	36	雑税局局中書記を命じられる。 等外四等出仕を命じられる。
6.11 11.26		士族授産のための金融会社、共済社の設立に参加する。 酒店を始める。
明治8 (1875). 3.5 6.22	37	等外三等出仕を命じられる。 広島向川場町平田宗禎の掛持家(共済社)へ転宅する。
8.14 10.20		広島県を依願退職する。 家督を観太郎に譲る。
12.29		酒類受売業を始める(11年7月4日廃業)
明治9 (1876). 12.4	38	教導職十四級試補を免じられる。
明治12 (1879). 7.27	41	類似コレラを病み、8月より世帯向き一切を観太郎へ渡す。
明治16 (1883). 3	45	広島三川町の土地を購入する。
明治17 (1884). 4.7	46	県令に「心学道話再興之儀ニ付伺」を提出する。
明治18 (1885). 7 12.22	47	三川町土地の隣地を買い受け桑園とする。 広島心学の盛時を偲び、現在の衰頹を慨して新たに規約を定め、心学再興のため「同志につぐ」を回覧する。
明治19 (1886). 10	48	家屋・土蔵を建築する。
明治24 (1891). 12	53	共済社を解社、終結する。
明治25 (1892). 3.17	54	自宅に「心学教会」の掛札を掲げる。
明治31 (1898). 1 10.20	60	下宿道生館を設置し、自ら中学生の下宿監督をする。 西村茂樹の大日本弘道会に入会する。 日本赤十字社広島支部看護婦養成所の修身学講師を委嘱される(33年8月まで)。
明治34 (1901)	63	この年毎月17日夜、心学同志者及び後進者を自宅に集会し、会輔を開く。
明治36 (1903). 3.22	65	病没、享年65歳。

宮本愚翁略年譜

年 月 日	年齢	記 事
天保10 (1839). 3. 2		広島大手町筋六町目村中村徳水の自邸で、その四男として誕生する。
弘化2 (1845)	7	筆法を岡村嘉右衛門に、ついで津崎文助・大木嘉七郎に学ぶ。藩儒加藤熊之助より儒学を学ぶ。その後藩校に通学し、数学は牛田村田中定助に授けられる。
安政3 (1856). 4. 3	18	実父中村徳水死去。父の遺志を継いで心学を志すことを決意する。
安政4 (1857). 1.20	19	心学者栗原如心と会う。その紹介で広島心学の開祖矢口来応の善導手引を受ける。その後自家の土蔵内に籠居し性理の修業を行う。
	10. 5	修業の功頭われ発悟し、琢磨札を授けられる。
万延元 (1860). 9. 24	22	広島歛心舎で会友の印鑑を許される。
文久元 (1861). 8. 5	23	広島敬信舎で前講印鑑を許され、広島歛心舎において初めて道話を行う。
文久2 (1862). 7.20	24	宮本家と養子縁組整い、同家に入家する。
	閏8.17	2人扶持を下され、勘定所支配足輕に召抱えられる。
	10.10	佐伯・山県郡代官所手附当分加入として出勤する。
	11. 4	山県郡鍛冶屋中谷御場所(鉄山)へ勤番する。
文久3 (1863). 3.20	25	切米5石を下され、御用達所坊主を命じられる。剃髪して名を亥三と改める。
	6.18	京都詰を命じられる。京都で公務の間をみて心学者柴田鳩翁・吉岡教齋に謁し、研さんを積む。
元治元 (1864). 3. 8	26	帰広する。
慶応元 (1865). 7	27	同僚12人のうち7人を善導し、発悟させる。
慶応3 (1867). 2. 9	29	広島敬信舎で輔仁印鑑を許される。
	11.30	広島藩主浅野斉粛に道話を行うため召された心学者三善文珪に随従する。
明治元 (1868). 6. 6	30	政事堂掛り大目付岡村辰之進に建白書を提出する。これを含め、前後3度にわたり藩要路へ建白書を提出する。
	7. 3	還俗し、勤中物書役並知郡局調役御代官所附となり、安芸・沼田郡専属を申し付けられる。名を宮本亥三二と改める。以後、孝子・義民・高齢者及び鰥寡孤独者表彰の調査のため安芸・沼田郡を廻り、各地で道話を行う。
	9.13	沼田郡府へ勤番する。
明治2 (1869). 2. 7	31	広島敬信舎で善導印鑑を許される。藩主名代巡村の先越調査のため、安芸郡へ入郡する。
	3.17	安芸郡府へ勤番する。
	5.19	臨時御用のため沼田郡府へ出張する。
	8.24	会計局幹事支配を命じられる。
	9. 3	藩主名代附属として安芸郡を巡村する。
	10.29	安芸郡府へ勤番する。
	11.25	禄6石、卒族に差し置かれ、在役中卒族上等の扱いとなる。

宮本愚翁日記抜粹関係系図



- 元橋義孝 51
 森 栄次郎 13, 14
 森 栄之進 109
 森 群助 56, 57, 59, 62~64, 66, 67, 69, 70, 71, 73, 74, 78, 79
 守下惣次郎 16
 守下蘇民 63
 守下又一 63
 森田幹夫 9
 森本脩藏 62
 森本松太郎 18, 19, 32
 森 りう 63
- や
- 八百次 71
 八木菟久次郎 76, 77
 八木理助 73, 79
 矢口八太夫 14, 15, 42, 67, 68, 71, 78, 100, 108, 109, 118
 矢口来応 109
 安井和仲 66
 安江為之丞 32
 安本理三郎 51, 56
 矢萩 55
 山内与七 67
 山尾 止 77
 山鹿泰三 123
 山岸 観 45, 55
 山口うた 20, 64, 72
 山口勘太郎 20
 山口光風 66
 山口恕一 51, 53, 56, 62, 64, 67
 山口たつ 64
 山口武右衛門 7
 山下成一 51
 山科勘太郎 32
 山科恒右衛門 26, 28
 山科屋武八郎 20
 山田幾太郎 36
 山田大作 63
 山田養吉 24, 25
 山根 56
 山本浅吉 40, 63, 72
 山本卯助 10~12, 16, 29~31, 38, 40, 46, 49~51, 53~57, 59, 60, 64, 65
- 山本うた 11, 40, 71
 山本政一 119
 山本徳三 59, 60, 63, 64, 68
 山本徳太郎 40, 54
 山本彦平 35
 山本ひさ 55 →鈴木ひさ
 山本屋亀藏 51
 山本やほ 55
 山本吉允 51
 山寄〔医師〕 75
- ゆ
- 湯川 56
 湯木村亦太郎 112, 113
- よ
- 横田屋四郎右衛門 100 →万代四郎右衛門
 横地代太郎 8, 111
 横平三有 8, 108, 111,
 吉浦村善右衛門 11
 吉川巳之助 79
 吉田権之助 130
 吉田次郎 62
 吉田滝太郎 39
 吉田屋 30, 76
 吉村 博 51
 四方平 66, 67
- ら
- 頼 東三郎 34
- り
- 利三郎 39, 40, 51
 龍神大吉郎 11, 12
- ろ
- 六町目村幾藏 40
- わ
- 若狭屋直次郎 39
 若山繁之助 35
 脇本讓吉 16
 和田庄五郎 51
 和田玉二郎 32
 和田文太郎 58
 和智氏実 20

辺見 梅 72
 辺見きよ 72, 75, 76, 78 →宮本きよ
 辺見九兵衛 70

ほ

堀江嬰夫 52
 堀 禎次郎 32, 34
 堀野愛蔵 51
 本郷村武三郎 20
 本田庄造 →本木昇造

ま

前田 均 33
 前田和介 101, 123
 前浜正之(徳太郎) 16, 23, 24, 129, 130
 正岡為之助 28
 政九郎 35
 政五郎 48
 益井庄七 59
 益田仙太 8, 29
 増原幾次郎 29, 32
 松浦幾太郎 55, 60
 松浦勝左衛門 71
 松川角左衛門 43
 松崎与左衛門 48 →広屋与左衛門
 松島徳夫 42, 48, 55
 松田泰助 67
 松野節男 65
 松村乙次郎 1, 92
 松村貞雄 28
 松本喜八 52, 55, 60
 松本左二郎 14 →川島弥五郎
 松本介三 14
 松本範次郎 23, 24

み

三国屋清右衛門 17, 100 →藤井清右衛門
 三沢松太郎 65
 水野忠恕 78
 三田屋 32
 三戸滝三郎 60
 三戸八右衛門 6, 30
 三戸彦蔵 11, 13, 14
 三原町武作 23
 三村権蔵 28

三宅〔医師〕 39
 宮崎松五郎 22
 宮田権三郎 2, 3
 宮野市助 70
 宮本観太郎 12, 17, 32, 40, 43, 44,
 52, 54, 57~67, 69, 70, 74
 ~77
 宮本きよ 12, 15, 61, 68~71 →辺見
 きよ
 宮本九五栄 67, 77
 宮本鼓一 42
 宮本 静 9, 11, 21, 22, 52, 55, 56,
 60~62, 64~69, 72, 77
 宮本省三 56, 78
 宮本二七郎 22, 39, 40, 44, 54 →井原
 二七郎
 宮本 花 9, 11~13, 18, 78
 宮本政次郎 11, 53
 三吉惣右衛門 77
 三善文珪 15, 17, 18, 23, 99, 107~
 110
 三好屋市右衛門 43 →高橋市右衛門

む

向江田村篤太郎 128
 向江田村喜右衛門 128
 向江田村次助 128
 向江田村豊平 128
 向江田村春蔵 15
 村上邦裕(三郎次) 16, 18, 66~69, 72,
 78, 79
 村上是一郎 15
 村上 弘 51
 村田 60
 村田市太郎 44
 村田勘太郎 62, 66, 71, 74, 79
 村田信太郎 67, 71, 73
 村田良穂 45

も

毛利元就 34
 最上柳兵衛 35
 万代四郎右衛門 42, 67, 68, 78, 118
 →横田屋四郎右衛門
 万代又右衛門 68, 69, 71
 本木昇造 49, 55

仁和屋新次郎 46, 47

ね

根尾 半 14~16, 113

の

野上滝藏 13, 14
 野川新兵衛 33
 野沢和三郎 32
 野田文次 76
 野平小六郎 73
 野村完兵衛 43, 47, 48, 50, 52, 53,
 55, 58~66
 野村孫兵衛 3

は

畑中愛三郎 77
 波多野八郎 24, 25
 服部亀居 60, 61, 64, 66
 林 覚次 58
 林 喜太郎 72
 林 熊吉 16
 林 九郎兵衛 18
 林 他人之助 16
 林 直助 51, 54
 林 八兵衛 101
 林 半兵衛 51, 56, 61, 62
 林 木二 42, 48, 64
 原田淳二 20, 35, 128, 130
 原田次郎平 15
 原田 捻 69

ひ

檜垣庄平 59
 東本川枝松 54, 62
 久枝与三兵衛 7, 11
 日野又次郎 33
 檜山久太郎 18 →中村春二
 檜山左久平 8, 10
 檜山静生 49, 75~77
 檜山万太郎 18, 65
 平尾屋庸二 15
 平川重三郎 4, 5, 8, 12, 17, 39, 41,
 67~69, 78, 110 →煙草屋
 重三郎

平川タケ 67
 平田宗緝 55~57, 60, 62, 66, 69,
 71, 74, 78

平野九八郎 25
 平野富四郎 36
 広川三介 36, 38
 広沢真臣 17
 広沢せん 76
 広沢孫介 12, 20, 63, 65, 70~72,
 74~76, 78

広沢むめ 65
 広藤忠男 74
 広藤道庵 5
 広屋与左衛門 46, 47 →松崎与左衛門

ふ

深川常次郎 45
 深田左兵衛 18
 福田耕作 51, 53, 57
 福田裕藏(弥太郎) 43
 福原久太郎 48
 福原直一 27, 43, 47, 48, 57~59
 藤井正作 16
 藤井清右衛門 39, 42, 74, 118 →三国
 屋清右衛門

藤井百太郎 8, 9
 藤井勉三 55
 藤井 簾 74
 藤井和三郎 13, 15, 32, 76
 藤越余五郎 35
 藤田悦三郎 35
 藤田敬祐 4, 15, 20, 21, 67, 78,
 100, 108~110, 118, 120,
 123

藤田三千蔵 59
 府中村善右衛門 6
 筆屋 71
 船越寿左衛門 25
 船橋清右衛門 101
 古田 79

へ

兵之助 11
 別迫村伝右衛門 20
 辺見卯三郎 55, 70~72, 74~76, 78

ち

茶屋陽次郎 100
忠次郎 34
長 幾太郎 35

つ

辻 寛雄 53
辻 行雄(直太郎) 16, 25, 26, 28, 29,
51, 53

津田五右衛門 20
土屋市之介 19
土屋寛一郎 36
筒井百次郎 52
坪田健太郎 39
鶴岡亀太 34, 130

て

手島堵庵 39, 43, 52, 55, 60, 71,
117, 119, 121, 123~125
131~136
手島和庵 121
寺川文之進 27
寺田清十郎 16, 24~26, 130

と

土井十三郎 33
遠野 弥 28
徳兵衛 27
豊島屋 25
百々多次見 27
渡子島吉右衛門 11
渡子島丈次郎 11
渡子島仁三次 7

な

長井京蔵 26
中井利濟 3, 4
永江雄三郎 20
中尾勝太郎 41
中尾貞吉 12, 39, 40, 51, 53, 54,
56, 60, 65~68, 72, 79
中尾義規 44, 45, 48
中垣新右衛門 66, 68
中川三之助 24
中川政之助 49, 50, 62
中沢道二 125, 126

中島彦一 123
中島屋某 67
中田嘉三郎 36
永田恕助 48~50
永田太郎 101
中忠 45
長束 77
中西〔医師〕 12, 21, 68, 73, 75
中野屋 40
永浜 脩(脩助) 13, 16, 33, 41, 57
中村姉 30, 49, 50, 54, 56, 59,
67, 70, 72, 74, 78, 79
中村儀右衛門 34
中村吉之助 62, 68, 73, 76, 77, 79
中村蔵太郎 2, 8, 15, 16, 23, 29, 30,
33, 47, 49, 50, 66
中村辰夫 69
中村辰二郎 12, 17, 99, 107, 108, 110
中村徳右衛門 66
中村徳水(内蔵助) 39, 78, 100
中村寅二 68, 69, 75
中村春二 18, 30, 34, 39~41, 46~
50, 54~56, 59, 63, 72,
74 → 檜山久太郎
中村ゆき 43, 68, 71, 75
中村 要 39, 75
中元甚造 45
長屋温造 66, 68, 69
中屋庫助 41
中屋新蔵 25
長屋竹斎 33, 34

に

西尾幾馬 28
西神崎村久平 25
西浜祐三郎 51, 54
西村翠庵 53, 66, 69, 73
西村恒之助 61
西村益三 53, 59, 61, 63~65, 68, 71
仁保島格兵衛 10
仁保島吉右衛門 10
仁保島周三郎 7, 10
仁保島正三郎 10
仁保島忠左衛門 10
仁保島柳平 7, 10

指物屋三千藏 56, 63, 65

佐藤守真(保太郎) 4, 5, 13, 15, 17,
20, 21, 23~26, 28~
30, 103, 105, 110,
111

沢田保兵衛 35

沢直一 10, 28

沢原繁太郎 4, 6, 7

し

重光代五郎 77

品川藤十郎 49, 50

篠村佐七 54, 56

柴田千太郎 16, 34

柴屋幸三郎 31

柴屋豊七郎 31

芝和平太 2

清水俊(俊吾) 22, 41 →永賀

下土居信助 128, 130

下安村五兵衛 7

寂庵 130

白浜貫礼 41, 51, 53, 61

新庄尚太郎 39, 74

新庄まつ 39

す

水津覚兵衛 42, 50

末田七右衛門 32

末田来次 5, 7, 8, 10, 16, 19

菅復三叟 56, 61, 75

杉浦吉三郎 17

杉岡他人次 16, 28~30

杉崎与左衛門 55, 60

鈴木一郎 51

鈴木ひさ 60 →山本ひさ

鈴木米太郎 55, 56, 61

諏訪 18

せ

清次郎 42, 56

世良保平 128, 130

千田貞晧 119

そ

染中徳蔵 57, 64

た

田尾百飛 76

高尾良助 51

高木理兵衛 58, 59

高田伊豆 2

高橋市右衛門 57~59 →三好屋市右衛門

高羽雄平 41, 42, 45, 50

高原喜太郎 38

田上新平 100, 118

田上陽次郎 118

高屋等 16, 23

滝戸古純 119

滝戸他人之介 16

武井雄三郎 3

竹内喜太郎 73

竹内吉兵衛 42

竹内丈太郎 24, 25

武田嘉寿造 45

武田重助 53

竹田千司和 19

多田徳太郎 36

立野敬 69

立野勉 41

建部英一 48, 51

伊達宗興(五郎) 39, 41~43, 45, 50, 51

田中隴作 40, 41, 66, 71, 72, 74,

78, 79

田中亀助 19, 27

田中佐二郎 18~20, 23

田中正作 48

田中千次 119

田中常次郎 28

田中直助 13, 14

田中守次郎 8, 9

谷喜三郎 18

煙草屋重三郎 99, 107, 108, 110 →平

川重三郎

玉国慶二郎 34

玉島文之助 48, 49

田万里村吉郎兵衛 90

田村猪作 16

田村盛之介 33, 34

為積篤六 15, 23, 32

樽井伴蔵 70

樽屋 23

上河洪水 121
 神川平助 35
 上河源右衛門 120, 123
 賀屋加吉 34
 賀屋嘉仲太 100, 110
 賀屋忠恕 4, 5, 7, 8, 10, 13~15,
 17~21, 23, 34, 39, 41,
 62, 100, 106, 108~111,
 118, 129
 川崎貞寛(鹿之助) 5~7
 川島弥五郎 14 →松本左二郎
 川野あい 74, 78 →井原あい
 川野関内 50, 53, 54, 57, 62, 72, 74
 河原栄之進 16
 川村愛蔵 33

き

喜三郎 43
 北村内蔵助 51, 57
 北村祖母 57
 北 保次郎 38
 木原章六 24
 木村嘉蔵 8, 10, 11, 108, 111, 129
 木村治輔 122
 木元義右衛門 40, 51
 木本源之進 119
 久三郎 29

く

日下部登三郎 62
 日下部政之進 63, 64
 玖田屋直三郎 11, 13, 15
 国枝与助 36, 38
 国原角助 77
 熊谷幾右衛門 36
 熊田正太郎 2, 16
 熊野屋 60
 玖村屋 26
 鞍掛久誠 63
 倉田只右衛門 13, 15, 32, 33
 倉橋島伝右衛門 7
 栗栖伴次郎 62
 栗原昇三郎 26, 36~38
 栗原如心 136
 栗原他人三郎 16, 24

栗原直蔵 42
 黒川半助 44, 62, 65, 70, 71, 76
 黒川保次郎 74
 桑原健造 66, 74, 77, 79
 桑原正右衛門 19

こ

小池重隆 66, 68
 甲山町為三郎 25
 広介 27
 河野葎一 47
 河野小石 129
 小倉章吾 13, 16
 小崎熊太郎 14
 吾作 48
 小鷹狩介之丞 2, 48~50, 64
 児玉小三(小平太) 99, 107~110
 児玉良四郎 18
 後藤応助 128, 130
 後藤兵之助 25
 小村 62

さ

齋木愛三郎 14, 108~110
 西郷隆盛 67
 佐伯岩蔵 31, 39, 40, 42~45, 51,
 54~57, 60, 69
 佐伯数太郎 42
 佐伯幸蔵 59
 佐伯好太郎 35
 佐伯助三郎 40
 佐伯宗次郎 36
 酒井禎助 39, 57
 坂井有幸 53, 58, 60, 63, 66, 69
 坂倉又亮郎 59
 坂田小太郎 99
 坂田万味 99, 107~109
 坂巻滝之助 38
 坂村甚内 11
 坂村政之助 28, 130
 佐佐数太郎 9
 佐々木健太郎 40
 佐々木昌作 53
 笹土篤三郎(弥次郎) 14, 33
 指物屋貞蔵 56

井原あい 46, 47, 50, 51, 53, 54,
57, 62 →川野あい
井原二七郎 54, 57, 60, 62, 63, 65,
66, 70, 72, 75 →宮本二七
郎
井原保三郎 12, 13, 23, 29~32, 40~43,
45~54, 58, 64, 66
井原弥門太 66
今井盛吉 118
岩田佐佑 69
岩田しづ 11
岩田千郎九 45, 46
岩部百平 34, 65
岩本虎蔵 29

う

植木乙十郎 5, 111
植木完兵衛 16
植木助六郎 97, 104
植木六右衛門 9
上野恒太郎 41, 42, 51, 52
上野 俤 51
植原屋徳太郎 19, 20
宇品島豊吉 10
内海東叔 36
浦田長民 127

え

永賀 22 →清水 俊
栄十郎 27
江木村小三郎 19

お

オールト 49
大石 56, 67, 71
大石 嫗 67, 72
大久保弥三郎 28
大久保 康(康平) 38, 57
大島有隣 137, 45
大竹屋 52, 72
大原屋 60
大町栄助 54
大宮福次郎 44
大屋村久兵衛 11

岡田 清 53
岡田村嘉蔵 128
岡田村幸松 128
岡田村寿一郎 128
岡田村和蔵 128
岡田屋覚郎 20
岡田洋助 20
岡村嘉右衛門 51, 57
岡村辰之進 1, 17, 83
岡村 詰 77
岡山俊作 52
岡山誠作 34
小川作右衛門 19
小川忠順 25
小川梁作 58, 59, 69
奥田半助 35
奥村鹿之丞 28, 32
奥村甚之丞 16
音次郎 23
尾道町得次郎 19, 37
帯屋直次郎 19, 37

か

海田市彦次郎 6
海見和源太 73, 75
嘉悦 儀 56, 57
賀上庫三郎 37, 38
香川蔵吉 41, 51, 52
香川襄六 16
香川仙太郎 13, 14
柿坂篤造 63, 66, 69, 73~75
寛 勘太夫 60
景山義太郎 24, 25
笠間友五郎 73
笠間勇之助 40, 43, 109
笠間良之助 14, 15, 40
片岡多一郎 11~13, 15, 32~34
片山新太郎 16
加藤悦三郎 35
加藤権六 61
加藤増次郎 48, 60
加藤六兵衛 39
金子〔医師〕 9
金子清之助 30, 43, 52, 72
金子辰一 43, 44, 48, 72

人 名 索 引

凡 例

- 算用数字はページ数を示す。
- 配列は五十音順とした。なお、読み方については、通例と思われる呼び方にしたがった。読み方が分からない人名については、原則として音読で配列した。
- 原則として姓名を収録するようつとめたが、姓・屋号・名前しか分からない人名についても収録した。その場合、名前しか分からないものは居町村名を冠したり、姓しか分からないものは職名を〔 〕で補うようにつとめた。
- 改名がある場合、旧名を（ ）で示したり、→で参照できるようにした。
- 採録にあたっては、検索項目が分かりやすいように体裁を変えた場合がある。

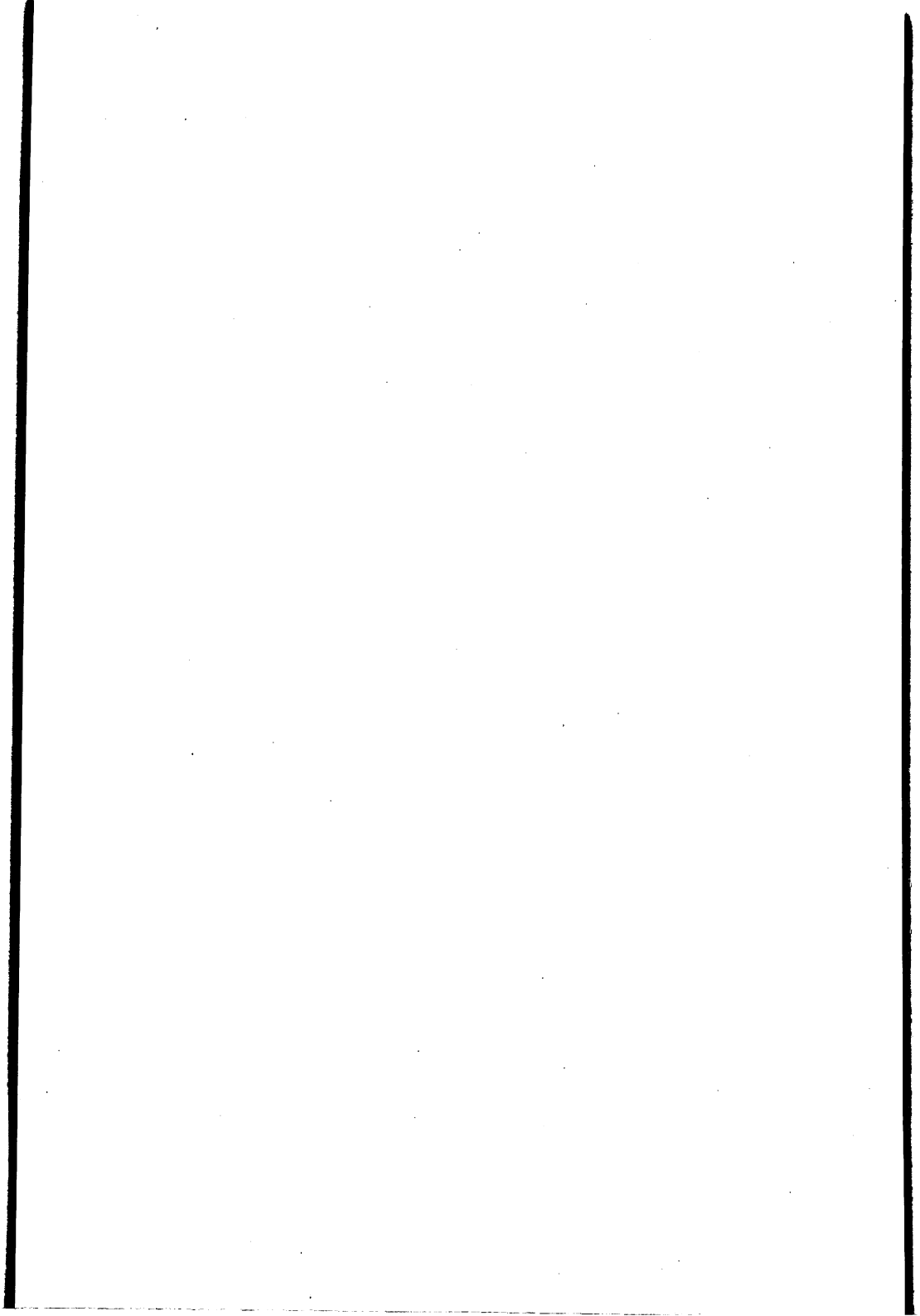
あ

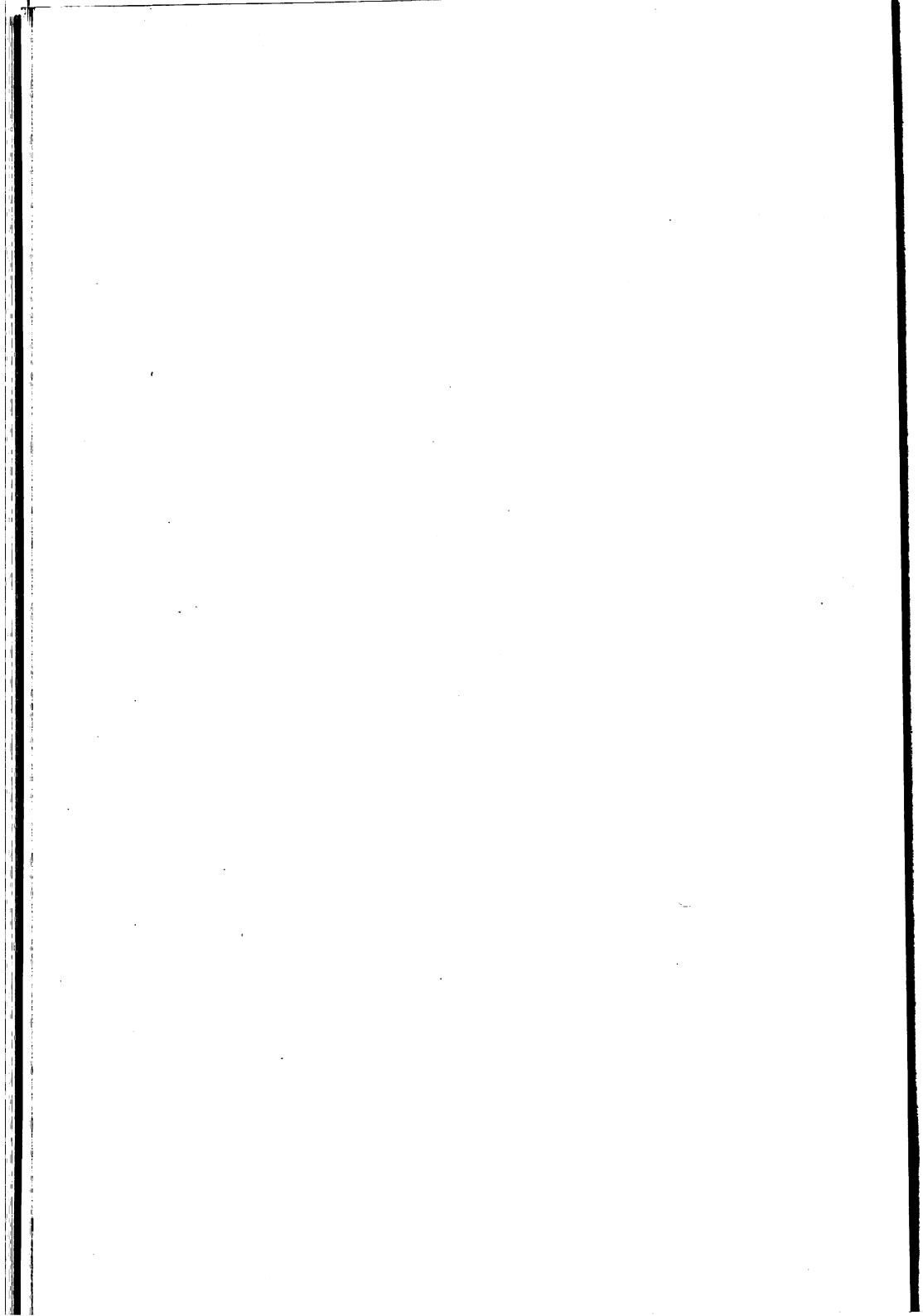
青木幸三郎 40, 45~50, 53, 54, 64
 秋山為太郎 23, 27, 29, 30
 浅野和光 4, 100
 浅野 礼 56
 浅野敬吾 61
 浅野千里 66
 浅野 忠 127
 浅野懋昭 26
 浅野懋績 2, 26
 浅野長勲 1~3, 9, 17, 22, 24, 51, 65, 83
 浅野長訓 24, 25, 27, 31, 46
 浅野孫夫 61
 芦田準造 15
 天津東平太 59
 荒木和一郎 16
 有田三之丞 8
 有田禎次 76
 粟根恂助(準助) 42, 48, 52
 粟根孫四郎 25
 阿波屋与兵衛 100
 安藤五郎 22, 29

い

飯村市助 44

飯村樵藏 67, 72, 76
 伊川 某 57, 62
 池谷 栄 13, 16, 17, 19~22, 32, 34, 104
 池田辰之助 14, 32
 石井仙三郎 18
 石井友矩 12
 石井 昇(昇左衛門) 13, 14, 43, 51
 石崎重兵衛 53, 56, 57, 59, 61, 63, 71
 石田梅岩 8, 67, 70, 89, 93, 100, 104, 113, 117, 121, 124, 125, 131
 板原確三 28
 伊藤栄次郎 130
 伊藤群平 10
 稲垣新之助 10
 稲草村新兵衛 36
 稲草村専右衛門 36
 稲葉正邦 117, 127
 井上実藏 16
 井上仙右衛門 69
 井上仙之助 23
 井上彦太郎 23
 井上正充 57
 井上盛藏 55





宮本愚翁日記抜粋・恩ほうし 広島県立文書館資料集 2

平成7年3月31日発行

編集・発行 広島県立文書館
〒730 広島市中区千田町三丁目7-47
TEL (082) 245-8444

印刷 柳盛社印刷所
〒730 広島市中区東白島町8-23
TEL (082) 221-2148

